

全国労働安全衛生センター連絡会議

第13回総会は9.7-8 三重 鳥羽

全国安全センターの第12回総会は、2002年9月7日(土)15:00-8日(日)12:00、三重県 島羽市の「島羽船員保険保養所 マリンパールとば」で開催します。

議案等は次号、9月号に掲載する予定ですが、お手元にお届けするのが総会直前になり そうな見込みであるため、申し訳ありませんが、ご参加いただける方はそれ以前、8月末まで に参加申し込みしていただきますようお願いいたします。

会場は、JR及び近鉄鳥羽易下車、シーサイドホテル行きバス「鳥羽駅→簡易保険センター前(15分)」徒歩7分。鳥羽駅までは、名古屋から近鉄特急1時間30分(ノンストップ)、大阪(灘波)から近鉄特急(1時間56分)です。

日時: 2002年9月7日(土) 15:00-8日(日) 12:00

会場: 鳥羽船員保険保養所 マリンバールとば 〒517 三重県鳥羽市安楽島町靱谷1200-31 TEL(0599)25-3987/FAX(0599)25-7592

参加費: 17,000円 (宿泊費・食費込み)









JR及び近鉄鳥羽駅下車、シーサイドホテル行きバス鳥羽駅-簡易保険センター前 (15分)徒歩7分。

/アジア・ネットワーク

出るネットワーク な顔ぶれ・取り組み アスベスト問題で特別報告 全国安全センター事務局長 古谷杉郎 --2 台湾●7年の闘争で労災被災者保護法を獲得 ----9 香港●初めての4.28記念日の取り組み-----13 OHSE研究所●アジアの労働組合のための──17 第90回LO総会: 労災職業病 労働災害・職業病委員会の討議内容 連載15---塩沢美代子 語りつがねばらならぬこと 33 アスベスト禁止をめぐる世界の動き 4月のロンドン・アスベスト・セミナ 眼の障害等級認定基準一部改正通達 耳・口の障害等級認定基準一部改正通達 各地の便り/世界から ILO ●グローバリゼーションの挑戦に立ち向う——50 厚労省●管理濃度等検討会が作業開始 ------52 東京●炊事作業で発症の頸肩腕障害認定── 栃木●フィリピン人労働者の障害認定不服審査──54 東京●電気工事作業の石綿曝露で肺がん----55 中国●危険有害物質対策の新規則・ 最高裁●はりきゅう時効裁判に不当判決──

元気の出るネットワーク多彩な顔ぶれ・取り組み

アスベスト問題で特別報告

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

スタッフ確保、ウエスも開設

ANROAV(労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク)の年次総会が、昨年と同じく5月8-10日にタイ・バンコクで開催され「昨年の会議については2001年8月号40頁、10月号39頁を参照」、日本からは今回は私ひとりが参加してきた。

1997年に結成されたANROAVは、アジアの労災 被災者の権利の確立、労働安全衛生の改善に取り組む様々な団体・個人のゆるやかではあるが、着 実に相互の信頼、交流、連携を促進してきた草の根 ネットワークである[1998年1・2月号、2000年4月 号参照]。しかし、主に資金面の問題から、2000年 に事務局を香港CIC(キリスト教産業委員会)から タイのFOW(女性の友財団)に移したものの、専従 スタッフ不在のままニューズレターの発行もできなかっ た。昨年の会議で、緊急対応として、香港、台湾、韓 国、日本の4か国で1万US\$を目標に分担してもらっ て資金を確保したいという提案がなされ、昨年末、私 たちもこのためのカンパを皆さんに要請させていた だいたところ。おかげさまで多くの方々からカンパが 寄せられ、日本からは3,000US\$送金した。この場 を借りて、ご協力に感謝したい。香港の関係団体が 1,500US\$集めて何とか当座の資金を確保した模様 (韓国も分担を約束、台湾は無理そう? なお、年次 総会の費用は外部の基金で賄えているとのこと)。

昨年11月に女性のパートタイム・スタッフ(プンさん)を確保でき、事務局が同じパンコク市内のアロム・ポンパンガン財団に移って、新しい体制が動き出した。プンさんからしばしばメールが届くようになり、ANROAVの暫定ウエブサイトも開設された(http://www.angkor.com/2bangkok/anroav/)。それらの仕事ぶりに接して、よいスタッフに恵まれたようだとは感じていたが、実際にプンさんに会ってみて、そのがんばりぶりにあらためて感心した次第。WEPT(タイ職業病・公害病被災者連絡会議)やCAW(アジア女子労働者委員会)等の女性たちが、プンさんをサポートして会議を支えてくれていた。先行き不透明な「不安定な雇用状態」に心配しつつも、「やり甲斐のある仕事なので、ぜひ続けたい」と言ってくれていたプンさんだった。





ケーダー火災9周年のデモンストレーション

余談ではあるが、CAWは、本誌に「語りつがね ばならぬこと」を連載していただいている塩沢美代 子さんが設立に関わった団体で、今年結成(最初 の会議から)25周年を迎える。11月に予定されて いる記念行事に参加してほしいという電話があり、 「あなたは77歳だと聞いたが本当か」と聞かれて、

塩沢さんは、「本当だけれど、まだバンコクに行ける 元気はある」と答えたそうだ。

「安全の日」の街頭行動

さて、今年の会議には、香港、台湾、インド、ネパー ル、インドネシア、マレーシア、オーストラリア、タイ、 日本の9か国から34名の参加があった。デンマー クのイニシアティブで世界の労働組合の資金によっ てバンコクに開設された「アジア地域労働安全衛生 環境研究所(OHSE研究所)」のスタッフたちがはじ めて参加したことも今回の特色だった[17頁参照]。

5月10日は、9年前の1993年に、バンコク郊外に あった香港資本のケーダー玩具工場で、死亡188 人、重傷469人の被災者を出した火災事故の記念 日であり、1996年にタイ政府は公式にこの日を「安 全の日」にしている。また、話がそれるが、別掲のよ うに台湾では、7年間の闘争を経てかちとった「職災 労工保護法(労災被災者保護法)」が今年4月28日 に施行され、この日が「全国工傷日(労働災害記念 日)」と明定された。4月28日の「ワーカーズ・メモリ アルデー」の国際的なキャンペーンのなかで、国と してこのような日を定めたのは、カナダ、スペイン、 タイに次いで台湾が4か国目と伝えられている。

タイ政府は、毎年5月10日に大規模な安全集会 を開催し、他方でケーダー火災をはじめタイの労災 被災者らがここに向けてデモンストレーション。昨年 のANROAV会議参加者たちもこれに合流したの だが、今年はタイ政府が安全集会を5月8日に変更 したため、会議の第1日目に、被災者らのデモに合 流することになった。

8日の朝、ANROAV参加者たちは、各々の言語 でプラカードを作り、クロントイ地区の公園に移動。 昨年も、その場で材料を持ち寄ってきた何人かが、 火災に遭った工場と人形を模したハリボテをあれよ あれよという間に作り上げていくのを感心しながら見 ていたのだが、今年は竹と布で3つの棺を作り上げ、 スローガンで飾り付けた。その間にも被災者や女性 労働者、NGOグループ等が集まってきて、安全集 会の会場であるクィーン・シリキット会議場まで炎天 下のデモ行進。(写真)



会議を支えてくれたタイの女性たち(一番右がプンさん)



アジア労働組合OHSE研究所の報告書

タイの被災者たちの中心的な要求は、労働者の立場に立った国立労働安全衛生研究所の設立と、そこで予防、治療、リハビリテーションの研究・提供を行うほか、労災補償制度の運営をそこに移管せよというもの。労災被災者の要求だけでなく、化学工場の爆発で被災、住居を失ったクロントイ地区の住民やコバルト60漏洩の被災者(詳細は不明)の要求なども掲げていた。

安全集会に参加していた女性労働副大臣が外に 出てきて(昨年よりもずいぶん長く待たされた気はす るものの)、これらの要求書を受け取り、検討する と約束した。

昨年とは逆に、2日間の会議の前に街頭での行動が入ったのは、参加者がお互いの様子を知り合って、その後の会議を活気づかせるのに有益だったと思う。とりわけ、会議場前で副大臣が出てくるのを長時間待っている間(会場内の見学もしたりしたが)と、遅~い食事をビールを飲みながら(飲んでいたのは少数?)とる間にコミュニケーションが進んだことは間違いない。

アジアOHSE研究所

9-10日は朝から夕方まで丸々2日間の会議。 1日目の冒頭はまず、会議のスポンサーである

ACIL(アメリカ国際労働連帯センター)のバンコク在 住のアメリカ人弁護士アール・ブラウン氏から、アメ リカの経験を交えての挨拶。

次いで、インドから香港に来てAMRC(アジア・モニター・リソース・センター)で働いているサンジとプンから、ANROAVの活動・財政報告。前述のとおり、昨年末からスタッフが確保できてからの状況が報告された。

特別報告は、前述のOHSE研究所の教育担当をしているオーストラリア人のフィル・ドルーから同研究所の紹介がなされた。詳しくは、16-18頁を参照していただきたいが、昨年10月に開催した「労働安全衛生環境におけるマネジメントシステム:労働組合の応答」と題した会議の報告書もいただいた(写真右)。この会議では、ILOバンコク事務所の川上剛氏がILOの労働安全衛生マネジメントシステム・ガイドライン(ILO/OSH2001)を紹介。デンマーク金属労働組合、ICFTU-APRO(国際自由労連-アジア太平洋地域組織)、OHSE研究所のほか、マレーシア、バングラディシュ、オーストラリアの経験の報告。さらにCD-ROM版では、オーストラリアやカナダの労働組合のOHS-MSに関する見解等の各種資料も収録されている。

OHSE研究所のトレーニング・ツールはウエブサイトからも入手できる。タイの建設産業の労働組合





デモのときこんなTシャツの女性がいた(BAN ASBESTOS)

ANROAV年次会議の会場(筆者がアスベスト問題の報告をしているところ)

とトレーニングを開発するプログラムを進めている とのことで、本誌でもまだ未報告だが東京労働安全 衛生が全建総連東京都連と開始したばかりの建設 労働者の参加型トレーニングのことを話すと、ぜひ 情報と経験を交換したいと関心を示していた。

OHSE研究所からは、フィル以外に両日を通じて タイ人女性スタッフも会議に参加し、2日目に参加し たスタッフは、アジアにおけるアスベスト問題は重要 と考えているので聞きに来たと言っていた。

アジアのアスベスト問題

各国・各団体の取り組みの報告にかなり時間が 割かれたが、それ以外の内容としてはもうひとつ、 2日目の最初に、ケース・スタディとして「アスベスト 問題」について、私が小1時間ほどプレゼンテーショ ンを行った。昨年11月に初めて、「発展涂上国の産 業医等を志す医師等を対象」に産業医科大学で行 われている「産業医学集団研修コース」で「労働組 合とNPO」というテーマで英語によるレクチャーを引 き受けた際に「アスベスト禁止キャンペーン」をひと つの柱にしたので、これを下敷きにしたもの。

台湾のRCA事件(半導体工場のトリクロロエチレ ン等の土壌汚染により多種のがん発生)をはじめ、 職業がんが社会問題化した例は少なくないとはいえ、

例えばその台湾でも離職後の発病は対象にならな いなど[1999年8月号51頁等参照]、労災補償制度 上の問題もあって、まだまだANROAVのネットワー クのなかで職業がんの問題はクローズアップされて いるとは言えない。そこで、世界の動向と日本での 取り組みの紹介に加えて、韓国、台湾、フィリピン、 シンガポール、マレーシア等、私の知り得る限りのア ジア関係の情報も紹介し、「日本では運動を開始し て(石綿対策全国連の結成)から15年かかって、 ようやくアスベスト禁止が実現しそうというところま で来た。世界のアスベスト産業が狙う最大の市場 一アジアで禁止させることがグローバル・バン(世界 的禁止)がなるかどうかの最大の焦点だ」と訴えた。

インド(グジャラート)の、立つと頭が天井に届き そうな工場団地ビルの一室で、労働者がマスクもせ ずにアスベスト布から手袋を作っている写真を見せ られて、こういう手袋が街中の商店で普通に売られ ているなど、各国の状況も一定聞くことができた(イ ンドではアスベスト禁止キャンペーンが本格的に開 始されようとしている)。1999年9月のブラジル・アス ベスト世界会議に、ANROAVのインド、香港のメン バー等が参加していることなどもあり、問題の所在 に対する認識は思いのほか高かった。顕在化して いる被災者の数で言えばじん肺の方が圧倒的に多 い。しかし、現時点で運動のプライオリティはと聞か





昨年10月11日、職災労工保護法案が通過(台湾立法院前)

毎年4つの宗教の儀式に則って行われてきた「全国工傷春祭」の記録

れたら、だれもが「それは間違いなくアスベストを禁止させることだ」と応える、などという議論が行われた。

9月26-27日には産業医科大学で、「Asbestos Symposium for the Asian Countries」が開催される(http://www.uoeh-u.ac.jp/symposium/2002/index.html参照)。アジアで初めてのこの会議の成功とともに、草の根NPOレベルでも取り組みが前進することを願ってやまない。

4.28記念日とモニュメント

各国・各団体の報告の詳細はとても伝えきれないが、これまでに名前があがった団体以外では、香港からは、おなじみARIAV(工業傷亡権益会)の陳錦康(チャンカンホン)、CIC(キリスト教産業医委員会)の陳家偉(チャンカウェイ)。台湾は、TAVOI(工作傷害受害人協会、英語名称をAVOADから変更したとのこと)から利梅菊(リメイチュウ)、羅芸屏(ロウユンピン)のおふたりと敬仁労工安全衛生服務中心から羅桂美(ラキメイ)。台湾は機会があるたびに新たなメンバーと会うことになっていつも驚かされているが、今回も全員が初見参。そう言えば、昨年結成20周年を迎えた、香港ARIAVのスタッフも11名に増えて、現在の事務所は1フロアの半分を使っているのが、手狭になってきて別の階が空いたので、引っ

越して1フロア全体を使うようになるという(別掲記事にある労働安全訓練センターも開設する予定)。

うらやましい限りで、台湾と香港の仲間たちからは とりわけ元気の出る話をたくさん聞いた。両国共通 の盛り上がりのひとつは、4月28日のワーカーズ・ メモリアルデーの取り組み。前述のとおり、台湾で「職 災労工保護法(労災被災者保護法)」が制定され、 施行日である4月28日を「全国工傷日(労働災害記 念日)」としたことは、台湾の仲間たちの画期的な成 果。実は、このニュースを私はイギリスからのEメー ルで知らされた。早速、ANROAVのネットワークを 通じて情報を流布したところ、共通の友人を通じて TAVOIからは新法とこれまでのキャンペーンの内 容をまとめた中国版のパンフレットが届けられた。 「Hazards」誌のウエブサイト(http://www.haz ards.org/campaigns/taiwanwmd.htm)に、最 初に私が聞いたニュースとTAVOIからの礼状が 掲載されている。また、ICFTU(国際自由労連)の ウエブにも、TAVOIのインタビュー記事が載って いたが、後述の楊さんによると、話をしているのは TAVOIのメンバーではなく協力関係にある台湾市 政府労工教育中心の方とのこと。

そして、もうひとつは、被災者・遺族のためのモニュ メント(記念碑)建立のキャンペーン。2000年11月 の東京労働安全衛生学校に韓国、香港、台湾から







香港での今年4月28日のワーカーズ・メモリアルデーのイベント

ゲストを招いたときに、台湾工作傷害受害人協会の顧玉玲 (クユーリン) 秘書長が、日本でのモニュメントの実例や写真を見たがり、労働福祉事業団が建立した高尾山のみころも霊堂に案内したり、じん肺被災者たちが建立したものの写真を提供した。このとき安全学校に参加した香港のエルシー・フンからも昨年末、実例の写真を送ってほしいという要請があったのだが、今年のメモリアルデーのイベントのなかで、「10人のアーティストを招聘して、建立されるべきモニュメントのコンペを実施した」と聞いて納得した。手元にある資料から、両国の取り組みの一端を9頁以下に紹介するので参照していただきたい。

モニュメントについて言えば、靖国神社の産業戦士版のような印象があって、個人的にはどうも…というような話をしていたのだが、今年の取り組みの話を聞くと理解できるような気がする。バンコク会議の後、政府の労働委員会の労働者代表の(慰安?)旅行で来日したTAVOIの楊國槓(ヤンクオチェ)理事長とも都内で会う機会があって、少し話をしたが、政府はすでに高雄に記念碑の建立を進めているが、作ればいいという話ではない。それをきっかけに全国的、全社会的な議論を巻き起こしたいということなんだ、と力説していた。ちなみに4月28日にいたる激動は楊さんに相当無理を強いたようで、顧さんが骨休みにと日本に送り出したものらしい。

東アジア会議を台湾で

話の逸れついでに、今回、残念ながら韓国からの参加がなかったわけだが、連休前に韓国の友人たちと都内で話をする機会があった。源進(ウォンジン)職業病管理財団が、九里市内の緑色病院に次いで、来春を目途に、ソウル市内に総合病院を開設するという計画を推進中で、視察団を日本に派遣したのである。朴賢緒(パクヒョンソ)財団理事長に梁吉承(ヤンギルソン)医師、財団理事の嬉昌吉(ウンチャンキル)源進産業災害者協会会長、朴錫運(パケソウン)労働政策研究所長、事務局の朴賛浩(パクチャンホ)の5名。

昨年5月にバンコクでお会いしたときに、梁先生からさわりを少し聞いていて、「来年は身辺に大きな変化があるかもしれない」と言っていたが、すでにソウル市内で開業していた聖水医院は閉め、新病院の開設準備に専念しているので、今年はバンコクには行けないとのことであった。また、これも昨年聞いていた予告どおり、「産業災害追放運動連合」は解散、新たな組織が「労働健康連帯」という名称で設立されたとのことである。

今年の第11回田尻賞の対象のひとつとして源進 職業病管理財団が選ばれ、7月7日に催された表彰 式には、朴賢緒財団理事長と元源進職業病労働者 協議会会長の金冑錫(キムチュスク)さんが来日、 参加された。表彰式でのスピーチの内容もいずれ紹 介したいと考えている。

これまた話の順序としては逆で、バンコクでの会議の最後には、東アジア、東南アジア、南アジアという地域プロックごとに分かれて、今後の取り組みについてグループ・ディスカッションが行われた。東アジア・ブロックは、香港、台湾、日本、韓国ということになるが、私はここ数年来呼びかけている、東アジア4か国の仲間が台湾で集まる機会をつくろうと提案。台湾の参加者は、そんな大きなことを一存では引き受けられないとしながらも、台湾、香港、中国でも問題化しつつある過労死の問題や腰痛、安全衛生トレーニングなど、共通の課題が多いことが議論のなかであらためて実感されるなかで、持ち帰って検討してみるということに。来年の夏か秋頃に実現するかもしれない。

多彩な顔ぶれ・取り組み

その他の会議参加者についても紹介しよう。インドからは、グジャラートのPTRC(民衆教育研究センター)のジャグディシュ。ニューデリーにあるPRIA(アジア参加型研究センター)の姉妹組織で、前述のアスベスト手袋工場の話やじん肺、クロムによる潰瘍や喘息、労働組合と一緒に行っている安全衛生トレーニングの経験などが話された。

ネパールからは労働組合のナショナルセンターであるGEFONT(ネパール労働組合総同盟)のモウ。安全衛生対策会議を設置し、ILOやDANIDA、IFBWW、ICEM等と協力しながら、様々なOHS+Eプログラムを開発している。最近、協同診療所を開設、政府は昨年、政労使三者構成のネパール労働安全衛生協会を設立したとのこと。

インドネシアは、LIPS (Sedans 労働情報研究所) からイマンが初参加。インドのPRIAなどと同じく、専門ではないがOHSプログラムも行っている。今後ネットワークの常連になるのではと期待している。オーストラリア人だが長年インドネシアで労働安全衛生の問題にも取り組んでいて、『女性のための労働衛

生ソースブック』の著書もあるメロディも参加。インドネシアの田舎の漁村でのOSHトレーニングを考えていて、ヒントを探しに来たとのこと。

オーストラリアからは、これも初参加のヴィクトリアのWOHC(労働者労働衛生センター)のマンリコとAAWL(オーストラリア・アジア労働者連帯)のリチャード。WOHCは、ヴィクトリア労働組合会議の会館のなかに開設しているクリニックで、予防や教育のための取り組みも行っているという。彼らは、昨年、タイの労災被災者たちを招いて交流を行い、今回、7,500万US\$のファンドを獲得してして、9日間くらいの大がかりな国際会議をやろうという「地域安全衛生プロジェクト」の提案をひっさげてバンコクにやってきた。

最後の提案については、ANROAVの当面の資金入手のあてすらいまだ見えていない状況では、壮大すぎる話だろう。実際、次年度の資金計画は正式に提案されていない。一方で、来年はケーダー火災事故の10周年であり、再度タイでの集まりになると思われるが、その後は、インドなど他の場所で開催しようという話も出ている。

多彩で魅力的な顔ぶれ、取り組みが広がっているなかで、ささやかなアジアのネットワークのために 日本からできることを考えていきたい。

11月にUS-COSH年次総会

最後の余談だが、11月7-9日、フィラデルフィアでアメリカのCOSH(労働安全衛生センター)グループの年次総会が開催される。9月9-13日のAPHA(アメリカ公衆衛生協会、American Journal of Public Healthを発行している団体、http://www.apha.org)の第130回年次総会前段での開催になるのだが、ふたつの会議の会場で、昨年9月のウィーンでのヨーロッパ労災職業病会議にも持ち込んだ横須賀のじん肺・アスベスト写真展を展示しようという計画が進んでいる「2002年1・2月号84頁参照」。

アジア、ヨーロッパに次いで、アメリカの草の根 OSHグループとの初めての顔を合わせての交流ツ アーに参加希望者があればご連絡を。

台湾

血と涙の対価「職災労工保護法」誕生

2001年10月11日、立法院議会はまひ状態の後の解散間近になって、政党間の折衝がなされていないいくつかの法案を飛ばすのではなく、最終的に第16順位の法案「職業災害労工[「労工」は労働者のこと] 保護法案」のを審議することを決定し、速やかにこれを押し通して、通過させた。立法院前に集まっていた労災被災者のある者は、興奮気味に「われわれの血と涙と引き換えにかちとったものだ」と叫んだ(6頁左の写真)。

不十分な「官方版」に対して、労働団体が「工人版」 を比較検討のために立法院に提出するというのが、 これまでの常であった。「職災労工保護法」は、比較 される政府案なしに、労働団体が生み出した台湾で 最初の労働法である。

「職災労工保護法」は、過去10年間の労働運動の取り組みの成果である。

7年間の痛み!

一「職災労工保護法」の立法過程

台湾では、毎労働日ごとに、5人の労働者が労働 災害職業病で死亡し、約20人の労働者が障害者に なっている。多数の死傷労働者が、過去50年間、 台湾の「経済の奇蹟」のためにその生命を捧げてき たというのが、恐るべき真相なのである。

毎年3万人にのぼる被災労働者にとって、労災補償は使用者の掌中にある大きな餅のようなもので、見ることはできても、手に入れることはできない。被災労働者が労働基準法による保護の適用対象でない場合には、自分で訴訟費用と弁護士費用を負担して、民事法廷にかけこまなければならない。使用者が、最初から被災労働者を労働保険および国民健康保険に入れていなければ、負傷し死亡して

も、補償は受けられない。ほとんどの場合、使用者は労働災害とは認めず、補償を受けるためには、 被災労働者自身が証拠と証人をみつけなければならないと主張する。われわれは、労働畜殺場(ママ) に身を置いているようなもので、法令の種々の不備が、使用者による合法的な労働者殺戮の温床となっている。

1992年、車椅子に乗ったり、義肢、義足、ゴム衣を着けたものを含む、多数の労災被災者たちが、「11.12工人秋闘」一抗議の街頭デモ行進を行った。1993年の「11.12工人秋闘」は、死亡労働者の魂の哀悼をもって開始され、「工傷即国傷[労働災害は国の災害]」というスローガンを掲げて行われた。

被災労働者の権利擁護と補償のため、また、制度の不備のために再び傷害を負うことがないように、工作傷害受害人協会[工傷協会、TAVOI]と工人立法行動委員会[工委会、LLAC]は基層工会[労働組合]とともに、1994年から長期にわたる草の根立法行動に乗り出した。現行の労働基準法と労災保険条例に分散している労災補償に関連する条文を集めて整理し、また、労働現場における労働者の真実の経験に依拠するために、総計59回、600人の労働者が参加した立法・法改正のための検討会を招集した。校訂にあたり黄程貫、翁玉榮らの学者の協力も得ながら、ついに7章90条からなる「職業災害労工保護法」の工人版を完成させた。

工人版は1997年に正式に立法院に提出され、同時に労働委員会に、併案審査するために行政院から官方版を提出させるようにした。被災労働者の多年におよぶキャンペーンと政党をまたがった立法院議員の支持が結合し、数十回の官労交渉を経て、工人版の重大要求を官方版の条文に組み入れさせて、ついに、労働者が自主的に提出し、官が推進、完成した初めての労働法令立法が完成した。

5大突破

一血と涙、命と引き換えで獲得した制度改革

最後の交渉で妥結にいたった版は、7章41条からなり、これでさえも工人版の理想の労働者の権利に届くものではなかったが、5つの点で、現行制度に比べて革命的な突破をかちとった。

- ① 現行の在職保険制を打破:被災労働者が労働保険制度に未加入の場合であっても、補償を受ける権利を有し、離職後も保険制度に加入し続けることもできる。
- ② 契約終了の使用者決定制を打破: 被災労働者は契約終了か自主退職か を自らえらぶ法的権利を有し、医師は調 査のために工場内に入ることができる。
- ③ 一時金補償制を打破:被災労働者 は年金補償を給付されるべきである。
- ④ 原告[被災労働者]挙証責任制を打破:被災労働者は訴訟費用を免れ、挙証責任は使用者に移る。
- ⑤ **承攬責任制[請負制]の打破**: 最上位の元 請事業者に労災補償責任を負わせる。

上述の5大突破は、現行の台湾の労働法令に比べて比類のないものである。最終版が工人版の50%しか到達しなかったとはいえ、将来の立法モデルの役割を果たすことは疑いない。

実際問題として、今回の取り組みの目的は社会保険のくぼみを埋めることであったし、国による代位求償のミニチュア版であった。また、第7条では、挙証責任は被災労働者から使用者に移ると述べ、第32条は、訴訟になる場合に被災労働者は訴訟費用を免れるとしている。これら2箇条は、仲裁の期間中における被災労働者の後ろ盾であり、使用者側にこれらを使われて脅迫されたり、訴訟を断念させられるのではなく、被災労働者に補償獲得の努力をするよりよいチャンスを与えるものである。

最も重要なことは、罰則が、実際には使用者の 重荷になっていないことだったが、新たな職災法は、 使用者に5万元以上30万元以下の罰金を課し、そ れが、改善がなされるまでの連続処罰であることを 明定している。

訓戒

一4.28 国際追悼日は社会の永遠の痛み

4月28日は国際追悼日[工傷日]であり、世界70 か国以上で同じ日に、労災死亡者を追悼する行動 が展開される。1986年に、カナダが正式に4.28を国



際追悼日として採用した先駆者となり、国際自由労連やスペインの立法機関がこれに続いた。台湾では、工傷協会が1999年に国際統一行動に加わり、2001年に立法で制定されることになった。

本法は、2002年4月28日に正式に公布実施され、工傷協会と工委会では、被災労働者によるセミナーやトレーニングを計画している。労働組合とともに、われわれは、労災死亡者の貢献を確認して、社会に労働者の安全を重視させるための、工傷記念碑の建立を推進する。

工傷協会と工委会は、労働者の安全の課題における困難な段階の任務は完了したと考えている。今後は、労働者の安全や計画されている産業発展の必要性などの重要な問題について、社会が考える機会とするために、集団的、公開的追悼の取り組みを通じて、引き続き工傷記念碑の建立を推進していく。われわれは、「人は物より重要であり、労働は資本に優先する」という基本認識のもとでの経済建設を期待する。

痛みを慰撫し、労働安全を保証 被災者のための記念碑建立推進宣言

台湾では、毎日、5人の労働者が労災職業病で 死亡し、20人近くが永久障害を負っている…数え切れない被災労働者が、経済建設のためにその命を 捧げてきたが、いまだ社会の正面からの正当な評価を与えられていない。

本来生活の糧を得る場であった労働現場が、い まや生命を奪う刑場になっている。被災者には、理 容院で働く夜学の女学生、工場で超過労働をしてい た熟練のプレスエ、建設現場で重筋労働をしていた 歌のうまい少数民族の兄弟、化繊工場で巨大な機 械の清掃作業をしていた訓練学校生、兵役を控え 宅配便で働いていた若者…もいる。経済発展の成 果は、社会全体が享受すべきはずであるが、数知 れない労災死亡者の亡霊が、「無名英雄」というひ とつの共通の名前で思い起こされるだけである。彼 らは、姓名をなくし、忘れ去られつつある。

反省を忘れた社会は、怠慢と貧欲の社会である。 台湾では、政治受難者とその家族たちに対する誤 塞を覆すための過酷な歴史を象徴する、228の記念 碑が設立されている。しかし、労災被災者のための 記念碑も、彼らには肯定と追憶を受ける価値があ るのである。それは、集団的、公開的に彼らを追悼 する方法であり、また、労働者の安全が常に産業の 発展の必要前提であるという事実について、台湾 社会に考える機会を与えることになるだろう。われわ れは、「人は物よりも重要」ということを実現する経済 建設を期待する。

過去における苦痛の経験は、将来の警戒と用心、 能う限り最大の労働者の安全の保護に転化させな ければならない。労災被災者のための記念碑を建 立することは、彼らの貢献を肯定し、被災者とその 家族たちの痛みを慰撫し、痛みに打ち克って寛恕し、 共により安全な労働の新世界を追求していくための ものである。

工傷碑建立推進の取り組みの経過

- 1993年 毎年一度の秋の台湾労働者のパレード において、工傷協会と工委会は、「工傷即国 傷「労働災害は国の災害」」宣言を行った。 大安森林公園で公開の追悼活動を行い、工 傷記念碑建立を要求した。
- 1997年 蘆竹郷の永興工場で爆発事故が起こり、 10名が死亡、49名が負傷した。われわれは、 現場を保存し、工傷碑を建立せよという要求 書を、労働委員会に正式に提出した。

- 1998年 TRTC[台北捷運]建設中のトンネル工事 により潜水夫症に罹患した労働者の2年間 にわたる組織化と闘争の末(前頁写真)、初 めて駅の入口に、記念碑を立てさせる成果 をおさめた。
- 1999年4月28日 工傷協会は国際自由労連【C FTU)と連絡をとって、被災労働者を追悼す る活動を挙行し、国際的な取り組みに初め て加わった。われわれは正式に台湾行政院 に対して、4月28日を全国工傷日と制定す るよう要求した。同年、台北市政府と共同で、 第1回台北工傷春祭「被災労働者のための 春の儀式]を挙行した。
- 2000年 工傷協会と工委会は、「全国工傷記念碑 建設委員会」を結成し、台湾社会の労働者、 女性運動、学会、宗教界、医学界が「記念 碑建立宣言」に連署するよう呼びかけた。馬 英九・台北市長は、総統府前広場に工傷碑 を設置すること、および、4月28日を台北市 の労働者安全衛生日に制定することを承諾 した。工傷協会は、死亡労働者の遺族たち を集め、「撫慰傷痛・平安労働[痛みを慰撫 し、労働の安全を保証する」「音楽会を開催 した。遺族たちは国立コンサート・ホールに 登上して音楽を聴いた。
- 2001年4月28日の主題を「緑色の砂の島・台湾の 黒い危機」と定めた。これは、台湾での25年 の操業によって、千余名の女性労働者を職 業がんに罹患させた、アメリカ企業RCAに ちなんだもので、国際的な署名活動を准め て、電子産業における有機溶剤中毒の問題 に焦点を当てようとしたものである。
- 2002年4月28日 工傷協会と工委会の7年余の努 力によって「職災労工保護法」がついに制 定され、4月28日に正式に施行されることに なった。条文のなかで、4月28日は全国工傷 日と明定され、政府は工傷記念碑の建立に 応じることとされている。労働者の立法力量 が4.28台湾工傷日をかちとったのであり、 引き続き、職災法の宣導と全国工傷碑の建 立を推進していく。

咲いた花は血のごとく 第1回労働者絵画展に当たって

木綿の花は咲き終わった。灼紅の大きな花びらは被災労働者の傷口のようであり、一つひとつの花びらが春の空高く撃ち向かっているようだ。

毎週月曜日の午後、障害を負った労働者と死亡した労働者の遺族たちが絵を描きに集まって、互いの話を分かち合い、くつろぎ、励まし合う。台北の街頭では、むきだしの枝に木綿の花が咲いている。開花の時期が終わると、次第に花びらはしなび、やがて地面に真っ直ぐに落ちていく。花が落ちた後には、果実が成長し、枝に芽が出てくる時候がはじまる。

このような悲壮と再び力を得ていくイメージが、われわれの心を深く感動させる。木綿の樹の別名が「英雄樹」であると知ってから、ますます被災労働者絵画会による第1回被災労働者絵画展を「木綿の花は咲き終わった [木綿花開了]」と命名しようと決心した。われわれは、木綿の花の鮮血のようなイメージを被災労働者の血と涙と結びつけようとした。さらに、花が落ちるのは新葉の生成を成就させるものであること、木綿の花は人々に暖を与える衣服を生むものであることは、経済の奇蹟の背後の「無名の英雄」が数十万の殺され、傷害を負った被災労働者であることを指し示している。

工傷協会が設立されてからの10年間、永遠に終わることのなさそうな法律援助や労使争議を別として、われわれは、お互いの話を聞き合う小グループをスタートさせた。被災労働者たちは勇敢に事故の前後の気持ちをさらけ出し、死亡労働者の遺族たちは涙ながらに近親を失った悲しみとストレスを語った。人生で最も痛恨の経験を「話すこと[説故事]」によって、彼らは、個人の深層の部分およびそのなかの共通の社会的意義を再発見した。個々人の挫折は集団的交流によって再定義される必要がある。蘆萩社区大学の劉秀美の指導により、また、工人立法行動委員会と基層教師協会から会場を借りて、われわれは、被災労働者と死亡労働者の遺族たちが色彩によって物語る労働者絵画会を開始した。

競争的自由市場の利潤優先の倫理のもとで、コ



スト低減による資本の蓄積こそが、過去40年間に わたる台湾の経済発展の第一原則であった。したがっ て、労働災害の高い発生率は、経済の奇蹟の副産 物となってきた。数百万の「労働災害」は、実際に予 測されたものだった。毎年30万件以上の労働災害 は、労働者がまさに命をかけて働いている[買命工 作]という事実を示している。

2002年4月に、木綿の花が咲き終わり、被災労働者が7年以上要求してきた「職災労工保護法」が施行され、また、被災労働者絵画展が開幕する。労働者の眼で描かれた農村、工場、身体、愛情、一枚一枚の絵には千言万語が描かれている。引用すべき美学的論述も、自らを位置づけるべき過去の範例もをみつけることはできないが、一つひとつの作品は、労働者階級の共通の生命経験を鮮やかなイメージで現わしている。傷害を負った手で、豊富な労働文化の現実を見せている。人を動かす力は木綿の花の灼烈のようである。(写真は画集)

これは、経済発展統計ではない、労働者の非公式の歴史である。労働文化は真実であり、これまで書かれたことがなく、見過ごされてきたが、労働者階級の血と涙は、真剣かつ謙虚な巨大で力強い訴えになるものである。直立する英雄樹、4月の木綿の樹は、人々を引きつけ、柔らかく暖かい綿で慰め、慈悲深い緑の葉で世界を包む。

(TAVOI: http://www.hurt.org.tw)

香港

2001年、労工傷亡権益会(以下「工権会」)は、こ れまでに取り組んできた課題に加えて、地域の労働 安全衛生と労災被災者の複利の実情に関連した多 くの新しいプロジェクトを開始した。すなわち、「職業 性腰痛支援発展計画」、「被災労働者在職訓練計 画」、「4.28死傷労働者記念日」の取り組みである。

職業性腰痛支援発展計画

職業性腰痛支援発展計画は、Oxfamの基金を得 て、昨年開始したものである。腰痛の発生件数は過 去10年間に増大し、この問題は香港における最も 流行している労働災害のひとつになっている。被災 者は重筋労働に限定されるものではなく、事務職な どのより静的な軽作業に従事する労働者も含まれ ている。腰痛被災者たちは、医療専門家からの傷 害の深刻さの過小評価、予後の悪さ、頑固な痛み や症状の変動といった問題に直面している。本プロ ジェクトは、腰痛労働者の組織化、相互支援の育成 および現在の劣悪な状況に対して取り組むことにね らいをつけている。プロジェクトは、ケースワーク・ フォローアップ、定期的集まり、集団的自己支援発 展トレーニング、レクリエーション活動を提供する。

被災労働者在職訓練計画

被災労働者在職訓練プログラムは、社会福利署 の基金による、新登録のプログラムである。プログ ラム自体は、被災労働者が労働市場に復帰するの を支援するために、職業再教育と職業紹介サービ スを包括的な体制に組み入れたものである。プログ ラムは、適合訓練コース、就職斡旋、試し就業セッ ション、就職後サービスの、4つの部分からなる。参 加者が自ら再教育のコースを決定することができる ように、柔軟性を確保する。パイロット・プロジェクト として、社会福利署は、経費の30%を援助する。本 プロジェクトは3年間の予定で、各年ごとに評価を実 施する。

4.28死傷労働者記念日

2001年4月28日、工権会は、死傷労働者記念日 を組織した。これは香港で最初の記念日の取り組み であった。この取り組みは、香港における労働災害 の歴史の展示とキャンドルライトを掲げた集まりか らなっていた。集会では、労災被災者の現状に関す る自作のビデオを上映し、4.28工傷記念日宣言を 発表し、労働運動の歌をうたい、最後に記念日を公 式行事にするという決意と要求を確認した。100人 近くの、被災労働者および死亡労働者の遺族と、他 の労働団体の代表も参加した。[15頁参照]

労災補償削減策動を阻止

2001年初め、香港の保険業界が、労災補償シス テムに関する調査レポートを発表した。彼らは、被 災労働者はより多く請求するために際限なく病気休 暇を拡張している、と非難した。金銭的負担を軽減 するために、彼らは、労働関連災害事例について の請求の選択を制限することを提案した。また、被 災者が病気休暇についてより多く請求できなくする ために、病休支給金に逆進的「累減的]システムを 導入することも提案した。

工権会は、この結論と提案に対して速やかに反 撃した。われわれは、被災労働者に対する責任の すべてを打ち捨てようとするものだとして、強く非難し た。工権会は、保険会社は、相互競争のために保 険料を異常なレベルにまで引き下げ、保険料算定 にあたり災害記録をほとんど考慮に入れていない ことを曝露した。工権会は他の労働組織と連合を結 成し、被災労働者を組織して香港保険業総会(HKFI) に対して抗議行動を行った。また、HKFIの不合理 な提案に対する人々の意見を集約するため、署名 キャンペーンを開始した。連合は、市民と被災労働 者の意見を立法院に対して請願した。こうした活動 すべてによって、HKFIの提案は立法院と政府によっ てほとんど却下されるという結果をかちとった。

われわれは引き続き、適切な安全措置をとらずに労働者の生命を脅かしている、大手建設会社とデベロッパーに対する闘いを継続した。過去1年間にわれわれがねらいをつけたデベロッパーのひとつが、Mass Transit Railway [地下鉄]であった。Tseung Kwanにおける新たな開発プロジェクトのひとつで、半年のうちに3人の労働者の命が犠牲になった。さらに同社は、安全記録の悪い請負業者と、大規模建設事業の契約をし続けた。死亡した労働者の遺族たちは、会社に激怒した。工権会は、彼らを組織し、他の被災労働者とともに、MTR本社および新路線の開通式に対してデモンストレーションを行った。デモンストレーションのなかで、われわれは、MTRの労働者を脅かしている深刻な安全問題を曝露し、災害発生数を公開するよう会社に要求した。

不幸なことに、昨年香港では、2件の悲惨な災害が発生した。6月後半、バス会社の建設中の新停留所のコンクリートの天井が崩壊して、1人の労働者が死亡し、9人が重傷を負った。工権会は、請負業者の過去の安全記録が悪かったことを曝露した。1996年に、同じ業者の空港基盤プロジェクトの現場で、6人の労働者の命が犠牲になるという災害が起きている。われわれは、災害現場で抗議行動を行い、最後には請負業者との話し合いの場を持った。

2001年10月、解体作業が開始された工業ビルが 崩壊した。1人の労働者が即死し、5人が生き埋めに なった。生き埋めになった労働者たちは、2週間後に 発見された。われわれは、現場と病院にかけつけ、 被災者の家族たちを探し出した。彼らを組織して解 体業者と建物の所有者と交渉を行った。長期の激 しい交渉の末に、両者から遺族に対して見舞金が 支払われた。それから、われわれは、遺族たちの労 災補償獲得を支援した。

「中央雇員補償基金」を提言

政策提言の面では、工権会は被災労働者とともに、すべての被災労働者のための統合補償システム[中央雇員補償基金]のための取り組みを継続した。香港の民営化された労働保険システムは、被災労働者と死亡労働者の遺族たちに多大な問題を負



リハビリテーションを妨げている。われわれは、統合 補償システムの導入およびひとつの機関が補償の 運営と使用者からの徴収に当たることを提案してい る。こうしたシステムによって、事務処理費用および 労災被災者と家族の混乱のどちらも低減するもの と信じている。ほかにも工権会は、補償の水準や請 求手続の改善を要求している。

公共医療システムの改善

さらに、われわれは被災労働者、遺族とともに、 政策提言の新たな分野を探求している。被災労働 者たちは、現行の公共医療システムに対する意見 や不満を表明している。未解決の医療費の問題と して、深刻な財源不足がある。被災労働者は、非常 に限られた治療と手当一それもしばしば質のひどく 悪い一だけしか受けていない。これは逆に、患者の 予後に悪影響を及ぼし、「非難された」病休期間の 長期化の間接的な原因にもなる。われわれは、公 共医療システムのなかで不愉快な経験をした被災労 働者や遺族たちを集め、簡単な意見調査を行った。 それから、患者とともに病院庁と話し合いを持ち、現 行システムの不適切さに意見と不満を述べた。しか し、一度や二度の行動だけでは、状況は変わらない。 この面により努力を傾け、医療財政に関する議論 にもっと参加していかなければならない。

被災者の裁判の権利の保証

香港政府は、被災労働者に対して、補償に関す る民事訴訟のための司法扶助サービスを提供して いる。にもかかわらず、このサービス自体、利用で きるのは一定の経済状態の市民に限るという、財 政的限界をもっている。利用できるための経済条件 は、不合理に低いレベルに設定されている。そのた め、多くの被災労働者と遺族が、自らの訴訟の権利 を追求するのにこのサービスを利用することができ ないでいる。リスクを自分で背負って民間の弁護士 を雇う者もいれば、あきらめてしまう者もいる。司法 扶助サービスはまた、経済状況の評価をきちんと満 たす者に対しても、異常に多くのことを課している。 工権会、被災労働者と遺族たちは、補償は法令に より認められている合法的なものであるのだから、 労災補償の事例については経済状況評価は取り 払うよう要求している。それは労働者の基本的権利 である。政府には、この権利保護を保証する責任 がある。われわれは、立法議会に請願し、司法扶 助サービスを改訂する作業委員会の会合に参加し た。当局は工権会に対して、見直しの参考にするた めに、このサービスについて問題に直面している事 例を提供するよう求めている。

今年、工権会は、被災労働者と後に残された家 族たちの社会復帰を支援する活動を継続する。被 災労働者のための再訓練プログラムは、今後2年 間続ける予定である。また、被災労働者たちが就職 の機会を追求することができるようにするために、 社会福利部から基金を得て小さな事業を開始する 予定である。

訓練センターの開設を準備

予防と教育の面では、登録安全オフィサーの協 力を得ながら、労働安全訓練センターの開設を準備 する。センターは、様々な安全関係の認証や法令で 要求される資格のための諸コースを含む、様々な職 種の労働者に対する多様な労働安全トレーニング を提供する。ほかにも工権会は、香港職工会連盟 (HKCTU)とともに、HKCTU傘下組織が当該職場 に安全委員会を設置するのを支援する取り組みも 計画している。この取り組みは、労働者自身が職場

の安全対策の決定、監視に関与することによって、 すべての職種で安全レベルを大いに向上させるも のと信じている。

X X X

死を悼み、生きるために闘う

工業傷亡権益会(ARIAV)と香港職工会連盟 (HKCTU)とその傘下組織、その他の市民団体は、 4月28日、第7回死傷労働者国際記念日を記念す る多彩な取り組みを行った。[7頁右写真]

九竜の尖沙咀にある文化センター前では、香港 における労災被災者の歴史に関する展示が行わ れた。これには、情報ブース、子供のためのゲーム、 死傷労働者を称えるために建設されるべき記念碑 モデルのコンテストも含まれていた。

労働災害で亡くなった労働者の家族や被災労働 者自身が、展示会場を訪れた500人を超す聴衆に 向かってスピーチを行った。建設現場で死亡した労 働者の妻Lai-Ahさんは、夫の死亡に対する労災補 償のための彼女の闘いについて語った[次頁写真]。 彼女といずれも5歳未満の2人の子供たちは、デ ベロッパー企業と建設会社、その現場を担当して いた請負会社のいずれからも補償することを拒否 された。数か月間も、彼女は、3つの会社と自宅の 間を行ったり来たりしなければならなかった。デベロッ パー企業は香港の裕福な億万長者Li Kashingが 所有しているにも関わらず、会社はいかなる補償 も支払うことを拒否した。請負業者は、葬祭費にも 満たないわずか2万香港ドル(後に3万に引き上 げた)しか提示しなかった。建設会社の経営者は、 自らの工事現場でその夫を殺した未亡人に向かっ て、デベロッパー企業に行って、「懇願」すればよい と言い放った。そして、同じ週の前半に約束した3万 香港ドルは支払いもしなかった。

香港の新聞(HK Daily News, 29/40.02)は、以 下のようなLai-Ahの言葉を引用している。

「死傷労働者の日と記念碑は、政府の役人が、物 事を何かうまい絵を描くように話すだけでは、何に もならないと思う。私は、夫の死を体験しました。子 供のために一生懸命頑張りました。すべての遺族が、

私がしたように、強くタフでいてほしいと思います。でも、タフでいるためには、大きな代償が必要。社会が、労働者や私たち家族の貢献を理解してほしい。空虚の言葉だけでなく・・・」

工業傷亡権益会が、大衆的な抗議行動とメディアに対するキャンペーンを展開して、会社はようやく6万香港ドル支払った。これでも、家族には葬儀の費用の借金が残されている。

こうした事例がたくさんあるにも関わらず、 政府は今なお、労災被災者の遺族が企業 に補償を懇願するのを放置したまま、使用 者に十分な補償の支払いを強制する法律

を実行しようとしていない。工権会の陳錦康(チャンカンホン)総幹事は、感動的なスピーチのなかで、労働災害で死亡した労働者の遺族の権利と尊厳が尊重されることを要求した。彼は、労災被災者の遺族が懇願するようなシステムの欠陥を強く非難し、使用者にその責任を果たさせるよう政府に要求した。

スピーチの後は、アーティストたちによる歌や詩の 朗読、パフォーマンスが行われた。

労働局長に対する請願

過去10年以上にわたり、75万人の労働者が労働 災害に遭い、2,500人の労働者が仕事によって殺 された。職業病の被災者の数は、6,500人にのぼる。 毎日200人の労働者が被災し、毎週4人の労働者 が死んでいる。労働者は、自らの健康と生命をもっ て社会に貢献しているのに、彼らの権利はいまだに 尊重されていない。

われわれの要求

- ① 4月28日の死傷労働者追悼日を公式に認め、 労働安全衛生の権利に関する学校教育プログ ラムを確立すること。
- ② 市の中心に公式な労働者記念碑を建設すること。
- ③ 中央補償基金、労働関連死亡・傷害・疾病法 廷を創設し、被災者とその家族の権利を守るため に関連法令を改正すること。



- ④ 職場に対する労働安全衛生監督および安全 衛生規則を守らなかった使用者に対する 起訴を強化すること。
- ※最後の記事は、香港職工会連盟のウエブ (http://www.hkctu.org.hk/english/news/ april2802.html)で入手できる。

(18頁から続く) プットは、以下のとおりである。

- ・プロジェクトの実行およびその他の活動のための、 適切な体制と能力を備えた、よく機能する研究所
- ・労働組合の立場からのOHSEに関する質の高い情報を生産し、労働組合および関係者の双方に配布する情報チャンネル
- ・参考書図書館等からなるよく機能する資料センター、機能するデータベース体系、他の労働組合センターや国際機関とリンクしたよく設計されたウェブサイト
- ・ニューズブレティン、パンフレット、調査報告書、 トレーニング・マニュアル、ハンドブック等の発行 物のを作成し、利用できるようになっている
- ・労働組合活動家、安全委員会委員、その他のメンバーが、OHSEに関する基本的・専門的トレーニングを受けている
- ・ILO第167号条約(建設業における安全衛生)に 関する自家製のグッズを使ったキャンペーンが 行われている

※以下、「組織体制」等は省略。

OHSE研究所

※アジア地域労働組合労働安全衛生環境研究所の ウエブから「Executive Summary」の部分を翻 訳した (http://www.ohseinstitute.org/ohsei/ ohsei default.htm).

問題の所在

OHSEに関する圧力

1980年代と1990年代のアジアにおける経 済的・技術的発展の帰結のひとつは、労働安 全衛生と環境 [OHSE] の圧力が増大する一方 で、その水準が低下したことである。労働災害・ 職業病、外国人労働者、女性や児童労働の使 用の増加、大都市とその周辺の大気や水質汚 染の増大は、労働組合運動、政府およびより 広い社会全体がともに直面している重要問題 である。

政府部内と一般社会の双方において、環境問題 への関心が高まっている。大企業においては、「よ り環境に優しい生産」として、水、エネルギーや原料 の消費を引き下げ、環境への汚染物質の排出だけ でなく、廃棄物の量と毒性を低減するための、幅広 い現実的な手段が採用されている。

● OHSEと生産性

労働における健康と安全は、基本的人権で あるだけではない。より健康で安全な職場は、 また、能率を増し、生産性を高める。そういうも のとして、安全衛生は、すべての使用者にとっ ての大きな関心事でなければならない。よい労 働条件の最良の事例は、大企業一多国籍企 業でみられる場合も多い。例えば、インドネシ ア、マレーシア、タイにおける日本や西欧の企 業は、当該国で実施されているよりも洗練され

た安全基準にしたがっている。彼らは、劣悪な 労働条件を、資源の無駄遣いや生産に対す る管理の欠如の指標とみなしている。しかしな がら、この地域の多くの使用者組織が、環境 規制だけでなく、労働安全衛生規制の改善に 抵抗してきた。企業の大多数を代表して、彼ら は、人々の要求と持続可能な生産に対する理 解の欠如を示してきた。

労働組合とOHSE

過去10年間以上にわたり、多くの労働組合 が、労働安全衛生環境問題が、使用者の責任 下にある技術的な問題から、現実的・政治的 両面の課題として重要問題になってきていると 考えるようになってきた。現行法令を改正する よう、実態のある圧力を政府にかけてきた。よ り重要なことは、この地域における労働組合が、 安全衛生に関するトレーニングと注意喚起の ために、より多くの努力を費やしてきたことであ る。その結果、地域の労働組合と労組活動家 は、国レベルで実施されてきている広い範囲に わたる顕著な改善に貢献してきている。

しかし、かなりの程度、このプロセスに影響を及ぼ すこの地域の労働組合の可能性は、外部の基金 等からの財政援助とノウハウに基づいている。この 地域の労働組合は、概して弱く、労働安全衛生のよ うな領域に取り組む能力はきわめて限られている。 組合加入率は低く、組合費は、必要とされる技術的・ 政治的ノウハウやキャパシティを獲得する費用をま かなうには十分ではない。労働組合運動は分裂し、 構造は一般的に企業内 [in-house] 組合を基礎にし ており、業種や職種ごとの協同や相互支援を確立 することが困難である。

これまでの取り組み

10年以上にわたって、労働組合運動内外の 多くの組織や団体が、OHSEの様々な側面に 関わってきた。国際産業別書記局(ITSs)は、 各々の産業における傘下組織に対する、重要 なOHSEに関する援助の提供を助けてきてい

る。国際自由労連・アジア太平洋地域組織 (ICFTU-APRO)は、OHSEと環境問題を結合 することの重要性を各国政府に働きかけ、ま た、各国の労働組合のナショナルセンターに対 する支援にOHSEを含めてきている。ILOは、 役立つリサーチやネットワークを開発してきた し、様々な基金等が、労働組合に対する相互 支援を通じてこの問題を取り上げてきている。

しかし、この領域における結果や実績が、それに 関与した組織のみのものにとどまる傾向がある。より広範にOHSEに関する注意や関心に拍車をかけ るような協力や共働は達成されていない。

● アジア地域会議

1998年12月、アジア労働安全衛生環境研究所の創設に関する地域会議が、タイ・バンコクで開かれた。会議の参加者は、ICFTU-APRO、ITSs、ILO、各国の労働組合のナショナルセンター、北欧とアジアの基金等の代表者であった[日本の連合代表も参加]。この会議において、アジアにおけるOHSEの諸問題が示され、それらの問題に取り組む戦略と活動が議論された。さらに、そのような研究所の目的、戦略および組織体制が示されて議論され、覚え書きがまとめられて、ICFTU-APROとITSsのコーディネーターが署名した。

LO/FTF評議会が、ICFTU-APROおよびITSsと 緊密に協力して、3年間の建設プロジェクトの期間内 に研究所の創設を進行することが同意された。

OHSEのためのアジア研究所は、アジアの労働運動に、共働のための伝達手段およびOHSE問題の 焦点を提供する。本プロジェクトは、注意喚起や教育トレーニングの必要性、方針、キャンペーンや、 新技術、労働編制、労働条件の意思決定における 労働者参加の促進、に対処するのに必要な能力を 築き上げるだろう。さらに、資料センター、データベース、OHSE分野の優先課題に関する基本的なトレーニング教材、労働組合組織がOHSEにおける必要 性や優先課題を決定するための容易に利用できる セミナー・パッケージなどの、基本的な便宜を提供 するだろう。最後に、本プロジェクトは、①タイの建設 産業の労働組合におけるこの産業のOHSE、②タ イのナショナルセンターにおける安全委員会のため の実践的ツール、という2つのデモンストレーション・ プロジェクトを実施する。

目的

本プロジェクトの長期的な目的は、以下のとおり である。

- ・アジアにおける労働者の労働条件の改善および 環境の優しく持続可能な産業の促進
- ・グローバリゼーションによって引き起こされるOH SEに対する挑戦への対抗

本プロジェクトの短期的な目的は、以下のとおり である。

- ・アジア諸国の政府、使用者組織、労働運動その 他OHSE領域の関係者によって認知されるOH SEのための地域研究所をバンコクに創設する
- ・国レベルと地域レベルの双方において、労働組 合とそのメンバーが、OHSEに関するガイドライン、 戦略、政策を策定するのを援助する
- ・アジアの労働組合とそのメンバーに、地域のノウ ハウと経験に基づいた、容易にアクセスできる OHSEに関する情報を提供する
- ・OHSEに関する教育トレーニング・プログラムを、 労働組合、とりわけアジアの開発途上国の労働 組合が利用できるようにする
- ・OHSEに関する国際基準についての情報を、政 府や使用者との交渉に関与する労働組合が確 実に利用できるようにする
- ・OHSEの領域における質の高い労働組合の調査研究のための、能力を築き上げ、体制を確立 する
- ・OHSEの領域における能力を持ったトレーナー、 リサーチャー、科学者、政治家および活動家の ネットワークを確立する

主なアウトスット

本建設プロジェクトの主なアウトプ (16頁に続く)

職業病一覧表は専門家会合で 新たな議定書、勧告を採択

1LO総会: 労災職業病の記録・届出、職業病一覧表

6月号9頁記載のようにILO第90回総会が、6月 3-20日にジュネーブで開催された。第5議題とし て「労働災害・職業病の記録と届出及びILO職業 病一覧表」が取り上げられたが、これを審議した 「労働災害・職業病委員会(暫定)報告」(http:// www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ ilc90/pdf/pr-24.pdfに原文、PDFファイルで88頁) から、議論の概要を以下に紹介しよう。

第90回ILO総会では、労働災害・職業病委員会 が6月4日に設置され、17日までに12回の会合が 行われた。委員会の任務は、以下の3点にあった。

- ① 労働災害・職業病の記録及び届出に関する新 たな国際基準を採択すること。
- ② (可能であれば)ILO第121号条約付表Iに掲 げられた職業病リストを改訂すること。
- ③ 職業病リストを定期的に更新する仕組みを策 定すること。

事務局からは、提案の背景として、7月号58頁で 紹介した、前回発表(前回推計の発表は1990年と いうことなので、何と12年ぶり)の2倍近くに増 加した、2000年の世界の労働災害・職業病の発生 件数のILOの最新の推計等を報告。死亡災害1件 につき、休業3日以上の災害が平均1,200件、(人 身)傷害はもたらさないものの予防が必要な小事故 が7,000件発生しているとした。

また、①について、1981年の職業上の安全及び 健康に関する第155号条約の「議定書」というかた ちで提案されたことについては、以下のような説明 がなされた。議定書は、稀れなかたち一これまでに 4つしか採択されていないが、1982年以降、条約の 特定の限られた条文だけを改訂するためのより柔 軟な手段として採用されてきたとのこと。議定書は、 条約ではあるが、関連する条約を批准した国のみ が批准することができ、また、批准国は条約として拘 束されることになる。今回提案された議定書は、第 155号条約第11乗(c)及び(e)項を洗練・補強しよ うとするものである。

全般的事項

全般的事項に関する討論のはじめに、使用者代 表の委員会副委員長(アイルランド)は、安全衛生 の改善という共通の目標を達成する方法に関して は見解が異なり、提案された法律文書の形式と対象、 職業病リストの内容、及びその補償との連結の可能 性(分けて考えた方がよい)について懸念をもってい る。また、第155号条約の批准国がわずか37か国 しかないのに、手間をかけて議定書をつくる必要性 があるのかということもあり、いくつかの変更を提案 するつもりだと表明した。

次に労働者代表の委員会副委員長(イギリス)は、 ①~③の提案すべてに賛成であると表明したうえで、 職業病に関する入手できる情報が限られているこ と、多くの国で報告システムが現実的に存在せず、 あっても基準が国によってバラバラで、「労災隠し (under-reporting)」の問題も大きいと指摘。労働 者代表の目標は、とりわけ開発途上国に対して、労

ILO 総会:労災職業病の記録・届出、職業病一覧表

災職業病の記録及び予防に現実的に役立つ合意 に達することであると述べた。

政府代表としては、最初に日本が、記録・届出システムはその国の技術開発や教育の水準に応じて決められるべきものだという理由から、議定書ではなく勧告というかたちにすべきだと表明。

EU加盟諸国政府を代表したスペイン政府代表は、①議定書か勧告かどちらにするかという問題―第155号の批准国が少ないなかで批准を抑制することがないように柔軟性が必要である、②記録・届出、予防及び補償の相互関係のなかでは予防が最重要であり、補償をベースにした限定的リストよりも、予防の観点からは制限のない職業病リストが必要である、③EUは独自に整合的な職業病リスト作成作業を進めており、それは提案の検討に役立つと思われる、④リストの適切な更新メカニズムは策定すべきである、という4つのポイントを述べた。

メルコスル諸国政府を代表してアルゼンチン政府 代表は、事務局の提案を支持し、記録をより精密に することよりも、データを労働災害・職業病の予防に 活用することを強調すべきだと表明した。メルコスル の政労使三者委員会は、ILO第155号条約に基づ いて、共通の記録・届出手続の重要性について述 べた文書を作成しているという。

アフリカ諸国を代表してケニヤ政府代表は、予防 措置を強化する手段として、議定書及び勧告が必 要なことは明らかだと述べた。

ペルシャ湾岸諸国を代表してバーレーン政府代表は、多くの国で法令はあってもインフォーマル部門や小企業が遵守し、職業病の原因を正しく確認するのが困難なため、深刻な労災隠しや適切な補償の欠如につながっていることから、提案に賛成であると表明した。

中国では2001年に、職業病の予防・監視に関する法律を導入、10項目、115の疾病等を列挙したリストを作成(さらに、予防・治療指針があるものと、診断基準を作成中のものに分けられている)したが、これらも提案の検討に役立つかもしれないと、中国政府代表は述べた。

フランス政府代表は、実際の世界の労働災害・ 職業病の件数は統計が示唆するよりもはるかに多 いと考えていると指摘。とくに、傷害をともなわない災害、小事故、ニアミスに関する情報を欠いていることが問題であり、議定書は、予防と統計に限定され、記録・届出の項目も限られている、補償の問題は勧告でしか扱われていないと(補償を除外した方が一定のメンバーには受け入れられやすいかもとも)指摘した。

カナダ政府代表は、提案に賛成したが、幅広い 支持を得るために職業病リストは補償と関連づけ ない方がよいと述べた。

コートジボアールでは、とりわけ農業分野に関して、職業病リストは不十分であり、現在改訂作業を進めている。また、先進国で危険有害性を宣告された化学物質が開発途上国に無規制に輸出されているという問題もある。同国政府は、本当は新たな条約・勧告に賛成だが、現時点では可能でないことも理解し、提案に賛成すると表明した。

バルバドス政府代表は、(危険事象など)使われている用語が一定の諸国では法的定義がないことを指摘し、職業病リストへのいくつかの追加等を提案しつつ、議定書を支持すると表明した。同政府は国内法令を見直し中で、ILOのリストを考慮に入れると述べた。

マレーシア政府代表は、いくつかの修正付きで、 提案された勧告及び議定書に賛成であると表明。 同政府は、ILOの1996年の実施準則に基づいて、 現在新たな職業病リストを準備中とのこと。

韓国及びアメリカ政府代表は、すでに表明された 柔軟なアプローチの採用や各国の状況の考慮に同 意見であるとしながら、提案の目的を支持した。韓国 政府代表は、同国が第155号条約を批准すること を期待し、本委員会が議定書を採択すればそれも 批准するだろうと述べた。

シリア政府代表は、勧告のみを選択すると述べた。 レバノン政府代表は、議定書に対する支持を表明した。

議定書

● 議定書か勧告か?

使用者代表及びギリシャとスペインの政府代表 から、標題を「議定書」から「勧告」に代える(2国政 府代表の提案は、すべての「議定書」を「勧告」に代 える)べきだとの修正提案。使用者代表の理由は、 条約採択から21年経ってなお37か国しか批准して いないことからみても、基準設定という手法では、意 図する結果は得られない—ILOの信頼性の危機だ というもの。一方、スペインは、第155号条約は批准 しており、現行法は労働災害と通勤災害を区別して いない、心臓麻痺を労働災害に区分しているなどの 点が提案された議定書の内容と矛盾するからとい う理由である。労働者代表は、各国の回答をまとめ た報告書V(2A)では、反対9か国に対して、賛成は 29か国と圧倒的であったことを指摘しつつ、事務局 提案を支持。オーストラリア政府代表は、来年の総 会に向けて安全衛生分野でのILO基準のあり方全 般の見直しがなされているなかで、新たな拘束的文 書の採択は見送るべきだという理由から、修正提案 を支持。アルゼンチン等南アフリカ4か国、インド、ア フリカ諸国、ニュージーランドの政府代表は議定書 を支持、中国政府代表は条件付き支持。法律文書 の形態についての合意が得られないなか、使用者 代表副委員長が、使用者側修正提案についての 記録投票を求め、投票の結果、賛成29,952(日本 を含む16か国政府代表と使用者代表全員)、反対 42.042(53か国政府代表と労働者代表全員)、棄権 0で修正提案を否決(投票数は政労使の総得票を平 等にするためのウエイトづけが行われた後の数字、 以下同じ)。この結果を受けて、スペイン・ギリシャ政 府代表も修正提案を撤回。

● 序 文

ヨーロッパ11か国政府代表から、「また、記録及び届出のシステムの調和化を促進」という文章を、序文の第4段落の末尾から「…予防措置を確立する目的で…」の後に移すという修正提案。労使代表が賛成して、採用された。

● 対象

第1条一使用者代表から、第1条の前の標題を「対象」から「定義」に変えるという修正提案。労働者

代表は、これを大問題にする気はなかったが、「対象及び定義」ではどうかと聞き、オーストリア、コートジボアール政府代表が使用者側提案に賛成した後、労働者代表も受け入れた。

第1条(a) — ヨーロッパ11か国政府代表から、末尾の「傷害」の前に「業務上」の語を挿入するという修正提案。使用者代表は賛成したが、労働者代表はがから反対されて(実施準則をまとめた1994年の専門家会合でも同じ議論があったとのこと)、撤回。

労働者代表から、「傷害」の前に「身体的又は精神的」の語を挿入するという修正提案。使用者代表は、傷害の精神的影響の定義に係る精密さの欠如を理由に反対。EU諸国政府代表は、修正提案を支持しつつ、EUで統計上の表準用語である「心理的」の方がよいとし、労働者代表も受け入れ。しかし、アフリカ諸国、ペルシャ湾岸諸国、ハンガリー、タイの政府代表が事務局提案の方を支持して、労働者代表は修正提案を撤回した。

第1条(b) 一労働者代表から、「罹患した」の後に「又は増悪した」の語を挿入するという修正提案。使用者代表は、職場以外の元々の諸要因もあって、因果関係の判定が困難、使用者の労働者に対する安全衛生責任を果たせなくなるという理由で、反対。コートジボアール、ヨーロッパ6か国、アメリカ政府代表は賛成し、中国、ハンガリー、アフリ・カ諸国等は反対。結果的に、労働者代表は、元々健康に問題のある者も含めたすべての者にとって安全な職場でなければならないという原則を再度表明、すでに法令上この原則を確認している諸国に敬意を表しつつ、修正提案を撤回した。

ヨーロッパ11か国政府代表から、「疾病」の前置詞を「a」から「any (訳では省略)」に代えるという修正提案。これは採用された。

第1条(c) 一使用者代表から、文章が不明瞭、職場以外の出来事をともなう可能性がある、定義に公衆の曝露を含めると使用者の手の届かない者や場所に責任を負わせられることになるという理由から、「危険事象」について定義する(c) 項を削除するという提案。労働者代表は、職場活動の結果殺されそうになる者がいるとしたら、予防する

ILO 総会:労災職業病の記録・届出、職業病一覧表

ために使用者は知っている必要がある、また、この文章はすでに多くの国で実行されていることを 反映した、1996年の実施準則からきたものだとし て、強く反対。カナダ、コートジボアール、エルサ ルバドル、インド、ペルシャ湾岸諸国等の政府代 表が修正に反対して、使用者側は撤回。

次いで、再び使用者代表から、「又は公衆に対して」の語を削除するという提案。韓国政府代表からも類似の提案。労働者代表は足場の崩壊、インド政府代表はボパール災害、コートジボアール政府代表は石油精製工場や化学工場の爆発事故や周辺居住地域の汚染をあげるなどして、削除提案への反対が相次ぎ、撤回された。

- 第1条(d) 一使用者代表から、提案は現実から離れて哲学の領域にはまり込んでいるという理由で、(d) 項全部を削除するという提案。EU11か国政府が、「小事故」は単純に「危険事象」の一部であり、必ずしも公衆に影響をもたらすものではないという理由から、削除を提案。さらに、日本政府代表も、一般的に定義が困難、日本の国内法令で定義されていないという理由で、同じ提案。労働者代表は、事務局提案を支持するとしつつも、削除に同意。
- 第1条(e)—使用者代表から、使用者の責任及び管理が及ばないという理由から、(e)項の削除を提案。労働者代表は、前述のILOの世界推計によると毎年15万人が通勤災害で死亡していること、2001年の農業安全衛生条約(第184号)や1964年の業務災害給付条約でも含まれていること等を指摘して、削除に反対。シリア、南アメリカ、ペルシャ湾岸諸国等の政府代表が削除に反対。ニュージーランドとアメリカの政府代表は、自らの国内法令では通勤災害を定義していないが、他の諸国の利益のために支持することを妨げるものではないと表明した。使用者代表は提案を撤回。

ケニヤ等16か国政府代表から、開発途上国では共通用語の多くが異なったかたちで定義されているという事情を考慮するという理由で、「国内の法令を考慮して」の語を挿入するという提案。使用者代表は、国内法令の有意を強調するよい修正として賛成。労働者代表は、意図は支持す

るが、定義のところではなくそのような柔軟性は第 2条、第3条で示した方がよいという理由で、事務 局提案の方を支持。かなり討論が行われた後(日 本政府代表は労働者代表の意見を支持)、修正 提案は撤回された。

日本政府代表から、通勤災害を(i)の場合に限っている国もあるという理由で、(ii)と(iii)に「可能な場合には」の語を挿入するという提案(韓国政府代表が支持)。委員長から、前の議論同様、柔軟性については後続の実施条項のなかで議論してはどうかという示唆もあったが、日本政府代表は、明らかに支持されなかったと撤回。

カナダ、アメリカ、ノルウェー政府代表から、「通常電子をとる」を「労働者が通常食事をとる」に、「通常報酬を受け取る」を「労働者が通常報酬を受け取る」に代えるという提案。採用。

コートジボアール政府代表から、(iv)として「別の作業場所」を追加するという提案。労働者代表は、提案の趣旨に賛成しつつも、使用者が異なれば通勤災害だが、同一使用者の異なる作業場所であれば労働災害になる等の両義性の問題が生ずるとの理由で、事務局提案の方を支持し、使用者代表もこれに同調。同一使用者の場合は労働災害の定義に含まれるということが確認されて、アルゼンチン政府代表から、「別の使用者の別の作業場所」にするという提案もなされたが、結局、どちらも撤回された。

南アフリカ諸国政府代表から、不適切な要件だとして、「労働時間喪失を伴う」の語を削除するという提案。かなり議論が行われ、事務局からは、提案は1996年の専門家会合の実施準則と同じ結論だという説明がなされたが、結局投票が行われ、賛成384、反対330、棄権3で修正提案が採用された。

コートジボアール政府代表から、(iv)として「治療場所または労働時間内に使用者の命令により赴いた場所」を挿入するという提案。使用者代表、労働者代表、何人かの政府代表もこれに反対して、撤回。

第1条(f)の提案―中国政府代表から、(f)項として、職業曝露に起因すると疑われるものの、権限

ある機関又は指定された医師により確認されていない疾病を対象とする「職業病の疑いのある事例」を追加するという提案(インド政府代表が支持)。労働者代表はこれを支持、使用者代表は反対。ハンガリー、ケニヤ、EU諸国等の政府代表も反対(ドイツ政府代表は、国内法令では予防措置改善のために「職業病の疑いのある事例」を記録・届出の対象に含めているが、追加提案には反対)。中国政府は撤回。

労働者代表から、(f)項として、「『労働者』とは、 雇用形態にかかわらず、正規又は臨時に作業 を行う者」を追加するという提案。使用者代表は、 本議定書と関連する第155号労働安全衛生条約 で、「すべての雇用される者」として、すべてを含ん だ労働者の定義がなされているとして、これに反 対。委員長も、本議定書は第155号条約の事実 上の一部であり、別の定義は不要と示唆して、労 働者代表は撤回。

- 第2条一日本政府代表から、「定期的」の語を「必要 に応じ」に代えるという提案(韓国政府代表が支 持)。使用者代表は、誰が見直しがと必要と判断 するかが曖昧になるとして反対し、労働者代表も これを支持。EU諸国、コートジボアール政府代 表も修正提案に反対。日本政府代表の求めに 応じて、事務局から、「定期的」とは規則的にとい う意味で、必ずしもたえず1年あるいは2年ごとに ということではないと説明されたうえで、撤回。
- 第2条(a) 一韓国政府代表から、「職業病」の後に「及び、適当な場合には」の語を挿入(その後の同じ語は削除)するという提案(日本政府代表が支持)。労働者代表は、柔軟性の必要性を認め、修正提案を支持しつつ、本条だけでなく全体を通じて起草委員会で必要な首尾一貫した修正を行うよう求めた。使用者代表と何人かの政府代表もこれを支持し、起草委員会で全体を通じて「適当な場合には」という条件節を付けるべきであるとまとめて、修正提案は採用された。
- 第3条一使用者代表から、第3条(a)項の前に新たな項「国内のプライバシーに関する法令により妨げられない限り、労働災害、職業病又は職業病の疑いのある事例を報告する労働者の義務」を

挿入するという提案。労働者代表は、労働者から報告がなかったということを盾に使用者が自らの義務を言い逃れる手段に使われるおそれがあるなどとして、これに反対。メルコスル諸国政府代表は、「…妨げられない限り」という句を削除して、「報告する労働者の義務」ではなく「報告する労働者の権利」とするという提案をしたが、使用者代表はこれには反対し、労働者代表も反対。アフリカ、ヨーロッパ諸国政府代表等もどちらの修正提案にも反対。日本政府代表も、労働者に新たな義務を課すことの法的困難を指摘して、反対。結局、すべての修正提案が撤回された。

第3条(a) 一使用者代表から、(i)の冒頭に「使用者が気づいた」の語を挿入するという提案。労働者代表はこれに反対、政府代表からも反対が相次ぎ、撤回。

EU諸国政府代表から、①(i)を「労働災害及び適当な場合には、危険事象及び通勤災害を記録すること」に代える、②新たに(ii)として「直接又は委任して、職業病及び適当な場合には職業病の疑いのある事例を記録すること」を挿入する(EU諸国では安全衛生機関を通じて間接的に記録している)、③(ii)を(iv)とする、という提案。議論になったのは②についてだが、使用者代表は賛成したが、労働者代表は、最終責任の所在に混乱をもたらすとして反対。日本、レバノン等の政府代表もこの点に反対して、撤回。

労働者代表から、新たに労働災害等を報告した労働者に対する差別を禁止する(iv)項を追加するという提案。使用者代表は、「差別」を「懲戒又は報復措置」に代えることを提案したが、労働者代表は賛成せず、折衷案として「懲戒措置」を用意。数か国政府代表もこれを支持して、採用された。

コートジボアール政府代表から、新たに使用者に「労働災害・職業病の統計を付けて労働者の健康状況に関する四半期ごと又は年次報告を権限ある機関に提出する」という義務を課す(iv)項を追加するという提案(ケニヤ政府代表が支持)。使用者代表は、第3条の範囲外として反対し、労働者代表も、趣旨を賞賛しつつも、使用者

ILO 総会:労災職業病の記録・届出、職業病一覧表

代表に同調。撤回された。

- 第3条(b) エルサルバドル政府代表から、(b)と (c) の間に新たな項として届出の期限を追加する という提案(ブラジル政府が支持)。 労使代表及び アフリカ、 EU 諸国等の政府代表が反対し、撤回。
- 第3条(d) EU諸国政府代表から、新たに(d) 項として、国内の法令、事情及び慣行…に従って、 労働者の所有に係る個人及び医学情報の秘匿性を確保するための措置を追加するという提案。 労働者代表はこれを支持し、使用者代表も同意。 コートジボアール政府代表は医学情報に限定するよう提案したが、支持がなく撤回。もとの修正提案は採用された。
- 第4条(a) 一使用者代表から、(ii)を「届出事例に 関する適当な情報を、国内の法令及び慣行に従っ て、職場において労働者に及びその代表が入手 できるようにすること」に代えるという提案。労働 者代表及び何人かの政府代表から事務局提案 の方を支持するという意見が表明され、撤回。

日本政府代表から、(ii)の冒頭に「適当な場合には」の語を挿入するという提案(タイ政府代表が支持)。使用者代表はこれを支持したが、労働者代表は、ここに入れるのは余分という意見で、撤回。

第4条(b)—日本政府から、「届け出る」の前に「使用者を通じて」の語を入れるという提案(タイ政府代表が支持)。労使代表及びメルコスル、アフリカ、EU諸国政府代表等も反対して、撤回。

支持が少ないのをみて、労働者代表は、「保険 機関」の前に「労働者及びその団体、自営業者及 び」を挿入するという提案を撤回。

- 第4条(c) 一中国政府代表から、「の基準」を削除 するという提案(インド政府の支持)。労使代表及 びメルコスル、EU諸国が反対し、撤回。
- 第5条一アフリカ諸国政府代表から、「資料」の前に 「適当な」の語を追加するという提案。使用者代表 は、誰が適当かを決定するのかという問題が生 ずる等としてこれに反対、労働者代表も同調し、 EU諸国等も修正に反対して、撤回。

労働者代表から、1996年のILO実施準則を参照して届け出るべき最小限の情報を特定するよ

うに修正するという提案。中国政府はこれに賛成 したが、使用者代表、アフリカ、EU、メルコスル諸 国等が反対して、撤回。

第5条(a) — ヨーロッパ諸国政府代表から、化学物質等のリスクファクターへの曝露から健康問題が出てくるまでには長期間かかるという事実から、以前の企業・事業所の以前の使用者に係る労働者の履歴を考慮に入れる必要があるという理由で、(a) 項をすべて複数形にするという提案。労働者代表はこれを支持、使用者代表は趣旨はよしとしながらも、不必要という意見。インド、EU諸国等の政府代表は提案を支持、日本(日本語では単数形も複数形を識別できずとした)、アフリカ諸国等の政府代表は事務局提案の方を支持。結局、撤回された。

労働者代表から、事業所と作業場所が同義でないという理由で、「事業所」の後に「作業場所」の語を挿入するという提案。使用者代表はこれに反対、EU諸国、中国政府代表は支持。ハンガリー政府代表が、(a)項よりも(c)項に入れたらどうかと提案し、使用者代表もこれに同調したが、日本政府代表は、「作業の種類」の情報を含める方が重要で、(a)(c)に入れることに反対。使用者代表が再度(c)に「作業場所」を入れることを予告して、労働者側は撤回。

カナダ、オランダ、アメリカ政府代表から、(a) の冒頭に「適当な場合には」の語を挿入し、(b)の 冒頭も「可能な場合には」を「適当な場合には」に 代えるという提案。使用者代表は柔軟性と可能な 限りの国家の主権は支持するが、この提案にと くに意見はなし。労働者代表は、事務局提案の方 を支持。オランダでは、職業病については、補償 は診断に依拠しておらず、データは分析と予防の ためにだけ活用されることから、入手しているの は業務と職業病の種類に関する情報だけ(届出 をするのは、使用者ではなく医療機関である)。現 在でも職業病の過少報告(under-reported)の 証拠があり、使用者に氏名や住所まで求めたら、 さらに悪化するのではないかという意見も表明さ れた。EU諸国政府代表は、この問題をよく吟味 した結果、事務局提案の方を支持する表明。アフ

リカ、メルコスル諸国政府代表、使用者代表も同 調して、撤回。

- 第5条(b)一使用者代表から、多くの国で職業病の 届出が国内の法令や日々の現実と矛盾しており、 プライバシー法令に関連した限定が必要である との理由から、(b)項に国内のプライバシー法令 に関する言及を挿入するという提案。労働者代 表は、プライバシーの重要性を認識しつつも、第 3条でその問題を扱っている等から、事務局提案 の方を支持。EU諸国政府代表は、プライバシー を守る労働者の権利に関する修正を提案してい るが、届け出られる職業病情報は個人的性質の ものではないから、ここでは必要でない。メルコス ル、アフリカ諸国政府代表も事務局提案の方を 支持。使用者代表は、第3条は記録のことだけで 届出を扱っていないとしながらも、支持がなけれ ばやむを得ないと提案を撤回。
- 第5条(c)—ヨーロッパ11か国政府代表から、「職 業病」の場合の「曝露」の後に「状況」の語を挿入 するという提案。使用者代表は、第5条(a)の議 論を受けて、「状況」の前に「作業場所を含めた」 を追加することを提案。若干の議論の後、EU諸 国政府代表は、新たに「作業場所、災害又は危 険事象の状況及び、職業病の場合には健康有 害要因への曝露の状況」を提案。使用者代表 は、自らの提案を撤回して、また、労働者代表と 日本政府代表もこれに支持を表明して、採用さ れた。

日本政府代表から、「健康有害要因への曝露」 を「リスクファクター」の語に代えるという提案(ハ ンガリー政府代表が支持)。事務局からは、曝露 評価は通常量的及び質的要素を含むと説明が あり、日本政府代表は、量的データに反対する ものではないとしながら、量的データに言及する のは現実的でないと表明。ハンガリー政府代表 が、健康有害要因への曝露状況は、量的データ を要求するものではないが、締め出すものでもな いと応答して、その理解の上に日本政府は修正 提案を撤回。

エルサルバドル政府代表から、「及び実施され た医学的検査」を追加するという提案(中国政府

代表が支持)。労働者代表は、趣旨に共感しつ つも、現実的でないと支持せず、使用者代表も同 じ結論。アフリカ諸国、タイ、アメリカの政府代表 は提案に反対し、EU諸国政府代表は、欧州の 労働者保護、プライバシー関連規則と相反する (医学的検査結果は、労働者には渡されるが、当 局には届け出られない)と表明、撤回された。

第6条の前に新条文―コートジボアール政府代表 から、新たに、「使用者は、労働災害・職業病の 統計とともに労働者の健康状態に関する年次 報告を、権限ある機関に提供しなければならな い」という条文を追加するという提案(アルジェリ ア政府代表が支持)。使用者代表は、趣旨に敬 意を表しつつも、とくに労働者の健康状態は主 観的な判断をともない実行が困難であるとして反 対。タイ、EU、メルコスル諸国の政府代表も反 対。労働者代表は、最初は賛成だったが、多くの 政府代表の反対意見を聞いて、支持を撤回。提 案は撤回された。

国内統計

第6条一ヨーロッパ11か国政府代表から、「及び国 際労働事務局に提供する」の語を追加するとい う提案。提案されている勧告の方で、ILOへの統 計の提供義務が規定されているとはいえ、批准 国からの調和化された信頼性のある統計を通じ て目的を達成するために、議定書の方にも規定 した方がよいという提案である。労働者代表はこ れに賛成し、使用者代表は、これは政府の問題 であるとして、異議を唱えなかった。アフリカ諸国 政府代表も支持し、日本政府代表は許容できる としたが、インド、ペルシャ湾岸諸国、中国、タイ 等の政府代表は反対。政府代表から表明された 実行の困難性に鑑み、撤回された。

インド政府代表から、「毎年」を「3年に一度」に 代えるという提案(中国政府代表が支持)。使用 者代表はこれを支持し、労働者代表は事務局提 案の方を支持。EU諸国政府代表は、毎年統計 を発行している国がそれを継続できるように、「少 なくとも3年に一度」にするという提案を行い、ガ ボン、インド政府代表が賛成したものの、アフリカ

ILO 総会:労災職業病の記録・届出、職業病一覧表

諸国、スリランカ、タイ政府代表は反対。労働者代表から、国によって異なる期間ごとの統計を発行すると比較が困難になることを指摘し、スペイン政府代表が、「少なくとも3年ごとに毎年の年次報告を」とするという再提案。使用者側代表が、1981年の労働安全衛生条約第11条(c)及び(e)ですでに年次報告の発行を明記していないか確認を求め、事務局が確認。インド政府代表は、撤回せざるを得なくなった。

労働者代表から、「分析結果」の後に「及び予防措置の勧告」を追加するという提案。使用者代表は、趣旨に賛成しつつも、情報収集と統計の発行に問題をかかえている国があるなかで現実的かどうか疑わしいと表明。アフリカ、EU諸国等の政府代表が反対して、撤回。

第7条一中国政府代表から、統計の編纂は国内法 に従ってなされるべきだという理由で、「策定する」 を「ILOに報告する」に代えるという提案(日本政 府代表が支持)。第6条の議論を踏まえて使用者 代表はこれに反対、労働者代表、メルコスル、ア フリカ、EU諸国政府代表も反対して、撤回。

労働者代表から、統計の予防への最大限の活用をのぞむ立場から、「国際体系」の後に「労働衛生サーヴェイランス・システム」の語を挿入するという提案。使用者代表は、意図は理解しつつも、これまでの議論を踏まえると事務局提案でも十分負担が大きく、非現実的だと考えると表明。メルコスル、アフリカ、EU諸国等の政府代表も反対して、撤回。

カナダ政府代表から、「用いて」を「考慮して」に 代えるという提案(アメリカ政府代表が支持)。ほ とんど同じ提案をしていた日本政府代表もこれを 支持(日本のような国で歴史的に使われてきた [国際標準と異なる]体系を尊重することも重要 という理由)。労働者代表は、批准すれば拘束 性をもつ議定書としては柔軟性の枠をこえてい るとして、事務局提案の方を支持、使用者代表 も柔軟すぎると同調。アフリカ、ペルシャ湾岸諸 国、中国等の政府代表は修正提案を支持したが、 EU、メルコスル諸国政府代表は事務局提案の方 を支持。議論は長引き、委員長は柔軟性だけで なく批准可能性も考慮しなければならないと指摘し、日本政府代表は、過去日本で用いられてきたシステムが考慮されなければ、過去と現在のデータの比較が非常に難かしくなり、議定書の批准は困難になると表明。労働者代表は、記録・届出の調和化促進という基本目的を見失ってはならない、事務局提案文書はすでに「互換性のある分類体系」というかたちで柔軟性を確保していると指摘。ドイツ政府代表の質問に答えて、「疾病分類体系をもつ他の権限ある国際機関」は世界保険機関(WHO)だけであると説明。

EU諸国政府代表から、これまでの議論を踏まえ全員が満足しそうで、今後の同じ統計活用を促進しそうなものとして、「考慮して」ではなく「従って」に代えるという提案。カナダ政府代表が、「従って」は1985年の労働統計条約(第160号)で使われている語だとしてこれを支持。アメリカ、日本政府代表も妥協として受け入れ(日本政府代表は、第160号条約第2条が自らの提案に沿った表現をしており(「又は国内事情に適するその他の方法によって実施する」)、この点を記録にとどめておいてほしいと表明)、アフリカ、メルコスル諸国政府代表と労働者代表も支持して、採用された。

勧告

序文一ヨーロッパ11か国政府代表から、序文の早いところで職業病の確認に注意を喚起しておくことの重要性から、4段落目の「記録及び届出措置」の前に「確認し」を挿入するという提案。労使代表ともこれを支持し、政府代表からも反対はなく、採用された。

使用者代表から、4段落目から労働災害・職業病の事例の補償方法への言及を削除するという提案。使用者代表は、これを非常に重要な問題と考えており、補償は記録・届出とは別の問題であり、議論するのはやぶさかでないが、分けてなされるべきだと主張した。労働者代表は強く反対。第1に、ILO理事会は2000年11月に記録・届出とともに補償の問題も見直すよう決定し、事務局からの事前の質問項目でも扱われている。報告

の一覧表に疾病を含めることが補償のもととなるとする根拠はない。一覧表を補償に使う義務を課してもいない。勧告は、各国の状況に応じて、一覧表を予防、記録、届出、補償あるいはそれらの組み合わせに使う柔軟性を示したものだと主張。EU諸国政府代表は、原則的には補償を含めることに賛成。メルコスル、アフリカ、ペルシャ湾岸諸国等の政府代表も修正提案を拒絶。使用者代表は、提案された一覧表には疾病と職業要因との関連が未確定のものも含まれているとも言って、再度使用者にとっての問題の重要性を表明したが、支持はなく、記録のための投票を要求。投票の結果、賛成13,230(使用者代表は全員)と反対20,925(労働者代表は全員)、棄権540で、修正提案は却下された。

1 使用者代表から、不確実さと混乱を招くという理由で、1996年の労働災害・職業病の記録及び届出に関する実施準則以外の実施準則又は手引への言及を削除するという提案。労働者代表は、1996年の実施準則が今後更新された場合にも含まれないことになる等として、これに反対。レバノン政府代表は修正提案に賛成したものの、EU、アフリカ、メルコスル諸国等の政府代表が反対し、議事進行のためにとして撤回。

ヨーロッパ11か国政府代表から、議定書第7条の活用するのにふさわしくするために、「又は他の権限ある国際機関」を挿入するという提案。労働者代表は、(強くではないが)事務局提案の方を支持し、使用者代表は、誰が権限あると決定するかという問題が出てくるからと、修正提案に反対。アフリカ諸国政府代表は賛成、日本、メルコスル諸国等の政府代表は反対して、撤回。委員長は、事務局案は他の国際機関との協議を除外するものではないと指摘。

2一ヨーロッパ11か国政府代表から、「記録、届出、補償」という目的のリストに「予防」を追加するという提案。労働者代表及びメルコスル、ペルシャ湾岸諸国、中国政府代表は直ちにこれを支持。使用者代表は、支持を保留する理由は考えないでおくとして、採用された。

使用者代表から、職業病一覧表には実際に

は補償を受けられる疾病と受けられない疾病の 双方が載っている等として、国内の職業病一覧表の目的から「補償」を削除するという提案。労働者 代表は、再びこの問題が持ち出されたことに驚き を表明。EU、アフリカ諸国政府代表は修正提案 に反対。

フランス政府代表は、補償のためにはリストは 長すぎない方がよく、予防のためには短すぎない 方がよいなどの問題があることを認めて、「可能 な場合には補償」とすることを提案。使用者代表 は、リストの長さ自体は問題ではなく、職業性が疑 われるにすぎない疾病について「補償」という言 葉が使われるのを望まないということだとしながら、 これに賛成。労働者代表は、「可能な場合には」 は拘束的な議定書の場合にはよいが勧告には 必要ないとして、反対。フランスの提案は、ヨーロッ パ諸国やアメリカ政府代表から支持され、アフリ 力諸国政府代表からは反対され、委員長からは 事務局の当初の提案は各国の機関に一覧表の 目的や広さを決定することを認めているという個 人的見解が示され、支持が多いとして労働者代 表が反対を撤回して、採用された。

労働者代表から、「社会パートナー「労使団体」 と協議のうえ」の語を挿入するという提案。使用 者代表はこれを支持したうえで、複数の労使団 体が存在する国があることも踏まえて、「最も代 表的なパートナーと協議のうえ」とするよう提案。 EU諸国政府代表はこれに同意し、採用された。

使用者代表から、(a)から「少なくとも」を削除するという提案。労働者代表は、かえって柔軟性をそこなうとして、事務局提案の方を支持。コートジボアール、メルコスル、EU諸国政府代表も同調して、撤回。

日本政府代表から、より柔軟性をもたせるためにと、「可能な限り…含まれる他の疾病を含む」を「参考にして設定する」に代えるという提案(タイ政府代表が支持)。労働者代表及びアフリカ、EU諸国政府代表は事務局提案の方を支持。支持がないため、撤回。

使用者代表から、最新の科学的データが必要 であるとして、(b)を「適当な場合には、ILO理事 会が承認する三者構成の専門委員会が2003年3月の総会で採択した一覧表に含まれる疾病を含むべきである」に代えるという提案。労働者代表は、現行の一覧表が古くなっているなどの点には同意しつつも、全体としては反対。適切な更新の仕組みが確立するまでは、現行の一覧表を維持する必要があり、将来の専門委員会の検討の出発点でもある。手続的には、提案内容は3項でふれる方が適切だと表明。EU諸国政府代表は、専門委員会の提案は積極的要素だが、ここでの議論は職業病一覧表の設定であって一覧表の更新手続ではないとして、事務局提案の方を支持。コートジボアール、メルコスル諸国も修正提案に反対して、撤回。

コートジボアール政府代表から、新たに、「一 覧表は、可能な限り、『職業病の疑いのある疾病』 という表題のセクションを含むべきである」という 項目を挿入するという提案(アイルランド政府代 表が支持)。これは、とくに開発途上国などで、認 知された職業病のリストが非常に限定的である ことを念頭においたもの。アイルランド政府代表 は、予防のための「早期警報システム」が必要だ とした。使用者代表は、専門アドバイザーと協議 した後、これを支持。労働者代表は、原則的に は支持。スリランカ政府代表は、議定書第2条 で言う「職業病の疑いのある事例」と「職業病の 疑いのある疾病」の違いは重要かもしれないと 指摘。EU諸国政府代表は、議定書第2条の表 現を用いることを提案。アルジェリア政府代表は 修正提案を支持し、「事例」の語を入れることに は反対。特定のリスクファクターとの関連が疑わ れる疾病の事例が疫学調査の出発点であり、 それから調査・分析がはじまり、過去の前例の多 くは決定的な証拠が出てくるのは何年もたってか らで、その間に何の行動もとられなければ労働者・ はリスクファクターに曝露し続けると指摘(1921年 には関連が疑われていたある種の染料と膀胱が んの例をあげた)。コンゴ政府代表も修正提案を 支持。使用者側代表の医学アドバイザーが正式 に「職業病の疑いのある事例」という表現を提案 したが、コートジボアール、中国政府代表等が反

対して、使用者代表は撤回。日本政府代表は、 不必要かつ混乱の元として修正提案に反対し、 タイ政府代表も同調。ブルキナファソ政府代表は 修正提案を支持。ドイツ政府代表の質問に答え て、事務局は、事務局提案は各国が職業病の疑いのある疾病の別の一覧表を策定するのに必要な柔軟性を与えていると説明。チェコ政府代表 も修正提案に反対したが、アイルランド政府代表 は、アスベストの発がん性は1920年代には疑われていたが、関連を認められたのは何十年もたってからだったと指摘。決定的証拠が出てくる前に、 予防行動をとる仕組みが必要であり、提案はその一環であると主張。労働者代表はこれに同調して支持を表明、採用された。

3一使用者代表から、「2(b)で策定された一覧表は、 将来の三者構成専門家会合又は他の国際労働 事務局理事会が承認した手段を通じて、定期的 に再検討され及び更新されるべきである。」に代 えるという提案。労働者代表は、提案は有用では あると言い、「将来の」を「定期的な」に代えること を提案。労働者代表はこの提案を撤回し、使用 者代表が、「本勧告の付表として策定された一覧 表は、国際労働事務局理事会が招集・承認した 三者構成専門家会合により定期的に再検討され 及び更新されるべきである。そのようにして策定 された新たな一覧表は、以前の一覧表に置き換 えられ、及び国際労働機関の加盟国に通告され るべきである。」に代えるという再提案。労働者代 表は、更新手続の透明性、三者構成主義、適宜 性という点から、これを強く支持。事務局からは、 ILOの用語法では末尾は「されるべきである (should)」ではなく「される(shall=自動的にそう なる)」に代える必要あると指摘し、現行の更新の 仕組みが過去22年間機能してこなかったことを認 めつつも、一覧表改訂のためだけに完全な会議 を招集するのは費用がかかりすぎ、それこそが理 事会が更新手続を本総会の議題に取り上げた理 由であるとした。EU諸国政府代表は、日本政府 代表の支持も得て、一般的には使用者代表の修 正提案に同意しつつも、(専門家会合で用意す るにしろ)一覧表の「承認」は理事会ではなく総会

が行うべきであるという点で意見が異なる。一覧表は定期的(regularly)に更新されるべきで、理事会が適切な間隔で総会の議題にするように、更新の最大期間を設定し、それを勧告のなかに示すことは可能と表明一5年を提案。その後もかなりの議論が行われた後、使用者代表が、議論を踏まえて、「本勧告に添付する一覧表は、国際労働事務局の理事会により招集される三者構成専門家会合を通じて定期的に再検討され及び更新されるべきである。そのようにして策定された新たな一覧表は、理事会に承認のために提出され、承認を受けたうえで以前の一覧表に置き換えられ、及び国際労働機関の加盟国に通告される。」に代えるという再々提案。労働者代表がこれを支持して、採用された。

コートジボアール政府代表から、ILOを通じた 国際ハザード警報システム(の必要性)に言及し ながら、末尾に「それには、『職業病の疑いのあ る疾病』という表題のセクションを含む。」を追加 するという提案(フランス政府が支持)したが、若 干の議論の後、この問題が専門家会議でしかる べく扱われることを要望して、撤回。

4一日本政府代表から、柔軟性を理由に、「上記3項により…」の前に「国内の状況及び慣行に適当な方法により及び」を挿入するという提案(使用者代表が支持)。労働者代表及びEU、メルコスル、アフリカ諸国政府代表は、拘束性をもたない勧告にこれ以上の柔軟性は不要として、これに反対、使用者代表も理解を示して支持を撤回。日本政府代表は、自国の見解を記録に残すことを要求しつつ撤回。

労働者代表から、「一覧表に従って」の後に「及び新たな科学的知見を考慮して」を挿入するという提案。使用者代表は、この修正を適当としつつ、「最新の国際的に認知された科学的知見」とするよう提案。EU諸国政府代表は、提案は完全に受け入れられるものだが、ILOの一覧表の更新のところの方がふさわしいという見解。日本政府代表は、各国政府がいずれにしろ行っていることだとして、反対。支持が少ないのをみて、修正提案は撤回。

5一日本政府代表から、「国際労働事務局は、本勧告に添付する職業病一覧表の定期的再検討及び更新に資するために、加盟国に、国内の職業病一覧表の設定及び改訂に関する情報の通知を求めることがある。」に代えるという提案(タイ政府が支持)。労使代表、さらに(提案を支持した)タイ政府代表ほか各国政府代表も事務局提案の方を支持して、撤回。

使用者代表から、冒頭「資するまでに」を削除するという提案。労働者代表及びメルコスル、アフリカ、EU諸国政府代表は事務局提案の方を支持して、撤回。

6一日本政府代表から、「国際労働事務局は、統計の国際交換及び比較に資するために、加盟国に、労働災害・職業病、並びに適当な場合には危険事象及び通勤災害に関する包括的な統計を求めることがある。」に代えるという提案(韓国政府が支持)。前の提案と同じだという議論の後、撤回。

使用者代表から、「並びに適当な場合には危険事象及び通勤災害」の語を削除するという提案。労働者代表はこれに反対、メルコスル、アフリカ諸国政府代表も事務局提案の方を支持して、撤回。

付表 職業病一覧表一使用者代表から、多数の 修正が提案されたが、本勧告3項にしたがい一覧 表更新のために今後招集される三者構成会合 で扱われるのであれば提案を撤回すると表明。 2003年の早いうちに専門家会合を招集するよう 希望した。労働者代表も、一覧表の改訂を専門 家会合に残すことに同意。労使代表は双方の修 正提案を撤回。

委員会は、付表の職業病一覧表更新のための専門家会合への期待に関する以下の声明に同意した。

委員会は、国際労働事務局理事会に、優先 課題として、本勧告3項でふれた三者構成専門 家会合の最初の会合を招集するよう求める。

本勧告の付表、現行の国内その他の職業 病リスト及び加盟国から寄せられた意見を検 討することに加えて、会合は、本総会委員会に

ILO 総会:労災職業病の記録・届出、職業病一覧表

提出された付表に関するすべての修正提案も 検討すべきである。

最終採択

12回目の会合において、委員会は、本報告のここまでの部分の草案を吟味した。オーストラリア、中国、コートジボアール、ドイツ、ニュージーランド、スペイン、スリランカ、スウェーデン政府代表から訂正または修正の提案。発行される報告のなかで適当な変更が行われるという理解のもと、報告は満場一致で採択された。

議定書案は満場一致で採択された。

起草委員会から、「可能な場合に」のみ補償を目的とするという修正語句を2項の(a)(b)(c)すべてに適用される位置に変更したという報告がなされた後、勧告案も満場一致で採択された。

勧告に添付された職業病一覧表はできるだけ早 く専門家会議により更新されるべきであるという全員 の理解のうえに、付表も満場一致で採択された。 以上のような委員会での議論を受けた議定書案 及び勧告案の総会での最終投票の結果は以下の とおりであった。

● 議定書

賛成一355(日本の政府代表、労働者代表を含む) 反対一1(アイスランド労働者代表)

棄権一81(日本使用者代表を含む。ブルンジ、パ キスタン政府代表の他は全員が使用者代表)

● 勧告

賛成―431(日本の政府代表、労働者代表、使用 者代表を含む)

反対一2(オーストラリア政府代表)

棄権一5(サウジアラビア、ベルギー、グアテマラ、 レバノン、リトアニアの5か国の使用者代表)

※労働災害・職業病委員会(暫定)報告、議定書、 勧告、最終投票結果、全体会議議事録は下記で 入手できる。

http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc90/comreps.htm



A 1981年の職業上の安全及び健康に 関する条約の議定書

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに召集されて、2002年 6月3日にその第90回会期として会合し、

以下のように述べた1981年の職業上の安全及 び健康に関する条約第11条の規定に留意し、

権限のある機関は、第4条の政策を実施する ため、次の事項が漸進的に実施されることを確保 する。

- (c) 使用者及び、適切な場合には、保険機関その他の直接関係のある機関による、労働災害・職業病の届出の手続の制定及び適用並びに労働災害・職業病に関する年次統計の作成
- (e) 第4条の政策に従いとられる措置並びに就 業中に又は就業に関連して生ずる労働災害、

職業病及び他の健康障害に関する情報の毎 年の発行

また、労働災害・職業病の記録及び届出の手順を強化し、また、その原因を確認し、予防措置を確立する目的で労働災害・職業病の記録及び届出制度の調和化を促進する必要性を考慮し、

その会期の議事日程の第5議題である労働災害・職業病の届出及び記録に関する提案の採択を 決定し、

その提案が1981年の職業上の安全及び健康に 関する条約の議定書の形式をとるべきであることを 決定して、

次の議定書(引用に際しては、1981年の職業上の安全及び健康に関する条約の2002年の議定書と称することができる)を2002年6月20日に採択する。

I 定義

第1条

この議定書の適用上

30 安全センター情報2002年8月号

- (a) 「労働災害」とは、就業に起因し又は就業中に 生ずる、死に至るか又は死に至らない傷害をも たらす事象をいう。
- (b) 「職業病」とは、就業活動から生ずるリスク要因 への曝露の結果として罹患した疾病をいう。
- (c) 「危険事象」とは、就業者又は公衆に対して傷 害又は疾病をもたらす可能性のある、国内法令 により定義される容易に確認できる事柄をいう。
- (d) 「通勤災害」とは、就業場所と以下の場所との 間の直接経路上で生ずる、死亡又は人身傷害を もたらす災害をいう。
 - (i) 労働者の第一又は第二の住所、又は
 - (ii) 労働者が通常食事をとる場所、又は
 - (iii) 労働者が通常報酬を受け取る場所。

II 記録·届出制度

第2条

権限のある機関は、法令により又は国内の事情 及び慣行に適合する他の方法により、関係のある 最も代表的な使用者団体及び労働者団体との協議 の上、次の事項に関する要件及び手続を制定し及 び定期的に再検討する。

- (a) 労働災害、職業病、及び適当な場合には危険 事象、通勤災害並びに職業病の疑いのある事 例の記録、及び
- (b) 労働災害、職業病、及び適当な場合には危険 事象、通勤災害並びに職業病の疑いのある事 例の届出。

第3条

記録の要件及び手続は以下の事項を決定する。

- (a) 使用者の責務
 - (i) 労働災害、職業病、及び適当な場合には危 険事象、通勤災害並びに職業病の疑いのあ る事例を記録すること
 - (ii) 労働者及びその代表に、記録制度に関す る適切な情報を提供すること
 - (iii) 当該記録の適切な管理及び予防措置策定 への活用を確保すること、及び
 - (iv) 労働災害、職業病、危険事象、通勤災害又 は職業病の疑いのある事例を報告したことに 関して、労働者に対する報復又は懲戒措置を

設定しないこと

- (b) 記録すべき情報
- (c) 当該記録の保存期間、及び
- (d) 国内の法令、状況及び慣行に従い、使用者が 入手した個人及び医学データの秘密性を確保す る手段。

第4条

届出の要件及び手続は以下の事項を決定する。

- (a) 使用者の責務
 - (i) 権限のある機関又は指定された機関に、労 働災害、職業病、及び適当な場合には危険事 象、通勤災害並びに職業病の疑いのある事 例を届け出ること、及び
 - (ii) 労働者及びその代表に、届出事例に関す る適当な情報を提供すること
- (b) 適当な場合には、保健機関、職業衛生機関、 医師その他直接関係のある機関が、労働災害及 び職業病を届け出るための措置
- (c) いかなる労働災害、職業病、及び適当な場合 には危険事象、通勤災害並びに職業病の疑い のある事例を届け出るべきかの基準、及び
- (d) 届出の期限。

第5条

届出には以下の事項に関する資料を含む。

- (a) 企業、事業所及び使用者
- (b) 可能な場合には、被災者及び傷害又は疾病 の性質、及び
- (c) 作業場所、災害又は危険事象の状況及び、職 業病の場合には健康有害要因への曝露の状況。

III 国内統計

第6条

本議定書を批准する各加盟国は、届出及び他の 利用可能な情報に基づき、労働災害、職業病、及 び適当な場合には危険事象、通勤災害に関して、 国全体を表すような方法で作成した統計並びにそ の分析結果を毎年公表する。

第7条

統計は、国際労働機関又は他の権限ある国際機 関の下で設定された関連する最新の国際体系と互 換性のある分類体系に従って設定する。

ILO 総会:労災職業病の記録・届出、職業病一覧表

IV 最終規定

第8条

- 1 加盟国は、この議定書の正式の批准を国際労働事務局長に通知することにより、条約の批准と同時に又はその後にこの議定書を批准することができる。
- 2 この議定書は、2の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後12か月で効力を生ずる。その後は、この議定書は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後12か月で効力を生じ、条約は、この議定書第1条から第7条までを追加されたものとして、当該加盟国を拘束する。

第9条~第12条(省略)

B 職業病一覧表および労働災害・ 職業病の記録と届出に関する勧告

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、2002年 6月3日にその第90回会期として会合し、

1981年の職業上の安全及び健康に関する条約・ 勧告並びに1985年の職業衛生機関条約・勧告に 留意し、

1964年の業務災害給付条約に添付される1980年に修正された職業病一覧表にも留意し、

その原因を確認し、予防措置を設定し、記録及び 届出制度の調和化を促進し、並びに労働災害・職 業病の事例の補償方法を改善するために、労働災 害・職業病の確認、記録及び届出手続を強化する 必要性を考慮し、

職業病一覧表を更新する手順を簡素化する必要性を考慮し、

その会期の議事日程の第5議題である、労働災害・職業病の届出及び記録並びに職業一覧表の定期的再検討及び更新に関する提案の採択を決定し、

その提案が、勧告の形式をとるべきであることを 決定して、

次の勧告(引用に際しては、2002年の職業病一

覧表勧告と称することができる。)を2002年6月20 日に採択する。

- 1 権限ある機関は、労働災害・職業病の記録及び届出方法の設定、再検討及び適用に際し、 1996年の労働災害・職業病の記録及び届出に 関する実施準則、並びに将来国際労働機関が 承認する本事項に関連する他の実施準則又は 手引を考慮すべきである。
- 2 権限ある機関により、法令により又は国内の 事情及び慣行に適合する他の方法により、関係 のある最も代表的な使用者団体及び労働者団 体との協議の上、必要ならば段階的に、予防、記 録、届出及び可能な場合には補償のための国内 の職業病一覧表が設定されるべきである。
- (a) 一覧表は、予防、記録、届出及び可能な場合 には補償のために、少なくとも、1980年に改訂さ れた1964年の業務災害給付条約の付表1に掲 げる疾病を含むべきである。
- (b) 一覧表は、可能な限り、本勧告に添付した職業 病一覧表に含まれる他の疾病を含むべきである。
- (c) 一覧表は、可能な限り、「職業病の疑いのある 疾病」という標題の部分を含むべきである。
- 3. 本勧告に添付する一覧表は、国際労働事務局の理事会により招集される三者構成の専門家会合を通じて、定期的に再検討され及び更新されるべきである。そのようにして策定された新たな一覧表は、理事会に承認のために提出され、承認を受けたうえで以前の一覧表に置き換えられ、及び国際労働機関の加盟国に通告される。
- 4. 国内の職業病一覧表は、上記3項により設定された最新の一覧表に従って再検討され及び更新されるべきである。
- 5. 本勧告に添付する職業病一覧表の定期的再 検討及び更新に資するために、加盟国は、国内 の職業病一覧表を設定又は改訂し次第速やか に、国際労働事務局に通知すべきである。
- 6. 加盟国は、統計の国際交換及び比較に資するために、労働災害・職業病、並びに適当な場合には危険事象及び通勤災害に関する包括的な統計を、毎年国際労働事務局に提供すべきである。[付表は6月号17-18頁参照]

連載第15回

日本。アジアの片層から

人生を決めた黒人女性との出会い

塩沢美代子

アメリカ南部の、テネシー、サウスキャロラ イナ、アーカンサーなどの各州にある、ローカ ルYWCAの世話になってつづけた研修の旅 は、私にとって、この上なく充実した有意義な 経験となった。

それは、たんにその後の活動の参考になっ たというレベルではなく、私の人間としての生き かたそのものに、貴重な示唆を与えてくれる出 会いの連続であった。それだけに思い出は鮮 明であり、書きたいことが次々と浮んでくる。

しかし連載がはじまって、1年以上たってい るのに、私はまだ26歳である。一方で、若い ときから無理を重ねてきた、わが身の老化の 早さを実感している、今日この頃である。先を 急ぐために、今号あたりで、アメリカから帰国 せねばならないだろう。

繊維労働組合を訪問

私がまずおどろいたのは、YWCAという団

体が、日本と違って、その他の労働運動と深く 関っていることだった。

グリーンヴィルのYWCAが、ニューヨーク でガーラックさんに伝えてあった、"発展途上 にある労働組合を訪ねたい"という、私の希望 にそって、CIO傘下のアメリカ繊維労働組合に 案内してくれた。当時はAFLとCIOは別組織 だったのである(1955年に合同)。

アメリカの労働組合について、なんの予備知 識もなかったのだが、それまでのCIOはあまり 反共的ではなく、進歩的な活動をしているような ニュアンスを、関係者の話から感じとっていた。

協力関係にあるYWCAからの依頼だった ので、いずれも白人の男性だった組合の幹部 役員がそろって、私を迎えてくれた。(写真)

私の自己紹介、つまり日本の全蚕糸労連に ついて説明すると、まっさきに出た質問は、「組 織率はどのくらいか」であった。私は組合名簿 にのっている、組合数で答えるしかないから、 「約80パーセントです」といった。

塩沢美代子「語りつがねばならぬこと―日本・アジアの片隅から」 15

とたんに大男の委員長が、大きな声で奇声を発し、ひっくり返えらんばかりのしぐさを見せながら、「それはほんとうか?」と私に念をおした。

彼がこんな反応を示したのも無理はない。ほぼ50年のきびしい歴史をもつ、繊維労働組合なのだが、彼の受けもつサウスカロライナ州に、13万8千人もいる繊維労働者のうち、組合に加盟しているのは、たった1万7千人台で、8%にも満たないのだと、残念そうに話しはじめた。

「あなたの国で、労働組合が認められたのは、まだ4~5年前だろう。どうやって、そんな奇跡的な組織率に到達できたのか?」と身を乗り出してきた。

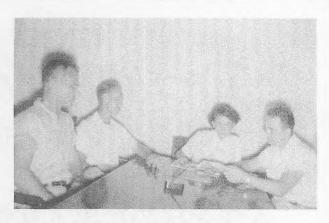
私はここで、日本の組織率80%と、この地での組織率8%とが、その内実においても、全く 異質のものであることを説明するために、"ポッダム組合"の解説をはじめる必要に迫られた。

日本が無条件降伏した、ポツダム宣言では 日本の非軍事化と民主化が求められたが、な かでも労働組合の結成は、占領政策のなかで 重点がおかれ、個々の労働者の意識とは全 く無関係に、企業単位で労働組合がつくられ た経過を話した。だから形ばかりの労働組合を、 ほんものにしていくために、組合員の大半を占 める女子労働者に、労働者の権利に目覚め てもらう教育啓蒙活動に、力を入れているの だと話した。

彼らにとって前代未聞の、組合結成のプロセスを、呆れ顔で熱心に聴きながら、やっと驚異的な組織率のわけがわかったらしい。

会社側の分断工作は共通

これほど異質な労働組合で働くオルグどおしなのに、具体的な運動の進めかたの話とな



ると、共通の問題点もあった。

例えば、会社側が、労働者の組合加盟を妨害するために、組織労働者がきびしいたたかいを経て、賃上げをかちとると、未組織労働者の職場でも、労働者の不満をおさえるために、その額に準じて、あまり格差の大きくならない程度に賃上げをし、労働者に組合に加盟する必要性を、感じさせないようにすることだった。

全蚕糸労連が、はじめて統一ストライキを行ったさい、組合に圧力をかけて脱退させた中小企業の経営者は、まさにこの手をつかっていた。

この地方では、わずか8パーセントの組織 労働者が奮闘して、結果的には未組織の繊維 労働者の賃金水準を上げる役割をしているわ けである。しかし、せめて30パーセントくらいの 組織率にならなくては、しんどくてたまらないと、 嘆いていた。

組織化を阻む大きな要因は、黒人差別の問題だという。組合としては、白人も黒人も労働者としては、全く同じ立場なのだから、団結してほしいと思うのだが、白人労働者が、黒人労働者と手を結ぶことを好まないのが、根本的な障害だという。会社側はその事情を熟知しているから、うまく分断策につかっているそうである。

私もわずかな期間ながら、それまでに見聞 してきた黒人差別の実態にてらして、さもあり なんと思った。

リトルロックのサマーキャンプ

ついで私はアーカンサー州の、リトルロック 市の近くで開かれた、YWCA主催の働く女性 のサマーキャンプに参加した。ミネトンカ湖畔 で実施されたのと、同じようなものだが、ここで は近隣の州から白人も黒人も参加していた。

汽車の都合で夜おそく、心細い思いで、真 暗なキャンプサイトについた私を、一挙にリラッ クスさせてくれたのは、大きな身体に私をつつ み込むような感じで、しっかりと握手してくれた、 黒人のリーダーのアルターさんだった。その大 きな瞳の、なんともいえないやさしさを今も忘れ られない。

このキャンプでは、白人と黒人と2人が総リー ダーになっていて、協力しあって運営していた。 到着以来、アルターさんの人間的魅力にと りつかれてしまった私は、総リーダーとして忙し い彼女に頼みこんで、2時間くらい話しあう時 間をもらった。昼休みとお昼寝の時間をあわ せて、大きな樹の木陰で、彼女と話しあったこ とが、その後の私の生きかたに、決定的な支 えとなったのである。

アルターさんには、16歳の娘がいるが、3年 前に離婚していた。だから2人の生活費と、高 校にいっている娘の学費を稼ぐために、彼女 の住むオクラハマ州で、酒場のウエイトレスと して、夜12時まで働いているそうである。

仕事もきついし、差別待遇もつらい生活の なかで、対等な人間として、白人の友と交われ るYWCAが、自分の唯一のよりどころだという。

グリーンヴィルで、黒人とともに過して以来、 私の気持ちは、差別への怒りにふくらんでいっ た。

それは、私自身がもの心ついて以来、女に 生まれたばっかりに、自分の生きかたを自由 に選べない欲求不満に、明け暮れていたから である。私の進学の時期には、女子大にしか 行けなかったから、選択肢はきわめて限られ ていた。あらゆる事柄について、自分の好き なように生きようとすれば、"女らしくない"とチェッ クされた。

1945年8月以降は、占領政策により、女も 男と同じく、人間としての人格・人権の持主とし てみとめられ、男女共学や選挙権をえた。しか し法律は一夜にして変えられても、男女ともに、 メンタリティは一朝一夕には変えられず、民主 化の推進力たるべき労働組合においても、女 性差別の風潮は厳存していた。

黒人として生れるか、女として生れるかは、 いずれも本人の選択によるものではない。人 種にしろ性別にしろ、同じ人間として生まれな がら、本人には変えることのできない要素によっ て、故なき差別を受けることの無念さは、共通 のものと感じられた。

人生支えたアルターさんとの会話

したがって、私はアルターさんとこの問題に ついて、話しあいたかったのである。

アルターさんは、私の問いにこたえて、差別 の実態について、いろいろ話してくれた。

ところが、きけばきくほど、彼女があまりに も淡々と語るので、私は歯がゆくなってきた。 それで「どうやって、そんな不合理をなくす気で すか」と、勢いこんでつっこんだ。

アルターさんは、いつもの柔和な表情を崩 さず、「あなたは、アメリカの歴史を知っていま すか」と私にたずねた。

改めてそうきかれると、どう答えたらいいの か戸惑ったが、「ごくおおまかには、知ってい ますが」といった。

するとアルターさんは、「では、黒人はドレイ として、動物のように売買されていたのを、知っ

ていらっしゃるでしょう。それが南北戦争や、リンカーン大統領のドレイ解放宣言などの歴史的経過があって、今はまがりなりにも、自由市民としてくらしているのです。あなたの指摘なさるように、あまりにも多くの差別を受けていますが、私たちが差別廃止に向って、努力をつづけていく限り、今後とも少しずつ前進するでしょう。現にYWCAでは、白人も私たちと一緒に、たたかっています。理想の社会を目指すのには、長い時間がかかるのです。たゆみなく努力しながら、長い時間に耐えなければならないのです。」

アルターさんは、落ち着き払ってこう語りながら、私の目をじーっと見つめた。

"目から鱗が落ちる"という言葉があるが、 私にとって、まさにそういう場面だった。

全蚕糸労連に職をえてから、やり甲斐のある仕事として、全力投球をつづけてきただけに、早くも疲れきっていたのである。その上に、占領政策の転換から、日本はふたたび再軍備路線に向い、民主化は早くも阻害されはじめている。 男女平等は、スローガンだけに終りそうな気配である。このような日本の状況に焦ってもいた。

そんな私に、日本の片隅で、力弱い製糸の 労働組合を、なんとか守っていこうという覚悟 を、びしっとつけてくれたのが、アルターさんだっ たのである。

ローカルの人たちの自由さ

ニューヨークでの国連研修プログラムにおいては、魂をゆさぶられるような思いをしたことはなかった。

しかし、ガーラックさんが計画して下さった、 主として南部の旅では、心眼を開かれる日々 だったような気がする。この違いはなんなんだ ろうと、考えながら歩いてきた。それは前者で 会った人たちは、それぞれ社会的な地位のあ る人で、その立場におけるたてまえしか語れなかったのだろう。

それに対して、後者で交わった人たちは、ご くふつうの人々で、とくに黒人の場合は、社会 的なハンディを背負いながら、精いっぱい生 きている人たちだった。南部のYWCAの役員 やスタッフも、あまりにもあからさまな矛盾を、 目の前につきつけられて、"人間は平等であ る"との信仰にもとずいて、差別撤廃に、きわ めて自然にとりくんできたらしい。

ローカルの人たちの自由さは、朝鮮戦争に関しても同じで、反戦平和を唱える声もしばしば聞かれた。7月のある朝、泊っていたYWCAのスタッフが、「ミヨコ、ミヨコ」と慌だしくノックするので、何事かと思ったら、「休戦会談がはじまったわよ!」と新聞をさし出した。平和を願う心をあからさまにすることは、戦争中の日本では絶対にできないことだった。

南部の旅を終えて北上し、ウイスコンシン大学が行っている、労働組合の若手リーダー養成の講座に参加するのが、最後のプログラムだった。

ところが到着した夜に、GHQから連絡があり、帰国の船便が〇日にサンフランシスコを出るから、間にあうようにと指示された。もともとGHQの指令による渡米だから、私の都合をいえる立場ではない。それで大学の先生から、そのコースの内容をきいただけで、翌朝その大学を後にした。

その船は、朝鮮戦争の休戦会談がはじまったため、沖縄基地にいる下士官たちに、家族の呼びよせが許された第1便で、若い母親と子供たちで溢れていた。私がはじめて沖縄基地に接したのはこのときで、そのショックは大きかった。

※前号37頁右段落13行目の「南カリフォルニア」は「サウスキャロライナ」の誤りでした。

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる 世界の動き



London Asbestos Seminar, U.K., 2002.

2002年4月にロンドンで開催されたいくつかのイベントのなかで、世界のアスベスト問題が主要議題とされた。オーストラリア、ベルギー、ブラジル、イングランド、フランス、オランダ、イタリア、カザフスタン、スコットランド、南アフリカ、アメリカから集まったアスベスト被災者、その代表、アスベスト問題の専門家、政治家、行政官、学者、科学者、技術者らが、てんてこまいではあったが価値ある3日間、学術セミナー、ウェストミンスターでの報告会、被災者の円卓会議(ラウンドテーブル)、写真展、歓迎会で、アスベストに関連した幅広いテーマについて議論した。

これらのイベントを企画したNGOである、国際アスベスト禁止書記局(IBAS)コーディネーターのLaurie Kazan-Allenは、「すべての公式の発表に感銘を受けたばかりでなく、公式の行事が終了した後も長時間議論し続けていた参加者たちの熱狂的な相互作用を目の当たりにしたことが嬉しかった。新たなイニシアティブと戦略の種子が生れたことは確実である。ロンドンではじまった対話が、アスベスト被災者たちの母国と海外の双方で被災者に有利に作用することを信じている」と語っている。

ロンドン衛生学・熱帯医学校

最初のイベントは、4月16日に、ロンドン衛生学・熱帯医学校(LSHTM)で開催された。マンソン講堂が、LSHTMのCarolyn StephensとIBASのLaurie Kazan-Allenが共催、共同議長を務めた、「アスベスト: 死にゆく産業の国際最新情報と健康上の時限爆弾」と題されたセミナーの会場であった。

オランダ・デルフト大学の疫学者 Paul Swuste は参加者に、アスベスト被災者を補償するための2つの国の制度があるにもかかわらず、オランダの請求者にとっては、迅速かつ適正な補償は今なお実現していないと話した。補償手続を迅速化させるために、1950年から1985年の間にアスベストに職業上曝露した個人を確認するための、新しいプロジェクトが開始された。質的な詳細情報を新たなデータベースに組み入れようという試みである。

歴史学者のJock McCullochは、オーストラリア人として彼がなぜ南アフリカにおけるアスベスト鉱業についての本を書こうと思い立ったかを説明した。世界のクロシドライト(青石綿)の97%は、オーストラ

リアと南アフリカで採掘された。オーストラリアの不名 誉なクロシドライト鉱山であったウィットヌームにつ いて書いた彼の著書『アスベスト: 人間のコスト』の なかで、Jockは南アフリカにも関心を寄せていた。 南アフリカにおけるクロシドライトの生産の大部分 は、家族単位で行われていた。家族の男たちが鉱 山で働いている間、妻たちは重い平金槌を使って、 関係のない岩石からなる物質から原料繊維を分離 していた。子供たちは、岩くずの堆積物のまわりで遊 ぶか、より短くより長い繊維を選り分けて母親たちを 手伝っていた。生産単位として働くことで稼ぐ低賃金 では、家族が一緒に暮らすことは不可能で、男たち は家を離れて遠いところで働かざるを得なかった。 Jockの本の表紙は、1960年代に撮られたものと彼 が信じている、胸に赤ん坊を抱っこ紐で抱えながら、 クロシドライトをこねている若い南アフリカの女性の 写真である。女や子供たちは、1980年代まで、この ような状態のなかで作業を行った。かかる状況で経 験した曝露のレベルは、著しく高いものだったろう。 結果は予想できる。「2001年にヨハネスブルグの NCOH(国立労働衛生センター)のTony Davies教 授により行われた女性の元労働者の調査によれば、 彼女らの95%以上が現在石綿肺に罹患している」。 Jockによると、Cape Asbestos Co. Ltd.の社内文 書では、1963年に理事会レベルでアスベストの健 康リスクが議論されたが、リスクに関する情報は「封 印された」という。労働者、職長、中間管理職は知ら されないまま、労働条件改善は何もなされなかった。

Leigh, Day & Co.の弁護士Richard Meeran は、Capeの南アフリカの被災者がイギリスに持ち込んだ訴訟のケースについて報告した。彼は、被告側が行った、事件のイギリスでの審理を防ぐための、結局うまくいかなかった大がかりな闘争について説明した。Capeの弁護士は、7,500件の訴訟の各々が別個に争われるべきであると要求し、個々のケースについて医学的証拠の再検査を主張した。最初の650ケースについての最新の分析によれば、原告の85%にアスベスト関連疾患があることがわかっている。Cape は納得せずに、より多くのケースの再検査を主張した。再び85%であることが確認された。Richardは、Capeの凝り固まった防衛的な姿勢は、

会社の所有権の大改造があってはじめて変化した と語った。新しいCEO(最高経営責任者)は、この訴訟をあらためて見直し、原告側弁護士との対話を開始し、交渉を促進した。2001年12月、裁判所は、2,100万ポンドの和解案を承認した。

Leeds West 出身のイギリス下院議員John Battle は、Leeds 市Armley におけるアスペスト の遺産について報告した。彼は、その中心にアス ベスト織物工場があった、800軒が狭い地域に密 集した典型的な北部の地域社会の説明をした。 そのCanal Streetの地所は、J. W. Roberts Co. Ltd. (JWR)が所有していた。JWRの所有者は、Turner & Newall Ltd.であった。最初は、なぜこの地域の 多くの人々が病気にかかるのか、誰もわからなかっ た。その後、Johnは地元の検死官と知り合い、「ま れ」ながんと言われている中皮腫がArmlevで4件 あったという話を聞いた。検死官GillはJohnに、こ の問題を調べてみるよう勧めた。彼はそれ以来その ことを実行している。つらいこともしばしばあった調 査のなかで、彼は、情報の一つひとつの断片ごとに、 会社と闘わざるを得なかった。彼は、上院で、アスペ ストの近隣曝露に関して質問を行った。Johnは、 Turner & NewallがArmleyの汚染除去に一銭 も支払っていないのは恥ずべきことだと言った。除 染費用のすべてを市議会が負担した。汚染者負担 の原則にしたがい、政府は、Turner & Newallに アスベスト汚染を除去させるべきであったが、そうは ならなかった。2001年10月、いまではアメリカ企業 が所有しているTurner & Newallは、当局に申し立 てを行った。その結論は、同社に対するすべての訴 訟を凍結するというものである。Johnは、同社が過 去行ったことによる損害に対する責任から逃避させ てはならないと決意している。

疫学者のCarolyn Stephensは、アスベスト禁止に向けた世界的動きと被災者の補償との関わり合いを論じ、リスクの移転を防ぐための被災者の一致した積極的な取り組みと「権力を持たないものの資金」の創設の必要性を強調した。

カザフスタンは、クリソタイル(白石綿)の世界第7位の生産国である。カザフスタンに数年間暮らし、働いているイギリス市民であるJohn Gilbertによれ

ば、アフガニスタン再建のためのアスベスト含有建材 の需要の増大が、国内の生産の増大につながって いる。カザフスタンでは、アスベストの生産、使用ま たは販売に関するいかなる法令または管理も存在 ていない。危険性に対する医学的または公衆の関 心もなければ、アスベスト関連疾患を監視または治 療する体制もない。

ブラジルの技師Fernanda Giannasiは、「世界 のアスペスト市場の規制に向けた新たな道」を提案 した。アスベスト・ガスケットの違法な生産・使用を確 認し、所在を突き止め、閉鎖させるための、最近の ブラジル、アルゼンチン、イギリスおよびアメリカの共 同作業を踏まえて、彼女は、世界貿易機関(WTO] が多国籍企業の利害を代表しているのに対抗して、 市民と労働者のニーズを声にする世界市民機関の 創設を提案した。

ニューデリーでの一連の会合から帰ったばかりの Barry Castlemanは、過去12か月の間にインドでな された大きな進展について報告した。インドにおけ るアスベスト禁止の必要性に関する世論の雰囲気 は著しく変貌しており、それは2002年4月のインド・ アスベスト禁止ネットワーク(BANI: Ban Asbestos Network of India)の結成に象徴される。インド での会合に参加していたマレーシアのキャンペーン 活動家との議論を踏まえて、Barryは、マレーシア政 府は間もなくアスベストを禁止するだろうと予測した。

セミナーの後、参加者たちは、写真家のHein du Plessisによる写真展「すばらしい男たちを称えよう; Cape plcの有害な遺産」を眺めることも可能な歓迎 会に出席した。ロンドンで出版された本『アスベスト・ ブルー: 南アフリカにおける労働、資本、医師およ び国家』を割り引き販売する書籍コーナーも設けら れていた。著者のJock McCullochは、生産過程と アスベスト企業の歴史の調査に費やした年月につ いて話した。ロンドンでの発行日を記念して、白目の 彫刻されたタンカーがJockに贈られた。

労働組合会館でのイベント

4月17日に労働組合会館で行われた円卓会議(ラ ウンドテーブル)の目的は、世界の被災者団体の代

表が集まって、情報を交換し、今後の戦略を練るこ とであった。この会議はIBASのLaurie Kazan-AllenとGMB労働組合のNigel Bryson健康環境 部長が共同で議長を務めた。会議のスポンサーは、 労働組合会議(TUC)とIrwin Mitchell 法律事務 所であった。

午前中に、以下の各国の代表から公式な報告が なされた。

● ブラジル

ブラジルのアスベスト被災者団体の技師Fernanda Giannasiは、世界のアスベスト被災者が共同して行 動する必要性を強調した。彼女は、イタリアの企業 がエリトリアで労働者を、イタリア国内では禁止され ているアスベストに曝露させたケースに焦点を当て た。Fernandaは、先進国と開発途上国で同じ基準 が適用されなければならないと語った。現在広く行 われている国際分業は、豊かな諸国から輸出され た評判の悪い技術に特化しているといって、開発途 上国を非難している。開発涂上国における規制、社 会的コントロールおよび金銭的補償を得る手段の の欠如が、事実上野放しの搾取と環境汚染を許し ている。アスベスト被災者とそのグループは、環境 的差別主義(レイシズム)と不正義をなくすために団 結しなければならない。アスベストはいまや国際労 働機関(ILO)の議題となっており、間もなくスイスで 開催される会議で議論されるだろう。ILOに対して、 第162号石綿条約の最新化を促進するようプレッ シャーをかける必要がある。

● オランダ

Bob Ruers弁護士は、オランダのアスベスト被災 者団体と労働党が成し遂げた、アスベスト被災者に 対する政府の対応を変化させる上で重要な影響を もつ進展について話した。オランダ・アスベスト被災 者団体は、1995年に、以下の目標をもって設立さ れた。

- ① アスペスト被災者の法的苦悩をやわらげるこ ٤.
- ② アスベストに職業曝露した被災者に対する認 定と補償を達成すること。

③ すべてのアスベスト被災者に対する補償を達成すること。

Bobは、オランダのアスベスト被災者の事例をいくつか紹介し、アスベスト疾患の多くが、オランダでは伝統的に強い影響力を有してきた多国籍企業Eternitによるものだと説明した。1937-1975年のオランダで、Eternitについて言えば、アスベスト廃棄物が農場や道路建設で使うために引き渡されるのが習わしだった。多くの人々がこれらを原因としてアスベスト関連疾患に罹患した。Eternitではなく、政府が、汚染された道路や田園地域の除染の費用を支払っている。Eternitは、環境事件で闘ってきたし、闘い続けている。政府は、アスベスト被災者のための国レベルの2つの補償体制を制度化するために、関係者と緊密に取り組んできた。まだ網の目から漏れ落ちている被災者もいるが、確実に進展はしている。

● フランス

社会学者のAnnie Thebaud-Monyは、いまで はフランス全国に4,000名のメンバーをもつアスベ スト被災者団体ANDEVAの創設者のひとりである。 自律的に活動する25の地方団体と、全体をコーディ ネイトする全国事務所をパリにもつ。ANDEVAは、 1990年代半ば以降きわめて活発に活動し、議会、 保険会社および健康保険機関に、アスベスト関連 問題に対処させてきた。ANDEVAはまた、メディア の関心をかきたてるのにも成功してきた。ANDEVA が議会の政治的上層部にかけたプレッシャーによっ て、補償に関する法令の改正が積み重ねられてき た。2002年2月28日、フランス最高裁は、フランス のアスベスト被災者にとって大きな勝利となった判決 を言い渡した。ANDEVAのプレスリリース「6月号46 頁参照]によれば、「判決は、労働者をアスベストに 曝露させた使用者に対する抗弁できない過失責任 について、30件の判決を支持した。50年にもおよび 嘘をついてきた、アスベスト製造・加工会社が、つい に、法に照らして処断され、アスベスト被災者は、司 法的な認知としてふさわしい補償を受けた」。

● ベルギー

ジャーナリストのSalvatore Navは、ベルギーの アスベスト被災者団体であるABEVAのメンバーの ひとりである。オランダと同様にEternitが、もっとも 重要かつ強力なアスベスト製造業者であった。不幸 なことに、オランダのアスベスト被災者と違って、ベ ルギーの被災者は、冷淡な司法制度のために、 Eternitから金銭的な補償を得ることができないで いる。ベルギーでは、成功したアスベスト関連疾患 の人身傷害訴訟がない。アスベスト疾患に罹患した 労働者はわずかな補償を得る場合があるとはいえ、 アスベスト被災者が自営業、公務員、軍人や鉄道 労働者の場合には補償はない。最初の民事訴訟 は1996年に提起されたが、使用者が故意に有害物 質(アスベスト)に曝露させたことを原告が立証でき なかったためにうまくいかなかった。被災者が直面 しているもうひとつの問題は、これらの請求に関す る20年間の出訴期限法である。

● スコットランド

被災者を支援している労働者Phyllis Craigは、 クライドサイド・アスベスト行動グループ(CAA)の 1984年以来の取り組みについて語った。長年CAA は、その多くがスコットランドの造船所や工場で保温 工として働いてきたアスベスト被災者によって運営さ れてきた。数年前、フルタイムの専門スタッフを雇用 するための基金を獲得することができた。今年CAA は、スコットランドにおいて、政府がアスベスト訴訟 の解決にかかる時間を短縮するよう要求した請願 を、スコットランド議会に提出した。Phyllisは、時間 の浪費と遅延は法的手続に組み込まれていると言っ た。John Brown 造船所の元労働者により提訴さ れた訴訟は数百件にのぼるが、新規訴訟の各々が John Brownの状況を立証しなければならない。被 告は、事実と責任のすべてを否認することができ、 実際にしばしばそうする。CAAは、商事法廷では事 件はさっさと解決されるのに、アスベスト訴訟ではな ぜできないのか?と主張している。

このグループは、Fairchild事件の「悪名高い」決定に反撃するキャンペーンにも積極的にかかわっている。スコットランド議会に提出した請願について、集団訴訟と個別訴訟の双方すべての原告たちを支

持する修正を書いたところだ。保険会社Chester Street が清算された2001年1月、CAAは、イギリス 下院議員、スコットランド議会議員、市長その他に、 代替補償体制を見つけ出すよう働きかけた。

クライドバイク・アスベスト・パートナーシップの Tommy Gormanは、「クライドサイド地域は、世界 最高水準の肺がん発生率を有している。グラスゴー 市には、現実に最多数のアスベスト被災者とがん 患者がいる…」という文脈において、スコットランド のアスベスト問題を提起した。こうした疾患の高い発 生率は、アスベストが広く使用されかつ管理が劣悪 であった、クライドバンクの造船・機械工業におけ る100年近い産業活動と関係している。地元の人々 のニーズにこたえて、アスベスト・パートナーシップ・ グループは、大グラスゴー健康委員会、ウエストダ ンバートン市議会、クライドバンク健康問題グルー プ、クライドバンク・アスベスト・グループによって、 1998年2月に設立された。フルタイムの専門スタッフ と無給のボランティアたちにより運営されるパートナー シップは、アスベスト・アワーネスーデー、全国アス ベスト会議、医療セミナーの組織化、情報リーフレッ トの作成・配布、地域の学校における取り組みなど を通じて、アスベスト問題に関する関心を高めてい る。パートナーシップは、スコットランド議会に対す る請願やスコットランド担当大臣Helen Liddellと の討論への参加などにおいて、クライドバンク・アス ベスト行動グループと緊密に連携している。今年は じめの、1,200人の人々が参加した抗議デモは、イ ギリス中でアスベスト被災者が経験している不正義 に焦点を当てた。

● イングランド

大マンチェスター・ハザーズセンターのTony Whitsonは、マージーサイド、ブラッドフォード、大マ ンチェスター、シェフィールド・ロザラムのアスベスト 被災者団体など、イングランド北部の多くのグルー プが取り組んでいる諸問題について話した。過去2 年間以上の進展する中皮腫の流行に対応して、被 告とその保険会社は、アスベスト請求に対してより攻 撃的な対応を採用してきた。この対応の硬化および Chester Streetの清算やFairchild判決のような 事態の進展は、被災者に不利に働いてきた。この ため、労働安全衛生超党派議会グループのアスベ スト小委員会が、非常に重要な存在になってきた。 この組織は、被災者の代表が会員議員たちと定期 的かつ直接話し合うことを可能にしている。この話 し合いによって提起された問題としては、被災者側 の医師と被告または政府側の医師によるアスベス ト疾患の二重診断(ダブル・チェック)、イギリスにお ける医学的知見と治療の矛盾、非現実的な治療期 間、給付・補償請求の処理などがある。

GMB労組にとってアスベストは優先課題であっ たし、これからもあり続けるだろう、とNigel Bryson は述べた。多くのGMB組合員が仕事でアスベスト に曝露し、その後、アスベスト関連疾患に罹患して いる。GMB組合員の1%が保温工であり、全疾患 請求の50%を占めている。1990年代半ば、GMB は積極的にイギリスのアスベスト禁止提案を支持し た。同労組はまた、Chester Street 清算の影響を受 けた者の補償を確保するための闘いの先頭に立っ てきた。ロンドンのロイズ保険のアスベスト請求に対 する脆弱性とFederal Mogul/T&Nの被災者に対 する執行命令の含意に関する調査を実施中である。 GMBの「Asbestos: It's Still a Killer」キャンペー ンの詳細については、GMBのウエブサイトwww. gmb.org.uk/health&safetyを参照されたい。

中皮腫情報プロジェクトは、1989年に専門看護 婦Mavis Robinsonによって開始された、イギリスに おけるユニークな情報源である。リーズで看護士と して働いていた間に、Mavisは、中皮腫に関するよ り多くの情報の切実な必要性に気づいた。病気と治 療の選択肢についての理解は、患者とその家族た ちが対処するのを助ける。看護士は、しばしば理解 しやすい言葉でコミュニケートすることができない医 師よりも、屈託なく患者と話ができる立場にいる。こ の情報の空間を埋めるため、地域の看護士にア スベスト被災者のケアの訓練を提供し、中皮腫の 患者と家族のための情報を作成するための基金 を獲得した。電話相談が開設され、患者や医療専 門家から数千件の相談が寄せられた。『中皮腫: 患者・介護者のための情報』というブックレットを昨 年、4,000部配布した。このプロジェクトに対する 基金は、2002年9月に終了する。

午後のセッションは、以下の課題をめぐる非公式の討論に当てられた。各国の給付/訴訟、医療問題、国民の関心および円卓会議の声明の作成、である。参加者たちは、南アフリカのアスベスト被災者のための訴訟をイギリスに持ち込むことの重要性を認めて、「傑出した業績に対する証明書」を贈るという動議を満場一致で承認した。証明書は、このケースのパイオニアである弁護士Richard Meeranに贈られ、この事件の画期的な解決に貢献したLeigh, Day & Co.法律事務所、南アフリカ政府、NGO、キャンペイナーたちを祝福した。

討論のなかで、Richard Spoor弁護士は、南ア フリカにおける最大の鉱業会社の一つであるGencor に対するもうひとつの訴訟を説明したパンフレットを 配った。1960年代初め、Gencorは、各々青アスベ ストと白アスベストを生産する会社であるGefcoと Msauliを入手した。数年後、Gefcoは、10鉱山と5つ の製造工場で数千人の人々を雇用する、世界最大 の青アスペスト生産業者になっていた。Richardに よると、「鉱山内の状況は破滅的にひどいものだっ た」。「Gencorには、アスベスト採掘による現在およ び将来の被災者に対する自らの責任の性質と広が りを…正確に決定する義務がある」と信じて、Richard と彼の同僚たちは、GencorのふるまいおよびGefco、 MsauliとGencorの登録を取り消す計画に対する 人々の関心を喚起しようとしている。「分離売却」とい う手を使って、Gencorはその資産を金にかえ、被災 者の手の届かないところに逃げる可能性もある。

下院での報告会

「アスベスト? この国際的な時限爆弾」が、4月17日の5-7時、下院のヨベル・ルームで開かれた下院議員たちのための報告会のタイトルであった。労働安全衛生超党派議会グループのアスベスト小委員会の主催によるこの会合の目的には、アスベストをイギリスの優先課題に維持すること、下院議員の内外のアスベスト問題に関する認識を最新化すること、アスベストにより破滅させられた南アフリカの一地域でとられた写真の展示会場を提供することが含

まれていた。

超党派グループの議長であるMichael Clapham 下院議員は、満席の聴衆に歓迎の挨拶を述べ、過去2年間にわたりアスベスト小委員会が果たしてきた役割を説明した。アスベスト被災者に影響を与えている重要な諸問題が、この集まりを通じて下院議員たちに個人的に伝えられ、下院議員たちは、政府の役人や大臣たちとの実りの多い討論を行った。Michaelは、アスベストは地球的な問題と考えられなければならず、最高の国際レベルですべてのアスベスト被災者に対する正義を実現するための行動がとられなければならないという彼の信念を表明した。

IBASコーディネーターのLaurie Kazan-Allen は、イギリスでもっとも有名なアスベスト・グループで あるT&N、Ltd.の国際的な事業について報告した。 アスベストのリスクに関する知見の増大にもかかわ らず、T&Nは、アスベスト関連疾患の高い発生率 を「許容範囲」とみなし、代替製品や技術の開発の ためにはわずかなことしかなさなかった。2001年10 月1日、T&Nの親企業Federal Mogulは、アメリ 力において年連邦破産法第11章による自発的破 産申請による会社更生、および1986年イギリス破 産法のもとにおける財産管理の申請を行った。同 社は「通常どおりに営業」し続けているのに、アスベ スト訴訟は不安定な状態に漂わせられている。中 皮腫に罹患した原告の18か月という平均余命は、 現在の原告でこうした企業の巧妙な策略を生き延び る者は皆無であるということを意味している。被災者 は、T&Nが財産管理下にあるにしても、当然、同社 の保険会社が既存の和解内容を履行し、正当なア スペスト請求を処理するものと予期していた。不幸 なことに、これらの事柄は一切前進していない。T&N のイギリスにおける管財人 Kroll Buchler Phillips は、T&Nの保険関係の複雑な歴史からして、短期 の解決はないだろうと認めている。Laurieは、T&N がアスベスト原告に補償すべき債務を支払うことを、 イギリス政府が保証するよう主張した。

Matthews, Fox and Fairchild事件の上訴に関する上院の公聴会の数日前のこの日、労働弁護士会安全衛生グループ議長のColin Ettinger弁護

士は、「Fairchild事件」と通称される裁判の法律的 専門事項とアスベスト被災者に対する深刻な含意 について解説した。彼は、「Fairchild事件」により不 利な影響を受ける者に対して補償するために、じん 肺法を拡張しようという政府のプランは好意的なも のではあっても、不十分であると考えている。「アス ベスト曝露によって命を奪われた人々は、怠慢な使 用者から補償を受ける権利がある。政府は、被告 と保険会社が責任を果たすのを確保しなければな らない」と語った。

現在提案されている、アスベスト曝露から労働者を防護するためのイギリスの新しい規則について、2段階の協議手続による遅延に批判的なNigel Brysonが提起した。アスベストの隠れた存在と残されたリスクに焦点を当てて、Nigelは、「イギリスには、いくつかの種類のアスベスト建材が使用されている数百万の建築物がある。建築物におけるアスベストを管理する新たな義務は、速やかに導入されなければならない。これは、労働者および一般住民の殺人アスベスト粉じんへの曝露を防止するのに役立つだろう。疑問の余地なく、使用者はアスベストに真剣に対処しなければならず、また、怠慢のゆえに人々をこの致死的な繊維に曝露させた者に対しては厳罰が適用されなければならない」と言った。

ブラジルの技師Fernanda Giannasiの発表のタ イトルは「開発途上諸国におけるアスベスト問題」だっ た。Fernandaは、Gandhiの7つの大罪の7番目「道 義のない商い」について検討した。最近の事例を紹 介しながら、Fernandaは、バーミンガムの工場で違 法に使用されたアスベスト・ガスケットの出所が、サ ンパウロ郊外の未登録の施設で製造され、サンパ ウロ市内の中間業者を経て、フロリダの卸売り業者 から販売されたものであることをどのように追跡した かを解説した。Fernandaは、最低限の防護もなしに、 労働者がアスベストを切断、加工しているぞっとす る工場の状態を写真で示した。工場監督官として、 Fernandaは、アスベストを二度と使用しないように 生産工程が改善されるまで、この施設を閉鎖させる ことができた。Fernandaは、ダブルスタンダードを曝 露し、根絶するため、アスベスト被災者の世界的な 連帯と共働を呼びかけた。

オランダの弁護士Bob Ruersのパワーポイント を使ったプレゼンテーションは、2つのEternit企業一 ベルギーのEtexグループとスイスのEternit AGグ ループの活動に関する「アスベスト被災者の世界戦 略」に関するものだった。オランダのEternitの被災 者の大部分は今ではその傷害に対して補償を受け ているが、「わずか数百キロ離れたベルギーでは、 Eternit Hollandの親会社であるEternit/Etexは、 そのアスベスト被災者に1ペニーたりとも補償を支払っ ていない」、とBobは言う。Eternit/Etexは、巨大多 国籍企業であり、48か国に子会社をもち、そのうち のいくつかは今なおアスベストを使用している。「ヨー ロッパの外では、Eternitはしばしば、責任を激しく否 定し、被災者は、当然の権利である補償のために、 1インチずつ闘わなければならない」。この不公正を 正すために、オランダ労働党は、情報を収集し、国 内のアスベスト被災者の掘り起こしに協力し、被災 者たちのネットワークを拡大し、Eternitに対する訴 訟と消費者の抗議を開始している。

写真家のHein du Plessisが1999年に、南アフリカのプリースカで撮った一連の白黒写真が、次のプレゼンテーションの内容だった。なぜCapeの原告たちと関わりをもつようになったかについてふれながら、これらの写真は死によって今や沈黙させられた多くの人々の声を代弁している、とHeinは語った。映像は、アスベスト労働者と家族たち、汚染されたコミュニティの苦しみを、まざまざと示している。写真家の対象の人間性は、世界中で進行中のアスベスト被災者の闘いを象徴する、企業の冷淡な対応に対抗している。

Richard Meeran弁護士は、スワジランドの高等 弁務官を紹介しながら、Capeの南アフリカのアスベスト被災者たちは、昨年交渉の結果かちとった和解 に基づく補償の受領を待ちかまえているが、T&Nの スワジランドのアスベスト被災者たちは、補償を受け るチャンスがほとんどない。Mngomezulu師は、イギリス国内の原告たちの窮状だけでなく、スワジの 被災者たちのことも思いやるよう、下院議員たちに 求めた。

議長は、繰り返し国際連帯の必要性を指摘し、支持してくれたすべての発言者に感謝した。会議を締

めくくる前に、2人のフランスの弁護士を参加者に紹介した。Jean-Paul TeissonniereとSylvie Topaloff は、長年フランスのアスベスト被災者団体と緊密に連携してきたアスベスト問題のスペシャリストである。2002年2月、30人のフランスのアスベスト原告は、最高裁において歴史的勝利をかちとった。Jean-PaulとSylvieの献身とハードワークは前例のないものであった。彼らはイギリスの同僚たちから暖かく迎えられた。これをもって、会合は閉会した。

南アフリカ高等弁務局のレセスション

4月18日には、ロンドンの南アフリカ高等弁務局 図書室において、イギリス資本のアスベスト企業で あるCape Asbestos Co. Ltdに対する、南アフリ カのアスベスト原告の勝利を記念するレセプション が催された。この訴訟がイギリスの法廷にかかって いる何年間もの間、世論を高めるのを助けた、Hein du Plessisによる多数の被災労働者の写真も展示 された。南アフリカ高等弁務次官 George Johannes が歓迎の挨拶を行い、この訴訟に対する積年の関 心について語った。当初から、南アフリカ政府は、 被災者の補償を獲得しようという努力を支援してき た。とりわけ2000年に、上院を、この訴訟を南アフ リカではなくイギリスにおいて扱うという方向に向か わせた段階において、同政府の働きかけは重要な 役割を果たした。Georgeは、原告たちのために懸命 に働いてくれたすべてのすべての人々に謝意を表 明した。彼は、被害を受けた地域社会について語り、 今では人々が将来への希望を持つことを期待して いると言った。獲得した金額はヨーロッパの基準でみ れば少ないかもしれないが、南アフリカでは、支払 われた補償金は被災者たちの苦境をやわらげるの 役立つと確信している、と述べた。

この取り組みのパイオニアであるRichard Mee ran 弁護士は、この訴訟の様々なステージを通じて経験してきた浮き沈みについて紹介した。IBASコーディネーターのLaurie Kazan-Allenは、彼の計画について初めて議論したときのことを思い起こした。そのとき、彼女は、北アメリカでのその責任のスケールに気づいたとき、Capeは、アメリカにおけるすべ

ての資産を売却して、アメリカのアスベスト被災者の補償を奪ったままイギリスに撤退した、と話した。Laurie の警告と乗り越えがたい障害が多々あったにもかかわらず、Richardとそのチームは、この歴史的な訴訟を続行した。だからこそ、アスベスト被災者円卓会議の参加者たちは、満場一致で、「傑出した業績に対する証明書」を贈ることを決定したのだった。この表彰状は、以下のように記している。

「世界のアスベスト被災者団体の代表たちと、アスベスト問題に取り組んでいる専門家たちは、2002年4月17日にロンドンに参集し、Cape Asbestos Co. Ltdが生産したアスベストに曝露した南アフリカの被災者の補償のために精力的に働き、それを実現した個人および団体に対して、称賛と尊敬の意を表明するものである。」

Richard Meeranの原告たちに対するひたむきな献身とあらゆる法的障害にうちかつという信念は、何千人ものアスベスト原告が正義を手にするうえで決定的に重要なものであった。そのうえ、Capeの原告たちの勝利は、すべての多国籍企業に対して、ダブル・スタンダードはもはや見過ごされないという警告を与えた。不面目かつ危険な技術の先進国から開発途上国に対する輸出は、そのような不正義を暴露し、処罰する法的手段が存在することが、Capeの事件によって示されたいま、中止されなければならない。

この証明書に署名することを通じて、Richardと Leigh, Day & Coの弁護士チーム、およびこの画 期的な勝利のために働いたすべての人々に対する 尊敬を表明したわけである。

ヨーロッパ、南北アメリカの数千名のアスベスト被災者を代表する円卓会議の参加者たちによって署名されたこの証明書は、彼の息子と娘からRichardに手渡された。それから、Fernanda Giannasiから、開発途上国の多くのアスベスト被災者の感謝の意を込めて、Richard夫人に花束が贈られた。われわれは、暗いトンネルの終点に光を見いだしたのである。

1980年代にアスベスト問題を調査した、ドキュメンタリー映画の制作者にしてジャーナリストLaurie Flynnは、この訴訟の係争中、惜しみない支援を与

えてくれた。彼は、このような信念の突出した飛躍の 重要性と、また、Richardや原告のために働いてく れた人たちの人間性について語った。Leigh、Day & Co.のシニアパートナーMartyn Dayは、このような 草分けとなる訴訟に自らの事務所が関与すること ができて光栄だと述べた。パートナーを代表して、彼 は、Richardとその弁護士チーム、法廷弁護士、弁 護士補助職員および支援スタッフたちの傾倒と献身 を、事務所が高く評価していることを明らかにした。 George Johannesが、すばらしい南アフリカのワインを一杯と言わず二杯、楽しんむよう促して、 公式のレセプションを締めくくった。

アスベスト円卓会議コミュニケ

2002年4月17日にロンドンの労働組合会館で開催されたアスベスト円卓会議は、すべての種類のアスベストの採掘、使用および除去によって引き起こされる大虐殺を終焉させるために、以下のコミュニケを発表することに同意した。

● アスベストの世界的禁止

われわれはすべての政府に対して、代替品を使用することの方が人々にとってより有害であるというやむを得ない用途への限られた例外を除き、すべての種類のアスベストの採掘、抽出、加工および使用を含めて、アスベストの使用を禁止するよう求める。アスベスト使用の全面禁止に向けたタイムテーブルを取り決めるべきである。アスベスト禁止により職を失うことになる産業の労働者を守るために、政府および使用者は、公正移行プログラムを導入すべきである。

● アスベストの除去

われわれはすべての政府に対して、事業用および居住用建物のアスベストの管理および除去に関する法令を導入するよう求める。

● アスベスト被災者への国の給付

われわれはすべての政府に対して、すべてのアスベスト関連疾患に対して国の給付を提供するよう求める。給付のための基準は、あまりに厳しく、多数のアスベスト疾患による障害者が除外されてしまう場合も多い。われわれはすべての政府に対して、

給付体系を見直し、すべてのアスベスト被災者に対する公正と正義を実現するように給付を調和化するよう協力することを求める。

● 補 償

われわれはすべての政府に対して、企業にアスベスト請求に見合った準備をさせておくよう求める。 民事賠償は、持続する傷害の深刻さを反映すべきである。労働者、市民および環境をアスベストに曝露させた企業は、責任を負うべきである。政府は、アスベスト請求に対する責任を回避するための倒産、破産手続を認めてはならない。われわれはすべての政府に対して、企業がその金銭的責任を果たせないようになった場合に、アスベスト被災者が適切な補償を受けられるようにするよう求める。その場合の仕組みは、裁判によって手に入れられる裁定と同等の補償を支払うべきである。

● アスベスト関連疾患の治療法の研究

われわれはすべての政府に対して、過去にアス ベストの使用により利益を得た企業、保険業界およ び政府の資金により、アスベスト関連疾患の治療法 の研究を実施するよう求める。

● 国際会議

われわれはすべての政府に対して、過去のアスベスト使用の遺産により影響を受けた者に正義を与え、将来の世代がこの致死的粉じんへの曝露の結果に苦しむことのないようにするために、法令、補償、給付および治療の調和化を達成するという観点から、本コミュニケで述べられた諸問題の調査・報告を委託するよう求める。

● 被災者団体とNGO

われわれはすべての政府に対して、アスベスト被災者の苦境を改善するうえでのアスベスト被災者団体およびNGOの重要な役割を認めるよう求めるとともに、国際連合の方針に則り被災者団体やこの分野で活動する他の社会団体、NGOと協力するよう強く主張する。われわれは、アスベスト被災者の状況を改善するためのプロジェクトに対する財政援助の必要性、緊急性を強調するものである。

%http://www.btinternet.com/~ibas/Frames/
f_lka_london_meetings_rep_0402.htm

基発第195号 平成13年3月29日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

眼の障害に関する障害等級認定基準の一部改正等について

労災保険の障害等級の認定については、昭和50年9 月30日付け基発第565号別冊「障害認定基準」(以下「認定基準」という。)により取り扱っているところであるが、今般、平成13年2月28日付けで報告のあった「眼の障害認定に関する専門検討会」の検討結果をふまえ、認定基準のうち、眼の障害について下記のとおり改めることとしたので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の要旨

- (1) 矯正視力については、従来は眼鏡による矯正に限る ものとされていたが、今後はコンタクトレンズによる矯正 も採用することとしたこと。
- (2) 失明については、従来は「光覚弁(明暗弁)」、「手動 弁」又は「指数弁」が含まれるか否か明らかではなかっ たが、今後は、「光覚弁(明暗弁)」と「手動弁」が失明に 含まれ、「指数弁」は含まれないことを明らかにしたこと。
- (3) 調節機能障害の認定に関し、
 - イ 日本人の年齢別の平均的調節力の表を改めたこ ょ
 - ロ 調節機能障害の評価方法については、従来は、 障害を残した眼の調節力と日本人の年齢別調節力 値を比較して障害の評価を行っていたが、今後は、 障害を残した眼の調節力と健眼の調節力とを比較し て障害を評価することを原則としたこと。
 - ハ 調節機能障害の評価の対象となる年齢については、従来は、50歳以上の者は一律に補償の対象としないこととしていたが、今後は、健眼との比較が出来ない場合にのみ年齢の基準を用いることとし、その場合に補償の対象とならない年齢を55歳以上としたこと。
- (4) その他用語の訂正等所要の改正を行ったこと。
- 2 改正の内容
- (1) 認定基準第2の1の(2)のイの(イ)のbを次のとおり 改める。

障害等級表にいう視力とは矯正視力をいう(労災則

- 別表障害等級表備考第1号)。ただし、矯正が不能な場合は裸眼視力による。
- (注 矯正視力には、眼鏡による矯正、医学的に装用可能なコンタクトレンズによる矯正又は眼内レンズによる矯正とは眼内レンズによる矯正によって得られた視力が含まれる。)
- (2) 認定基準第2の1の(2)のイの(イ)のbの注書きの 次に新たにcとして次のとおり加える。

矯正視力による障害等級の認定は、

- (a) 角膜の不正乱視が認められず、かつ、眼鏡による 完全矯正を行っても不等像視を生じない者について は、眼鏡により矯正した視力を測定して障害等級を 認定する。
 - (注 不等像視とは、左右両眼の屈折状態等が異なるため、左眼と右眼の網膜に映ずる像の大きさ、 形が異なるものをいう。)
- (b) 上記(a)以外の者については、コンタクトレンズの 装用が医学的に可能であり、かつ、コンタクトレンズ による矯正を行うことにより良好な視力が得られる場 合には、コンタクトレンズにより矯正した視力を測定 して障害等級を認定する。
- (c) 眼鏡による完全矯正を行えば不等像視を生じる場合であって、コンタクトレンズの装用が不能な場合には、眼鏡矯正の程度を調整して不等像視の出現を回避し得る視力により障害等級を認定する。
- (d) コンタクトレンズの装用の可否及び視力の測定は、 コンタクトレンズを医師の管理下で3か月間試行的に 装用し、その後に行う。

なお、コンタクトレンズの装用が可能と認められる のは、1日に8時間以上の連続装用が可能である場 合とする。

(3) 認定基準第2の1の(2)のイの(イ)のcをdとして次のとおり改める。

「失明」とは、眼球を亡失(摘出)したもの、明暗を弁 じ得ないもの及びようやく明暗を弁ずることができる程 度のものをいい、光覚弁(明暗弁)又は手動弁が含ま れる。

- (注1 「光覚弁」とは、暗室にて被検者の眼前で照明 を点滅させ、明暗が弁別できる視力をいう。
 - 2 「手動弁」とは、検者の手掌を被検者の眼前で上下左右に動かし、動きの方向を弁別できる視力をいう。
 - 3 「指数弁」は、検者の指の数を答えさせ、それを 正答できる最長距離により視力を表すもので、 「1m/指数弁」、「50cm/指数弁」、「30cm/指数弁」 等と表記する。

このうち、「1m/指数弁」は視力0.02に、50cm/指数弁」は視力0.01に各々相当するものとされるが、

それより短い距離については換算は困難とされる。

- (4) 認定基準第2の1の(2)のイの(イ)のdをeに改める。
- (5) 認定基準第2の1の(2)のイの(ロ)を次のとおり改める。

(口) 調節機能障害

- a 「眼球に著しい調節機能障害を残すもの」とは、調 節力が1/2以下に減じたものをいう。
 - (注 調節力とは、明視できる遠点から近点までの距離的な範囲(これを調節域という。)をレンズに換算した値であり、単位はジオプトリー(D)である。調節力は、年齢と密接な関係がある。)
- b 調節力が1/2以下に減じているか否かは、被災した眼が1眼のみであって、被災していない眼の調節力に異常がない場合は、当該他眼の調節力との比較により行う。
- c 両眼が被災した場合及び被災した眼は1眼のみであるが被災していない眼の調節力に異常が認められる場合は、年齢別の調節力を示す下表の調節力値との比較により行う。

この場合、表に示される年齢は、例えば「40歳」については「40歳」から「44歳」までの者に対応するものとして取り扱う。

なお、年齢は治ゆ時における年齢とする。

5歳毎年齢の調節力

年齢 調節力(D)	 	 30 16.3	
年齢 調節力(D)	1	60 1 35	

d 上記りの場合には被災していない眼の調節力が 1.5D以下であるときは、実質的な調節の機能は失わ れていると認められるので障害補償の対象とならな い。

また、上記cの場合には年齢が55歳以上であると きは障害補償の対象とならない。

- (6) 認定基準第2の1の(2)のイの(ハ)の注書きの2の 中の「生ずる」を「生じる」に、「偽像」を「仮像」に各々改 める。
- (7) 認定基準第2の1の(2)のイの(二)のbの注書きの2の中の「生ずる」を「生じる」に改める。
- (8) 認定基準第2の1の(2)のイの(二)のbの注書きの 3の「これには、求心性狭さくと不規則性狭さくとがあり、 前者は視神経萎縮、後者は脈絡網膜炎等に見られる。」 を「これには、求心性狭さくと不規則性狭さくとがある。」 に改める。

3 コンタクトレンズ装用が後に不能となった場合の取扱いについて

業務災害又は通勤災害による視力障害について、コンタクトレンズによる矯正視力に基づき障害等級が認定された場合であって、その後、新たな災害によることなくコンタクトレンズの装用が不能な状態となったと医学的に認められるときは、当初の眼の傷病が再発して再治ゆしたものとして取り扱い、再治ゆに係る障害等級の認定を行ったうえ、必要に応じ、所定の給付を行うこと。

4 施行日等

- (1) 改正した認定基準は、平成13年4月1日以降に障害(補償)給付の決定を行うものについて適用すること。ただし、平成13年3月31日までに請求がなされたもののうち、改正通達の記の2の(1)及(2)に係るもので給付の決定が行われていないものについては改正前の認定基準によるものとすること。
- (2) 現に障害補償年金又は傷害年金を受給している者 については、改正した認定基準を適用しない。したがっ て障害の程度に変更があったと認められる場合を除き、 労災保険法第15条の2に基づく障害補償年金の改定 は行わないものであること。

※ 新旧対照表(省略)

基発第0201001号 平成14年2月1日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

耳及び口の障害に関する 障害等級認定基準の一部 改正等について

労災保険の障害等級の認定については、昭和50年9月30日付け基発第565号別冊「障害等級認定基準」(以下「認定基準」という。)により取り扱っているところであるが、今般、平成14年1月11日付けで報告のあった「耳鼻咽喉科領域の障害認定に関する専門検討会」の検討結果を踏まえ、認定基準のうち、耳及び口に関する障害について、下記のとおり認定基準を改めることとしたので、事務処理に遺漏のないように期されたい。

記

1 改正の要旨

(1) 難聴の聴力検査の統一化

難聴の聴力検査は、これまで職業性難聴と急性音響性

資料/障害等級認定基準の一部改正

聴器障害等とに区分して取り扱ってきたところであるが、 これまでの検査の方法等について整理し、今後は難聴の 聴力検査として統一した取扱いにするとともに、聴力検 査に係る検査期間の短縮を図ること等としたこと。

(2) 耳鳴に係る検査方法等の明確化

耳鳴に係る検査方法等についてこれまで明記していなかったところであるが、今後は耳鳴に係る検査方法について明記するとともに、併せて耳鳴と難聴との関係等についても明確化したこと。

(3) そしゃくの機能障害の適用範囲の明確化

そしゃくの機能障害(第10級の2)について、これまでその適用範囲に不明確な点があったことから、認定基準を改正し、その適用範囲を明確にしたこと。

(4) 味覚減退の障害としての評価(準用)

味覚減退については、これまで障害とは取り扱ってこなかったところであるが、味覚減退を把握できる検査方法が定着したこと等から、今後は障害補償の対象とし、第14級を準用することとしたこと。

(5) 開口障害等を原因としてそしゃくに相当時間を要することの障害としての評価(準用)

そしゃくに時間を要することについてはこれまで障害としては取り扱っていなかったところであるが、開口障害等を原因としてそしゃくに相当時間を要する場合について障害と評価し、今後は第12級を準用することとしたこと。

2 改正の内容

- (1) 認定基準第2の2の(2)のイの(ハ)の「職業性難聴」を「騒音性難聴」に改める。
- (2) 認定基準第2の2の(2)のイの(二)、(ホ)及び(へ) を次のとおり改め、(ト)を(ホ)に改める。
 - (二) 難聴の聴力検査は、次により行うこと。
 - a 聴力検査の実施時期
 - (a) 騒音性難聴

騒音性難聴の聴力検査は、85dB以上の騒音にさらされた日以後7日間は行わないこと。

(b) 騒音性難聴以外の難聴

騒音性難聴以外の難聴については、療養効果が 期待できることから、治ゆした後すなわち療養が終了 し症状が固定した後に検査を行うこと。

- b 聴力検査の方法
- (a) 聴覚検査法

障害等級認定のための聴力検査は、別紙1「聴覚検査法(1990)」(日本聴覚医学会制定)[省略]により行うこと(語音聴力検査については、日本聴覚医学会制定「聴覚検査法(1990)」における語音聴力検査法が新たに制定されるまでの間は、日本オージオロジー学会制定「標準聴力検査法II 語音による聴力検査」により行うこととし、検査用語音は、57

式、67式、57S式又は67S式のいずれを用いても差し支えないものとする。)。

(b) 聴力検査回数

聴力検査は日を変えて3回行うこと。

但し、聴力検査のうち語音による聴力検査の回数 は、検査結果が適正と判断できる場合には1回で差 し支えないこと。

(c) 聴力検査の間隔

検査と検査の間隔は7日程度あければ足りること。

c 障害等級の認定

障害等級の認定は、2回目と3回目の測定値の平均純音聴力レベルの平均により行うこと。

2回目と3回目の測定値の平均純音聴力レベルに10dB以上の差がある場合には、更に聴力検査を行い、2回目以降の検査の中で、その差が最も小さい2つの平均純音聴力レベル(差は10dB未満とする。)の平均により、障害認定を行うこと。

- (3) 認定基準第2の2の(3)の口の(ロ)を次のとおり改める。
 - (ロ) 耳鳴に係る検査によって難聴に伴い著しい耳鳴が常時あると評価できるものについては第12級を、また、難聴に伴い常時耳鳴のあることが合理的に説明できるものについては第14級を、それぞれ準用する。
 - a 「耳鳴に係る検査」とは、ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査をいう。
 - b 「難聴に伴い」とは、騒音性難聴にあっては、騒音 職場を離職した者の難聴が業務上と判断され当該 難聴に伴い耳鳴がある場合をいう。

騒音性難聴以外の難聴にあっては、当該難聴が 業務上と判断され治ゆ後にも継続して当該難聴に伴い耳鳴がある場合をいう。

- c 耳鳴に係る検査により耳鳴が存在すると医学的 に評価できる場合には、「著しい耳鳴」があるものと して取り扱うこと。
- d 耳鳴が常時存在するものの、昼間外部の音によって耳鳴が遮蔽されるため自覚症状がなく、夜間のみ耳鳴の自覚症状を有する場合には、耳鳴が常時あるものとして取り扱うこと。
- e 「耳鳴のあることが合理的に説明できる」とは、耳鳴の自訴があり、かつ、耳鳴のあることが騒音ばく露歴や音響外傷等から合理的に説明できることをいっ
- (4) 認定基準第2の4の(2)のイの(二)を次のとおり改ずめる。
 - (二)「そしゃく機能に障害を残すもの」とは、固形食物 の中にそしゃくができないものがあること又はそしゃ

くが十分にできないものがあり、そのことが医学的に 確認できる場合をいう。

- a 「医学的に確認できる場合」とは、不正咬合、そしゃ く関与筋群の異常、顎関節の障害、開口障害、歯牙 損傷(補てつができない場合)等そしゃくができないも のがあること又はそしゃくが十分にできないものがあ ることの、原因が医学的に確認できることをいう。
- b 「固形食物の中にそしゃくができないものがあるこ と又はそしゃくが十分にできないものがあり」の例と しては、ごはん、煮魚、ハム等はそしゃくできるが、た くあん、らっきょう、ピーナッツ等の一定の固さの食物 中にそしゃくができないものがあること又はそしゃく が十分にできないものがあるなどの場合をいう。
- (5) 認定基準第2の4の(3)の口の(ロ)を次のとおり改め る。
 - (ロ) 味覚障害については、次により取り扱うこと。
 - a 味覚脱失
 - (a) 頭部外傷その他顎周囲組織の損傷及び舌の損傷 によって生じた味覚脱失については、第12級を準用 すること。
 - (b) 味覚脱失は、濾紙ディスク法における最高濃度液 による検査により、基本4味質すべてが認知できない ものをいう。
 - b 味覚減退
 - (a) 頭部外傷その他顎周囲組織の損傷及び舌の損傷 によって生じた味覚減退については、第14級を準用 すること。
 - (b) 味覚減退は、濾紙ディスク法における最高濃度液 による検査により、基本4味質のうち1味質以上が認 知できないものをいう。
 - c 検査を行う領域 検査を行う領域は、舌とする。
 - d 障害認定の時期

味覚障害については、その症状が時日の経過に より漸次回復する場合が多いので、原則として療養 を終了してから6ケ月を経過したのちに等級を認定 すること。

- (6) 認定基準第2の4の(3)の口の(二)の次に(ホ)を設 ける。
 - (ホ) 開口障害等を原因としてそしゃくに相当時間を要 する場合は、第12級を準用すること。
 - 「開口障害等を原因として」とは、開口障害、不正 咬合、そしゃく関与筋群の脆弱化等を原因として、そ しゃくに相当時間を要することが医学的に確認でき ることをいう。
 - b 「そしゃくに相当時間を要する場合」とは、日常の 食事において食物のそしゃくはできるものの、食物に

- よってはそしゃくに相当時間を要することがあること をいう。
- c 開口障害等の原因から、そしゃくに相当時間を要 することが合理的に推測できれば、「相当時間を要す る」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

3 施行日

改正された認定基準は、平成14年4月1日以降に支 給事由が生じたものについて適用し、平成14年4月1日 前に支給事由が生じたものについては改正前の認定基 準によること。

※ 新旧対照表等(省略)

基労補発第0201001号 平成14年2月1日

都道府県労働局労働基準部長殿 厚生労働省労働基準局 **労災補償部補償長**

耳及び口の障害に関する 障害等級認定基準の一部 改正等の留意点について

耳及び口の障害に関する障害等級認定基準(以下廃 定基準」という。)の一部改正については、平成14年2月 1日付け基発第0201001号により指示されたところであ るが、認定基準の運用に当たり、下記の点について留意 されたい。

記

1 専門検討会の報告書

今回の認定基準の改正は、別添「耳鼻咽喉科領域の障 客認定に関する専門検討会報告書」(以下「報告書」とい う。[http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/01/s0111-3.html])に基づくものである。

報告書は17項目について検討しており、今回の認定 基準の改正項目以外の項目についても検討されているの で、改正項目と併せて業務運営の参考とされたい。

2. 平衡機能障害に係る認定基準について

内耳の損傷による平衡機能障害については、報告書の Iの第1節の第10において検討され、認定基準の一部改 正を提言する内容となっているが、内耳の損傷による平衡 機能障害は神経系統の機能の障害にづいて定められて いる認定基準に準じて等級を認定していることから、本件 提言は、「神経系統の機能又は精神に関する専門検討会」 の報告を受けた認定基準の一部改正に反映させ ることを予定している。

グローバリゼーションの挑戦に立ち向かう

ILO●第90回総会で新たな措置を採択

2002年6月20日ILOニュース

国際労働機関(ILO)は、グローバリゼーションの挑戦に対処するためのより厳密なアプローチを促進し、貧困の削減、雇用の創出および職場の安全衛生の改善を通じた個人保護のための「錨」を創造するよう立案された、一連の措置を採択して、その第90回年次総会を終えた。

175 加盟諸国を代表する政府、労働者、使用者が一堂に会する、ILOの毎年の国際労働会議は、ILO事務総長ジュアン・ソマビアがグローバリゼーション、児童労働、その他の問題をめぐる「ひときわ豊かな」討論と呼び、また、「すべての者にディーセント・ワークをという目標に対する幅広くかつ着実に深化したコンセンサス」がみられたということによって特徴づけられる。

「雇用の創出と貧困の削減を優先させるグローバリゼーションを理解するまでは、概念全体に論争がつきまわったままだった」とソマビアは語る。「すべての者にディーセント・ワークを…は、貧困から抜け出すもっとも確実な道であり、平和な社会に不可欠の家族の安全のための錨でもある。われわれば、より多くのことを、より首尾よくなさなければならない」。

会議はまた、「戦略予算管理」の 初年度に当たる2000-2001年活動実施報告が吟味された。締めく くりの発言のなかで事務総長は、 代表たちはILOに、「構成要素の 必要性と関連したより厳密なパフォーマンスの指標を設定し、また、グローバル化する世界のなか でわれわれの介入がディーセントワークを実現するうえで不足しているものを是正するのにどれだけ 役立っているのかをもっと積極的 に評価すべきである」とせき立て たと語った。

会議はさらに、パレスチナ占領地域の状況について討議し、同地域において雇用を創出し、パレスチナ人とイスラエル人の対話を促進する、ILOの努力の増進を支持する多くの約束が聞かれた。ソマビアは、ILOは、雇用・社会保障のためのパレスチナ基金の設立をめざして、速やかに資源を振り当てたいと述べた。

総会の議長は、ILOの古くからの加盟国で、今年はじめに国連に加盟することを決定したスイスの連邦経済省大臣であるジーン・ジャック・エルミガーが務めた。

国際労働機関は、児童労働反 対国際日を開始したが、児童労働 を廃止する世界的な運動を強化 するための行事が世界各国で行 われた。

グローバリゼーションに 立ち向かう

ふたりの著名な来賓、マハ ティール・ビン・ムハマッド・マレー シア首相とオーウェン・アーサー・ バルバドス首相が、会議のなか でグローバリゼーションの問題を 提起した。マハティール首相は、 グローバリゼーションは現実には 「世界の社会的病の治療法」には ならないと述べ、「社会的な広がり をもったグローバリゼーションを要 求した。アーサー首相は、労働基 準と貿易のリンケージを「不道徳 かつ逆効果を招くもの」として強く 非難し、ILOは、「助言者の役割に とどまらず、世界、金融および貿 易政策の公式化により影響力を 及ぼさなければならない」と述べた。

ディーセントワークをつくりだすという問題に対処する努力のなかで、何億人もの人々がインフォーマル経済で生計を立てているという事実について、総会は、長々しい、しばしば激烈な討論をもった。総会は、インフォーマル経済で働く人々のための雇用の創出、社会保障および貧困の削減の問題に焦点を当てた、新たなILOの活動プログラムの要求を採択した。新たなプログラムは、必要とする人々

への権利の拡張および労働基準 や世界経済の恩恵へのアクセス にねらいをつけた、ILOの今後の 活動のためのロードマップを提供 するものでなければならない。

総会はまた、1966年に採択され た、対象を発展徐上国に限定した、 ILO第127号勧告に置き換わる協 同組合の振興に関する勧告を採 択した。新しい法律文書は、雇用 を創出し、事業の可能性を開発し、 貯蓄と投資を増大し、社会的ウエ ルビーイングを改善するための、 すべての諸国における協同組合 を振興する措置を採用することを、 加盟国に対して求めている。加盟 国は、協同組合の振興を国およ び社会の発展の目標のひとつと みなすこと、実現可能な経済の発 展および民主的に運営される協 力を促進することを可能にする環 境をつくりだす措置を熟考するこ と、を求められている。

世界中の、小規模から数百万 ドルの事業に至るまで、協同組合 は、1億人以上の男女を雇用し、 8億人のメンバーを有するものと推 測されている。彼らはまた、イン フォーマル経済の無防備な労働 者を、主流経済における生活に 組み入れる重要な手段でもある。

労働における健康と安全の分 野では、総会は、1981年の職業 上の安全および健康に関する条 約の新たな議定書および22年前 の古い職業病リストを最新化する 勧告を採択した。この議定書は、 批准国に、労働災害・職業病、危 険事象および通勤災害の記録と 届出に関する要求事項および手 続を策定し、また見直すことを求め

ている。議定書はまた、加盟国に、 ILOまたは他の関連国際機関の 最新の国際体系と互換性のある 分類体系にしたがって、年次統計 を発行することを求めている。

勧告は、加盟国に、予防、記 録、届出および補償のための、国 の職業病リストを策定することを求 めている。新たなリストは、1980年 の最後の改正以来改訂されてこ なかった、ILOの業務災害給付条 約付表1を補うものである。この勧 告の付表のリストは、ILO理事会 が招集する三者構成の専門家会 合を通じて、定期的に更新される。

基準の適用

ミャンマーにおける強制労働の 利用を終わらせるILOの努力の 一環として、ILOの基準適用委員 会は、ILOヤンゴン連絡事務所の 開設、いまだ終わっていないとりわ け軍隊による強制労働などの最 近の出来事に関する、特別の討 論の場をもった。委員会は、現実 的、迅速かつ検証可能な進展の 必要性を強調し、また、ILOが政 府および関係者すべてとの対話 を断固として続行するよう促した。

委員会はまた、24か国におけ る事例を検討して、スーダン、エチ オピア、ヴェネズエラの3か国の 事例に関する委員会の議論に、 総会の特別の注意を促した。委員 会は、1930年の強制労働に関す る条約(第29号)が遵守されてい ない例証としてスーダンをあげ、「武 力抗争が行われている同国南部 だけでなく、政府がコントロールし ている地域においてさえ、誘拐、 人身売買および強制労働が何千

人もの女性や子供に影響を与え ていること」に対する専門委員会 の関心を共有した。委員会は、本 総会に政府が提出した説明にも かかわらず、とられている対策は 不十分であるとみなし、速やかに 政府の取り組みが改善されること を希望した。

エチオピアの事例と1948年の結 社の自由及び団結権の保護に関 する条約(第87号)に関し、委員会 は、同国政府が広範囲にわたる 技術援助を希望しているという事 実を歓迎した。政府に対して、この 基本的条約の諸条項を遵守した 行動を保証するよう、緊急のアピー ルを発した。とりわけ委員会は、法 令と実際の双方において、教師の 労働組合の権利を完全に尊重す るよう要求した。教師組合のリー ダー・テイ・ウォルズミアテの釈放 を歓迎しつつも、委員会は政府 に、「市民的自由の尊重が労働組 合の権利を尊重するうえで不可欠 であること」を思い出させた。

ヴェネズエラの事例は同じく結 社の自由に関する第87号条約に 関して、委員会は、自ら選択して組 織をつくる労働者および使用者 の権利について、数年前から関 心を寄せていることに言及した。委 員会は、「背後で政府が関与した 暴力行為についての申し立てが、 労働者および使用者の団体から ILO使節団に提出されていること に遺憾の意を表した。委員会は、 政府および国民議会から表明さ れた同条約の要求事項に法令を 適合させるという意思に注目し、専 門委員会が次の会合でもう一度 状況を検討することができるように するために、推敲された新たな草 案のテキストを含め、詳細なレポートを提出するよう要求した。

ソマビアは、347名が総会で発言をしたと報告したが、「失意」を込めて女性はわずか45名、13%であるとを指摘した。彼は、年次総会

における「女性のより強力な参加」 を確保する手段を検討するように 政府、労働者、使用者代表たちに 力説し、発言者のジェンダーの不 均衡に対処するために、「来年の 目標の設定」を検討する かもしれないと示唆した。 ている許容濃度

② 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH)が提言しているばく 露限界(許容濃度)

管理濃度等検討会議における 専門家による検討を踏まえ、原則 として、日本産業衛生学会の許容 濃度とACGIHのばく露限界が一 致している場合には、その値を、 また、両者の値が異なっている場 合には、いずれか一方の値を管 理濃度とする。

(2) 管理濃度の設定が必要な 物質

管理濃度が設定されていない 11物質のうち、日本産業衛生学会 及びACGIHが許容濃度等を勧 告している2物質(ベンゾトリクロリ ドと三酸化砒素)

(3) 管理濃度の見直しが必要な物質

日本産業衛生学会が勧告している許容濃度(暫定値及び過剰発がんリスクレベルに対応した評価値を含む。)又はACGIHが提言しているばく露限界(暫定値を含む。)の値と比較して管理濃度の値が高い34物質(石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)等)

日本産業衛生学会が勧告している許容濃度(暫定値及び過剰発がんリスクレベルに対応した評価値を含む。)及びACGIHが提言しているばく露限界(暫定値を含む。)の値と比較して管理濃度の値が低い1物質

(注) 許容濃度等の値と比較して 管理濃度の値が低い1物質に ついては慎重な検討が必要で ある。

しかし、第1回会合の議事録を

管理濃度の見直しに着手

厚労省●産衛の許容濃度等を採用?

厚生労働省は、3月19日に「管理濃度等検討会(座長: 輿重治・中央労働災害防止協会参与)」を参集し、管理濃度の設定・見直しの検討を開始した。アスベスト等について、全国安全センターや石綿対策全国連絡会議の見直しの要求に対して、2年ほど前から「(いつからとは明言できないが)見直しに着手する」と回答してきたものが、ようやく動き出したわけだ。

労働安全衛生法第65条は、事業者に対し、職業上のばく露により労働者に健康障害を生じさせるおそれのある物質のうち、有害性が高く、罰則付きの管理措置が必要なもの及び罰則付きの製造許可が必要なものとついて、作業環境の管理のため作業環境測定の実施を義務づけるとともに(現在92物質が対象)、作業環境測定の結果の評価のため管理濃度を定めている(現在92物質中81物質について策定)。また、法定の作業環境測定対象物質以外の物質に

ついても、その有害性の程度に鑑 み必要な物質については、労働 者の健康障害を防止するため、製 造及び取扱い等に関する指針を 定め、指針において、作業環境測 定を実施し、その結果を評価する こととしている。

本検討会は、作業環境測定対象物質の測定方法および管理濃度の値または(指針の場合には)作業環境測定結果の評価に使用する濃度の値について検討を行うことを目的に参集された。第1回会合で示された「管理濃度の設定・見直しの検討について(案)」によると、法定物質についての次のような方針が示されたうえ、検討期間は「概ね1年間の予定」とされ、その後で「指針における作業環境測定の結果の評価に使用する濃度の値について検討を行う」とされている。

(1) 設定の基本方針

管理濃度は、次の値を指針として設定する。

① 日本産業衛生学会が勧告し

みると、この方針に対しては冒頭から、「前の検討会ではこんなふうに決まった覚えがない。…例えば、管理濃度が決まっていない物質については、分析の時の定量下限値を使おうということが議論されていたけれども、ここには盛り込まれていない。それから、管理濃度を決める際には許容濃度かTLVかのいずれか一方を管理濃度にしようということも、決まった覚えがどこにもない」という発言が出る始末。

後者は、世界で唯一日本だけ が、管理濃度一「場の管理」という 独特の作業環境評価を行ってい ることからくる問題でもある。既報 のとおり(2001年10月号37頁参 照)、(社)日本石綿協会は、個人 ばく露濃度=(0.3~0.4)×管理濃 度という関係になると主張している が、検討会では、「許容濃度、ば く露濃度よりも、管理濃度の方が 低い値を採って然るべきではない かという感じがする」、「きちんとし た明確な説明がないと、許容濃度 かTLVと同じ値にしたよということ だけで済むのかなという気が(す る)」などという発言もなされている。

今後の「検討スケジュール(案)」 は以下のとおり。座長が、「時間の かかりそうなものは終わりのほうに もっていってありますから、大体何 とかなるのではないかとは思いま す」と言っているのも意味深長だ が、注意深く見守っていく必要が あろう。なお、この検討会は「原則 公開(傍聴ができる)」とされている。 議事録、配布資料等は、http:// www.mhlw.go.jp/shingi/other. html#roudouで入手可能である。 第1回 3月19日

- ① 検討方針
- ② 検討スケジュール

第2回 5月31日

① 医学的知見に基づく管 理濃度の検討(有機溶剤)

第3回 7月26日

- ① 医学的知見に基づく管理濃度の検討(金属)
- ② 前回管理濃度を検討した物質について、測定技術等の検討

第4回 9月

- ① 医学的知見に基づく管理濃度の検討(その他の特定化学物質)
- ② 前回管理濃度を検討した物質について、測定技術

等の検討

第5回 11月

- ① 医学的知見に基づく管理濃度の検討(石綿、ベンゼン、三酸化砒素)
- ② 前回管理濃度を検討した 物質について、測定技術等 の検討

第6回 来年1月

- ① 医学的知見に基づく管理濃度の検討(石綿、ベンゼン、三酸化砒素)
- ② 石綿、ベンゼン、三酸化 砒素について、測定技術等 の検討

第7回 来年3月

① 検討結果の整理、再確認



炊事作業で頸肩腕障害

東京●サポーター巻けば仕事できる?

Nさんは、(株) M社(劇場経営) のS営業所で料飲事業部に所属 し、観劇にやってくる客や法事など 注文に応じて高級弁当を作っていた。担当は炊飯で、同時に鮮魚仕 込みも兼任した。弁当は鮮魚を扱うため夏期の注文は少いが、それ 以外は毎日1,000~2,000食を日常的に取り扱っていた。

炊飯は、3日を1クールにした交替制で、原則一日ひとり作業だ。 米袋はひとつ30kg。これを10kg に分けて、3~4回水を換え洗米 しざるに上げる。15分間程乾燥さ せ炊飯する。釜は、4升炊きが基 本。水を吸った米は10kg以上の 重量になる。定量の水と共に米を 釜にセットすると、重さは釜5kg+ 米10kg+水5kgで合計20kg強。 炊きあがった釜をガス台か降ろし 蒸らしてから、釜をひっくり返して、 しゃもじでひつに掻き出し、紙をか け、ひつのフタを締めて、一行程 が終了する。ここまでがほぼ50分 である。

使用する釜は9台。朝7時を目 処に必要量を炊き、かつ、冷めないうちに納めるのがNさんの役目 である。短時間で能率的に炊飯作 業を一人でこなすNさんは、その 日の注文に応じた炊飯のタイム テーブルを作った。例えば、7時ま でに9台の釜を炊きあげるには、 早朝4時半から、10分から~15分 の時間差計算の上で確実に炊飯 作業を進めていくという具合。「集 中した作業で、まざに毎日が戦場 のようだった」、とNさんは語った。

1999年9月頃から、S営業所は、本社分の炊飯も受け持つことになった。営業所担当分の炊飯を7時半までに終了し、9時半を目処に本社分を炊飯するのである。この業務の増加で、翌年には、春頃Nさんは腕の疲労を自覚し始めていた。

そして10月のある日、Nさんは午前2時過ぎに出勤した。午前6時頃までに、S営業所分の250~300kgの約30回分の炊飯(白米、茶飯、かやく、すし飯用)を、さらに午前11時を目処として、本社分の松茸ご飯270kg一およそ27回分の炊飯を仕上げるためだった。深夜からおよそ9時間、一人で50数回、緊張した炊飯を反復した最終切面一午前11時10分頃、最後の釜をひっくり返そうとした時、ついに左肘にずきんと激痛が走った。

この日を契機に、Nさんは肘の 痛みに苦しめられるようになった。 11月半ば、上司に「休ませて欲し い」と話したが、「痛くたって腕にサ ポーターでも巻けばできる」、と怒 鳴られた。指示どおり、バンドで腕 をきつく締め上げ作業すると、感 覚が麻痺して痛みは薄くなるが、 手指がひどくむくんだ。

12月には症状はさらに悪化し、 痛みで盛りつけ作業時、タッパー、 メン器、皿を左手で持てず、ふきん も絞れなくなった。上司は、「なんでいつまでも治らないのか」とNさんを責め続けたが、就労しながらの治療は効果は出なかった。逆に肩・首に痛みが拡大し、めまいなどの自律神経にも影響が出るまでになっていたのである。

Nさんが最終的に会社を休職したのは、翌年の4月末のこと。すでに我慢も限界だった。治療に専念し、亀戸労働基準監督署に頚肩腕障害として労災請求し、2002年2月、業務上と認定された。 (東京労働安全衛生センター)

障害等級不該当を撤回さす

栃木●フィリピン人女性の労働災害

栃木のい草工場で働いていたフィリピン女性Pさんは、2000年6月20日の作業中に、右前腕を切断する労災事故にあった。さいわい、接着手術は成功し、感覚も回復、わずかに右手が動くようになった。そして、2001年5月26日に治癒認定を受け、後遺障害について補償の請求を行った。

ところが、結果は不支給だった。 Pさんは、右手では水の入ったコップを持つことができず、スプーンを持って食事をすることもできません。これは、神経・筋損傷による右手の筋力低下のためである。

不支給決定の理由を推測すると、

- ① 切断後、接着されたため欠損 障害には当たらない
- ② 変形障害に当たるほどの変形を残していない
- ③ 機能障害に当たるほど、関節の動きが制限されていない
- ④ 痛みや感覚障害を残してい ない
- ⑤ 中枢神経系の障害でないた

- め、総合的な日常生活活動能 力や労働能力の損失について 評価されなかった
- ⑥ 末梢神経麻痺についての等級の認定は、原則として、損傷を受けた神経の支配する身体各部の器官における機能障害の等級を準用することとされているが、本件では前述①、②、③に当たり、補償される等級に相当しない

ということ。

しかしながら、Pさんの労働能力 のそう失は明らかだった。

当診療所では、「本件は、身体障害による労働能力のそう失が明らかにあるが、その身体障害が、障害等級表に掲げるものに当たらない場合に相当する。腕神経叢の完全麻痺は、根性および末梢神経麻痺に含まれるが、関節可動域制限がなかったとしても、筋力がないことから『上肢の用を全廃したもの』に含まれる。本件のように不全麻痺であったとしても、筋力が実用上ほとんど用をなさないほ

ど著しく低下した場合には、その労 働能力の損失に鑑みて、手関節 および手指の機能障害の等級に 準用をするのが適当ではないか」 として、意見書を提出した。

2002年3月15日、栃木労働基 準監督署は不支給決定を取り消 し、障害等級9級の決定を した。

亀戸ひまわり診療所・三橋徹

早朝から午後7時まで現場で働き、 月に1日程度しか休めなかった。

そのような労働条件で、Mさん は災害的な要因もなく、長年の負 荷の蓄積により腱板断裂を発症 したと思われた。非災害性の上肢 障害の認定は災害性と比べて困 難と思われたが、業務量から考え て発症し得ると判断し労災請求を 行った。

実はM整形外科の主治医が加 齢による変成もありえる等、労災 について猜疑的な意見書を提出 してしまい、認定に1年を要したが、 加齢よりも業務量が重いこと、疲 労性の腱板断裂が大工さんのよ うな肉体労働者に多いことを示す 論文を提出するなどして業務上認 定を得た。

(東京労働安全衛生センター)

非災害性腱板断裂を認定 千葉●特別加入の一人親方建設職人

Mさんは、中学卒業の1950年 から50年間造作大工として働き続 けてきた。1950年から故郷の島根 県にて見習い、1960年に上京し、 1963年からはK工務店にて木造 注文住宅を作ってきた。注文住宅 の仕事が減ると、1995年から住宅 販売会社TT住宅で、一人親方と して働いてきた。

2000年4月、右肩に痛みを感 じて整形外科を受診したところ、「右 肩腱板断裂」と診断された。しかし、 仕事を休むことができず、通院し ながら働き続け、10月にようやく 手術を受けた。

昨年1月、初めて東京労働安全 衛生センターに来所し、一人親方 の特別加入をしていることから、柏 労働基準監督署へ労災補償請求 を行った。センターでは、Mさんの 業務量をまとめて署へ提出した。 同じ木造住宅であっても、専門的 な技術を駆使する注文住宅と規格 品の住宅の仕事はかなり異なる。

最も大きな違いは、塗り壁と板 張り天井に替わるボード。住販メー カーの住宅では、大工さんの仕事 はさながら「ボード張り屋」である。

1棟の2階建て住宅を建てるため に天井、壁に90cm×180cmまた は240cm、10数kgのボードを350 枚以上張ることになる。ほとんどの 作業は腕を肩より上へ挙げての挙 上作業で、ビス止め機や釘打ち機 のような重い工具を手で支えて使 用する。また、納期に追われて、

地裁が調査書提出を命令

兵庫●過労死民賠訴訟で労基署に

過労死をめぐる損害賠償訴訟 で、神戸地裁が遺族側の求めに 応じ、労働基準監督署の実地調 とんど開示されたことがなかった [注: 被災者本人や遺族が情報公 開法に基づいて開示請求を行っ た場合でも開示されていない」内 部文書の提出を、[6月]12日まで に労働基準監督署に命じた。こう した内部文書は、関係者のプライ バシー保護などを理由に一部を除

いて開示が規制されていたが、昨 年の民事訴訟法の改正で大幅に 緩和。今回の提出命令はその改 正に基づくもので、関係者は「『労 災訴訟』で救済を求める人たちに とって朗報」と高く評価している。

訴状や関係者によると、[20]00 年1月、兵庫県西宮市の塾講師 (当時38歳)が、私立中学の受験 シーズン中に、くも膜下出血で死 亡。神戸東労基署が昨年3月、講 師の過労死を認定した。遺族はこ の認定を基に、塾側を相手取り、 安全管理を怠ったなどとして約1億 3000万円の賠償を求める訴訟を 神戸地裁に起こし、係争中。

訴訟で遺族側は、過労死認定 の基礎となった同僚の証言記録や 実地調査復命書などを求めたが 拒否された。このため、同地裁に 文書提出命令を出すよう申し立て た。労基署側は「証言した同僚の 同意が得られていない」、「書類は 公務上の秘密文書に当たる」など と主張。しかし、古川行男裁判長 は「秘密文書には当たらない」とし て提出を命じた。

実地調査復命書は、職場での 聴取内容や検分の報告に加え、 監督官[ママ]自身が労災にすべ きかどうかの意見を加えた内容で、 労災調査の中心的資料。 遺族側代理人で「労働基準オン ブズマン」の松丸正弁護士(大阪 弁護士会)は「実地調査復命書は、 労災認定の核となるもの。この種 の内部資料が開示されたのは初 めてで、意義は非常に大きい」と している。

法改正が奏効

元労働基準監督官で全国労働安全衛生センター連絡会議顧問の井上浩さんの話

開示は非常に意義が大きい。 本人が亡ぐなったような場合、責任 を追及しようにも職場事情などが 分からず、以前から開示を求める 声は強かった。法改正が功を奏し たといえる。

※6月12日付け毎日新聞(大阪本社版)夕刊



り、これは2000年の数字と比べて 13%の増加である。

中毒事件のほとんどが中小事 業葉、とりわけ民間事業葉におい て発生している。

予防に関する注意の欠如とこの領域の投資の欠如が、中毒件 数増加の「主犯」である。

新たな規則は、使用者に、労働 条件の改善を迫るだけではなく、 労働者に、職業病を防止する一 層の法的権利を与え、補償を受け ることを可能にするだろう。

労働者は、その仕事の危険性 に関する完全な理解を手に入れ る権利を有し、また、いかなる使用 者も、これらの権利を侵害したこ とがわかった場合には厳罰に処 される―と新規則は述べている。 使用者は、安全条件を改善し、労 働者の安全を確保するのに必要 な機器を提供することを求められ ている。

新規則はまた、職場の安全管理を担当する保健担当者は、その職務の怠慢により労働者が病気に罹患した場合には、刑事罰に処せられることを明記している。

仕事によって中毒になった労働 者には、保険会社および使用者 に補償を請求する権利を有する。 新規則のもとでは、使用者はもは や、健康検査を通る前に有害物 質に曝露した労働者を解雇するこ とはできない。

工場は、法的基準に適合しない 有害物質を使用することは禁じられる。違反した場合には、閉鎖措置、5-30万元(US\$6,000-36,000) の罰金または刑事罰を受ける可能性がある。

危険有害物質対策の新規則

中国●予防から補償まで、処罰も強化

5月20日付けチャイナ・ディ リー紙

危険有害物質を取り扱う労働者 の衛生改善を助けるための新しい 規則が、5月19日の日曜日に施 行された。

国務院によって公布されたこの 規則は、増大している職場の有害 物質によってもたらされる疾病を 減少させるものと期待されている。

保健省の担当者は、中国の職業病はきわめて「深刻」になってきており、新規則の公布は労働者

に、自らの権利を守る新たな法的 武器を提供するものであると指摘 した。

同省の統計は、2001年に756 件の急性中毒の事例が報告され、 そのうちの110件が死亡している ことを示している。

同時期に全国で1,168件の慢性 中毒の事例が報告されており、数 百万の労働者が貧しい防護措置 のもとで働いている。

昨年、同省は、様々な職業病を 含む13,218件の報告を受けてお

鍼灸時効裁判に不当決定

最高裁●ト告棄却、ト告受理申立て受理せず

5月30日付けで最高裁判所は、 はりきゅう時効裁判について、上 告棄却、上告受理申立を受理しな いという決定をした。東京高裁の 不当判決をそのまま認めてしまっ たのである。理由は、民事訴訟法 の該当条文に「該当しない」、「受 理すべきものとは認められない」 というあっさりしたものである。

大変残念な結果ではあるが、今 回の裁判闘争は決して無駄では なかった。別記のとおり、そもそも この裁判のきっかけは、20年前 の労働省の悪名高い375 通達強 行に始まる。それは被災者の現状 を無視した切り捨て政策に他なら なかった。はりきゅうのことだけで はない。理不尽な労働行政に抗 する闘いとして、例えば、たくさんの 過労死遺族や弁護士らの地道な 取り組みによって、認定基準の改 正も勝ち取られてきたのだ。そうし た取り組みに連なる闘いであった。 少なくとも、第一審の横浜地裁が、 われわれの主張を認めたことは大

きな成果であった。

今後も今回の裁判闘争を糧に、 労働者の立場に立った労働行政 の実現、労災職業病根絶の取り 組みを続けていきたい。

決して簡単ではない事案にも関 わらず、福田護、岡部玲子両弁護 土は奮闘してくださった。自治労神 奈川リハビリ労組の方々は毎回傍 聴にかけつけてくれた。全港湾横 浜支部、被災者の会のみなさんは 原告をはじめ、いつも傍聴席を埋 めた。多くの労働組合、医療機関 から団体署名をいただいた。最後 になったが、支援してくださった全 てのみなさんに、この場を借りて、 厚く御礼を申し上げます。

神奈川労災職業病センター 川本浩之

はりきゅう時効裁判とは

1983年に施行された375 通達 は、労災はりきゅう治療を一律1年 に制限した。真の狙いは、はりきゅ う治療打ち切りによる、被災者切 り捨てに他ならなかった。その不当 性、違法性は、いくつかの裁判に よって明らかになり、1996年には 诵達改正が行われる。

しかし、違法通達下で、はりきゅ う治療について全額自己負担を 余儀なくされた被災者は少なくな い。そこで過去にさかのぼっては りきゅう代金を請求したところ、労 働基準監督署は時効を理由に不 支給処分を下した。労働省自身が 「請求しても不支給にします」とわ ざわざ通知していたのに、後から 「時効だ」というのはあまりにもひ どい。1999年9月20日、元港湾労 働者6人と元自動車労働者1人が 裁判に立ち上がった。

2000年12月7日、横浜地方裁 判所は、原告らの主張を認め、「時 効の適用は禁反言、信義則違反 であり、許されない」とする判決を 下した[2001年1・2月号特集参 照]。しかし、不当にも国は控訴。 さらに東京高等裁判所が、2001年 11月29日、「涌達が間違っている というのなら裁判をすればよかっ たのだ」と、原告敗訴の判決を下 した[2002年1・2月号91頁参照]。 労働者の実態を見ようとしない不 当判決を不服として、最高裁判所 に上告。2002年4月には、公正判 決を求める団体署名の提 出も行なった。

賛助会員 定期購読のお願い



会費は、個人・団体を問わず、年度会費で、101万円で10以上です。

- 中央労働金庫田町支店「(普)7535803 L
- 郵便振替□座「00150-9-545940」 名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

A statement of BANJAN on today's announcement of the Minister of Health, Labour and Welfare

Today (28 June), Japan's Minister of Health, Labour and Welfare, Mr. SAKAGUCHI Chikara, announced that he was considering introducing a total ban on chrisotile asbestos.

We welcome this announcement which will turn our long years' demand into reality. BANJAN have been calling for "an immediate total ban on asbestos" since its establishment in 1987, and had a meeting last month with officials of the Ministry of Health, Labour and Welfare to call for it again. At that time many asbestos victims and survivors joined us and they spoke out directly about their sufferings and rage.

More than anything else, a real ban should be put into force as soon as possible. The government should not expand the range of exceptions from the ban or the period of grace unreasonably, and should not waste time considering those matters pointlessly. Especially, with regard to construction materials, there is no material for which a suitable substitute is not available, so there is no reason for any construction material containing asbestos to be exempted from the ban.

The health effects due to past asbestos exposure in Japan have become more and more obvious. We estimate more than 2,000 people are killed annually in Japan. A recent study predicts that the male pleural malignant mesothelioma mortality rate in Japan would reach 58,800 during the next 30 years, and 103,000 during the next 40 years. Considering the female mortality, death from other forms of mesothelioma, asbestos-related lung cancer and others, the real figure of future asbestos deaths in Japan could increase by several times. Moreover this prediction reflects past asbestos use in Japan, and so will be an inevitable reality for us even if a total ban on asbestos were introduced today.

- "An immediate total ban on asbestos" has to be the first step. We call again for all relevant ministries to tackle the issue, and breaking down the barriers separating ministries under the powerful leadership of the government,
- to establish and strengthen proper and comprehensive measures for monitoring the actual situation, provide more precise prediction, diagnosis, medical treatment, physical and spiritual care and compensation and so on for asbestos victims and their families and
- to establish and strengthen proper and comprehensive measures for identification and monitoring of buildings and materials in which asbestos has already been installed, control, maintenance, repair, removal, demolition, disposal and so on, in the light of protecting workers' and public health and the environment.

28 June 2002

BANJAN: Ban asbestos Network Japan

Co-chairperson

KATO Tadayoshi (President of the National Federation of Construction Workers' Unions)
TAKEHANA Kyoji (Vice President of the All Japan Prefectural and Municipal Workers' Union)

TOMIYAMA Yoko (President of he Consumers Union of Japan)

HIROSE Hirotada (Professor of the Tokyo Woman's Christian University)

Z Bldg, 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, 136-0071, Japan

FAX +81-3-3636-3881

URL: http://homepage2.nifty.com/banjan/

Email: banjan@nifty.com

Contact: FURUYA Sugio (Secretary General, JOSHRC)

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881 E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

東	京	NPO法人 東京労働安全衛生センター 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階	E-mail etoshc@jca.apc.org TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766	
東	京	■ 三多摩労災職業病センター 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5	TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024	
東	京	■ 三多摩労災職業病研究会 〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内	TEL(042)324-1922 /FAX(042)325-2663	
神	奈川 •	→ 社団法人 神奈川労災職業病センター 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505	E-mail k-oshc@jca.apc.org TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948	
新	潟	財団法人 新潟県安全衛生センター 〒951-8065 新潟市東堀通2-481	E-mail KFR00474@nifty.ne.jp TEL(025)228-2127 /FAX(025)222-0914	
静	岡(清水地域勤労者協議会 〒204-0812 清水市小柴町2-8	TEL(0543)66-6888 /FAX(0543)66-6889	
愛	知●	●名古屋労災職業病研究会 〒460-0024 名古屋市中区正木4-8-8メゾン金山711	E-mail fureai@ma2.justnet.ne.jp	
京	都(京都労働安全衛生連絡会議 〒601-8432京都市南区西九条東島町50-9山本ビル3階	TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145	
大	版	▶関西労働者安全センター 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602	E-mail koshc2000@yahoo.co.jp	
兵	庫	尼崎労働者安全衛生センター 〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付	TEL (06) 6488-9952 /FAX (06) 6488-2762	
兵	庫	▶ 関西労災職業病研究会 〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17阪神医療生協長洲支部	TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762	
兵	庫	ひょうご労働安全衛生センター 〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号	TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172	
広	島)広島県労働安全衛生センター 〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル	TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4110	
鳥	取	・ 鳥取県労働安全衛生センター 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内	TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090	
愛	媛●	② 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	E-mail eoshc@mx81.tiki.ne.jp TEL(0897)34-0900 /FAX(0897)37-1467	
愛	媛	えひめ社会文化会館労災職業病相談室 〒790-0066 松山市宮田町8-6	TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079	
高	知●	財団法人 高知県労働安全衛生センター 〒780-0010 高知市薊野イワ井田1275-1	TEL(0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953	
熊	本●	・熊本県労働安全衛生センター 〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック	TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177	
大	分●	●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター 〒870-0036大分市中央町4-2-5 労働福祉会館「ソレイユ」6階	TEL(097)537-7991 /FAX(097)534-8671	
宮	崎●	□ 旧松尾鉱山被害者の会 〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14	E-mail aanhebez@bronze.ocn.ne.jp TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404	
鹿児	見島 ●	鹿児島労働安全衛生センター準備会	E-mail aunion@po.synapse.ne.jp TEL(0995)63-1700 /FAX(0995)63-1701	
自治	台体●	自治体労働安全衛生研究会	E-mail sh-net@ubcnet.or.jp TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432	
(オブザーバー)				
福	島●	福島県労働安全衛生センター	TIPL (00.15) 00.0505 (5.17) (00.15) 00.050	
山	□●	T960-8103 福島市船場町1-5 山口県安全センター	TEL (0245) 23-3586 /FAX (0245) 23-3587	

〒754-0000 山口県小郡郵便局私書箱44号

SHE JOSHRC SHE JOSHRC SIR JOSHRC SIR JOSHRC 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-12ビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議 TEL(03)3636-3882 FAX OSHRC: SIR JOSHRC SIR JOSHRC Japan Occupational Safety and Health Resource Center 情報2002年8月号(通巻第289号)2002年7月15日発行(毎月1回15日発行)1979年12月28日第三種郵便物認可800円 SIN JOSHRC SIN JOSHRC E-mail: joshrc@jca.apc.org SIR JOSHRC Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto vww.jca.apc.org/joshrc SIR JOSHRC SIR JOSHRC JOSHRC SIN JOSHRC (03)3636-3881